モノナリ

表中陸軍通譯ハ民政事務ニ從事セシメルモノノミノ數ナリ

本表ノ外民政局内務部遞信課ニ屬セル傭外國人一名アリ

●**地方警察職員**　此歳十月新に到着せる地方警察職員の定員配置に關しては既記せるを以て之を省略す。年末現在は次の如し。

| 縣廳島別 | 定員 | | |

縣廳	警署	巡査	縣廳警部	巡査	縣廳警部	巡査
臺北縣	臺北警察署	一八〇	臺北縣	一四	臺北縣	七〇
	宜蘭警察署	一〇〇			澎湖島	二
	基隆警察署	七〇			計	七二
	淡水警察署	四〇	臺中縣	二	合計	四〇
	新竹警察署	六〇	臺南縣	一三		一八七
	計	四五〇				
臺中縣	臺中警察署	九五				
	苗栗警察署	四〇				
	鹿港警察署	九〇				
	埔里社警察署	三〇				
	計	一、二〇〇				
澎湖島廳	澎湖島廳警察署	五〇				
臺南縣	臺南警察署	一五〇				
	嘉義警察署	一〇〇				
	鳳山警察署	一二〇				
	恒春警察署	三〇				
	計	四〇〇				
雲林警察署		四五〇				

●**阿片專務增員**　右の外六月に至り、阿片取締の爲め次の如き定員外增員を認められたり。

●**ペスト防遏一時增員**　數次に亘る警察官の增員も尚地方の安寧を保證するに足らず、且二十九年秋に至りペスト病猖獗を來せる爲め、臺北縣に限り十一月二十二日より二箇月半臨時五十名の臨時增員を認められたり。

●**明治二十九年末地方警察定員表**

縣廳	定員	警部長	警部	通譯生	巡査
臺北縣	六九	一	六	四	五三
臺中縣	五三	一	六	三	三〇
臺南縣	六〇	一	五	四	四〇〇
澎湖島廳	八	一	一	一	五〇
計	一九〇	四	一八	一二	一、二〇〇
	不詳		不詳		不詳

備考　一時的增員ハ本表ニ含マス

●**當時の配置標準**　參考の爲め當時の警察職員地方配置標準を示さは次の如し。

區別 / 廳名	警部						通譯生	巡査
	警察部	警察署長	內勤	外勤	分署長	外勤	合計	警察部	警察署	定員
臺北縣										
臺北廳	一	一	四	四	二	六	一八	一	一二	一二〇
宜蘭支廳		一	二	二	二	四	一一		一一	一〇〇
基隆支廳		一	三	三	二	六	一五		一	七〇
淡水支廳		一	二	二	二	四	一一		一	四〇
新竹支廳		一	三	三	二	六	一五		一	六〇
小計	一	五	一四	一四	一〇	二六	七一	一	一五	四五〇
臺中縣										
臺中廳		一	二	二	一	四	一一		一	九五
苗栗支廳		一	二	二	一	四	一一		一	四〇
鹿港支廳		一	二	二	一	四	一一		一	九〇
埔里社支廳		一	一	一	一	二	六		一	三〇
小計		四	七	七	四	一四	三四		四	一、二〇〇
臺南縣										
臺南廳		一	二	二	一	四	一一		一	一五〇
嘉義支廳		一	二	二	一	四	一一		一	一〇〇
鳳山支廳		一	二	二	一	四	一一		一	一二〇
恒春支廳		一	一	一	一	二	六		一	三〇
小計		四	七	七	四	一四	三四		四	四〇〇
澎湖島廳		一	一	一	一	二	六		一	五〇
合計	一	一四	二九	二九	一六	五六	一四五	一	一四	一、八五〇

七〇二頁
明治二九年
に比べ五〇〇名
の増員ナリ 4二百名

縣廳	小計	臺中縣	苗栗支廳	施港支廳	埔里社支廳	雲林支廳	臺南縣	小計	嘉義支廳	鳳山支廳	恒春支廳	澎湖島廳	合計
明治二九年	八九五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三〇年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三一年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三二年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三三年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三四年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三五年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三六年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三七年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三八年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治三九年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治四〇年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治四一年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治四二年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治四三年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治四四年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
明治四五年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正元年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正二年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正三年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正四年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正五年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正六年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正七年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正八年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正九年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇
大正一〇年	九一五	八	一	一	一	一	四九五	四九	一	一	一	一	一二五〇

明治三十年

●巡査の大增員　前年千二百名に增員せられたる巡査は、地方の增員要求に基き、今年度更に三千百人に大增員を見るに至る。配置計畫の大要次の如くなるが、土人警吏の大擴張を見たること注意を要すべし。

配置計畫

巡査	三千百人	本島各地配置
巡査	二百人	警務練習所授業生
土人警吏	九百人	本島各地配置

一、右ノ如ク配置スルトキハ巡査三千百人警吏九百人合計四千人ノ警察力ト相成候モ、實際ニ於テハ病氣其他ノ事故ニ依リ常ニ二割五分（千人）ノ缺員アルモノト假定スレハ、三千人ノ警察力ハ常ニ存在シ、加フルニ警務練習所ニ養生中ノ者二百人アルヲ以テ、其所在地附近ニ於テハ臨時非常ノ事アルニ當テハ之ニ助勢セシムルヲ得ヘク、豫算表面ノ通リ、巡査三千五百人トスルヨリ遙ニ警察力ノ廣大ナルヲ以テ、如斯配置セントス

二、豫算案ノ巡査三千百人中二百人ヲ減シ、此當金（一人當百百四十八圓五十四八厘）八萬九千七百圓九十六錢ト授業生二百人ニ對スル殘金四百六千九百十八圓（授業生ハ月俸八圓ニ食費四圓五十錢ヲ給スル見込ルナヲ以テ、月俸月手當費ノ日ニ於テ殘金ヲ生ス）此合計金十三萬六千六百十八圓九十六錢ヲ以テ土人警吏一人年額百二十圓此ノ九百人ノ合計金十萬八千圓ト臨勇隊丁ノ手當年額二萬四千圓合計金十三萬二千圓圓トシテ之カ費用ニ充テ、四千六百十八圓九十六錢ノ殘金ハ臨勇隊丁ヲ增加スル場合ニ於ケル手當ニ充テントス

三、警吏ノ旅費ハ巡査月額ヨリ支出シ不足ナキ見込ナルヲ以テ別ニ豫算ヲ編成セス

四、講願配置ニ依ル目下ノ巡査ハ四十七名ナルモ、來年度ニ於テ大ニ其員數ヲ增加スルノ見込アリ、然レトモ其經費ハ一切警察費ヨリ支出セシテ、別途支出スルノ見込ナルヲ以テ一般配置ノ巡査定員ノ外トス

而して右實施は七月以降の豫定なりしも、當時島内各地に匪徒出沒騷擾容易に鎭定せず、頗る警察力に不足を感じ居たる折柄、悠々之が遷延を許されず、千七百十三人中千百名を五月に繰上げ採用し、殘餘は十二月に繰上げ經理の權衡を圖る筈なりしが、六月に至り、殘餘の六百十三人も引續き募集、焦眉の急を救ふことゝなれり。

●警察定員改正　六月訓令第六十九號を以て警部及巡査の配置定員を次の如く改正せられたり、但し臺東廳には直に配置を見す。

廳	警部	巡査	備考
臺北縣	五五	六六八	定員外臨時增員三〇
新竹縣	二四	二七五	
臺中縣	四六	五七〇	
嘉義縣	四〇	五二〇	
臺南縣	二二	二一一	

廳	警部	巡査	備考
鳳山縣	三六	四六三	
宜蘭縣	一四	一七九	定員外臨時增員五〇
澎湖廳	九	九七	
臺東廳	四	二〇	當分配置セス
計	二五〇	三、〇二〇	

●明治三十年末地方警察職員定員表　此年四月巡査部長制を復活したるも定員等不詳、六月地方官々制改正六縣三廳となる。

縣廳別	定員						備考
	警部長	警視	警部	巡査部長	警手	雇員	
臺北縣	一		五五	六六八	不詳		外ニ定員外臨時巡査三〇名アリ
新竹縣	一		二四	二七五	不詳	二五〇	
臺中縣	一		四六	五七〇	不詳	四〇〇	
嘉義縣	一		四〇	五二七	不詳		
臺南縣	一		二二	二二一	不詳		
鳳山縣	一		三六	四六三	不詳		
宜蘭廳	一		一四	一七九	不詳	一五〇	外ニ定員外臨時五〇名アリ
臺東廳	一		四	二〇	不詳		
澎湖廳	一		九	九七	不詳		
計	六	二〇	二五〇	三、〇二〇	一	四〇〇	

明治三十一年

●**巡査定員**　明治三十一年度中巡査の定員は數次に亘り之が改正を見たるが、先づ前年六月決定せられたる定員を三月訓令第四十七號を以て臺東廳二十人を三三十人に、合計三千百人を三千百十人に改められたる外、六月訓令第一三五號を以て臺北縣六百六十八人、定員外臨時三十人とありたるを單に七百二十四人に改められたり。次て地方官々制の改正を內定するや六月訓令第一三八號を以て次の如く公布せらる。

縣廳名	定員	縣廳名	定員
臺北縣	九〇三	新竹縣	三〇二
臺中縣	四九九	嘉義縣	四六六
臺南縣	二三一	宜蘭廳	二二三
澎湖廳	八五	臺東廳	三七一
鳳山縣	二〇		

更に六月地方官々制改定三縣三廳となるや巡査の定員にも變更を生せるが六月訓令第一四八號を以て次の通り改定公布す。

縣廳名	定員	縣廳名	定員
臺北縣	一、一一六	宜蘭廳	二二一
臺中縣	七七四	臺東廳	二〇
臺南縣	九〇四	澎湖廳	八五
		計	三、一三〇

その後も七月訓令第一八四號を以て臺北縣巡査を一千百二十二人に合計を三千百三十六人に改正したる外、八月訓令第二三六號を以て臺中縣を七百四十四人に、臺南縣を四百五十四人に、宜蘭廳を三百十一人に（何れも三段警備撤去に依る增員なり）、十月には訓令第二七二號を以て臺北縣を更に一千百八十六人（匪賊掃蕩を理由とせる臨時增員）に、十一月には訓令第三〇〇號を以て臺中縣を七百七十四人に、臺南縣を九百四人に、十二月に至り訓令第三一九號を以て臺北縣を一千百九十七人の定員に（生蕃討伐後の取締に從事せしむる必要上增員）變更せり。

●**縣廳內通譯巡査の定員**　以上は縣及廳に於ける警察官の配置定員を定めたるものなるが、七月八日には各縣廳警察部又は警察課の定員は左記の通りと定め民政局長より通牒せられたり。

縣廳別	通譯巡査	縣廳別	通譯巡査
臺北縣	三	臺南縣	四
臺中縣	二	宜蘭廳	二
嘉義縣	五	澎湖廳	二
臺南縣	四	臺東廳	一
鳳山縣	二		

●**警部其他の定員**　六月地方官ヲ制改正直前各縣廳警部の定員は次の如く定められたり。

縣廳別	警部	縣廳別	警部
臺北縣	六六	臺中縣	二八
新竹縣	一八	臺南縣	二三
臺中縣	三九	鳳山縣	二二
計	二二八		

官制改正の後は、七月訓令第百八十二號を以て各縣廳屬、技手、警部、看守長、監獄書記及通譯の定員は次の如く改正せられたり。

縣廳名	定員	縣廳名	定員
臺北縣	一九九	臺南縣	一九四
臺中縣	一四八	宜蘭廳	五七
宜蘭廳	一六一	澎湖廳	三一

右定員は八月に至り訓令第二百五十號を以て次の如く增員せらる。

縣廳名	定員	縣廳名	定員
臺北縣	二一七	臺南縣	二一六
臺中縣	一六一	宜蘭廳	六二
澎湖廳	三一		

●**明治三十一年末地方警察職員定員表**　（此年六月三縣三廳に官制改正）

縣廳別	定員	警部長	警部	通譯	巡查部長又ハ巡查	巡吏	警吏	監獄
臺北縣	二一六	一	一九六	一	一、一九七	一〇〇	七〇	一
臺中縣	一九六	一	一七四	一	七七四	一	七五〇	一
臺南縣	一七四	一	一五四	一	九〇四	一	九四	一
宜蘭廳	二〇	一	一一	一	三一一	一	二四	一
臺東廳	二	一	一	一	二〇 八五	一	三 九	一
澎湖廳	一〇	一	一	一	一	一	一	一
計	六	六	二一八	六	不詳	一〇〇	二〇〇	臺中以外ハ不詳

明治三十二年

●**巡查定員の變更**　此の年中巡查定員は數次に亘りて改正せられたり、就中七月巡查に關する豫算を削りて、巡查補の配置を認められたるは特筆すべきことなるも其の員數等詳ならず。今改廢を逃ぶれば一月訓令第一號を以て臺南縣土匪討伐後の善後處置の爲め、九百四人を千百四人に、同月訓令第二號を以て臺中縣三段警備撤廢後の保安維持の爲め七百七十四人の巡查を九百十四人に、二月訓令第二十五號を以て臺東廳憲兵過半撤去せる爲め巡查二十人を五十人に、三月訓令第八十三號を以て臺中縣巡查を九百五十人に、臺南縣を一二〇四人に增加、澎湖廳八十五人なりしを四十五人に減員（治安上必要なしとして）更に五月三十日に至り地方狀況參酌して、左の通り變更せらる。

縣廳名	定員	縣廳名	定員
臺北縣	一、一二五	臺南縣	一、四五六
臺中縣	一、一二七	宜蘭廳	二五八
		澎湖廳	四五
		臺東廳	五〇

●明治三十二年末地方警察職員定員表　（今年始めて巡査補を置かれたるも其の員數は判明せず）

縣廳別	定員				
	警部長	警視	警部	通譯	巡査部長又ハ巡査	巡査補	隘勇
臺北縣	一	二			一、一一五		
臺中縣					一、一二七		
臺南縣					一、四五六		
宜蘭廳			一		二五八		
臺東廳					五〇		
澎湖廳					四五		
計	六	一	二二八	不詳	四、〇六一	不詳	不詳

明治三十三年

●巡査定員の改正　臺東廳下憲兵の廢合を行ひ人員減少に備ふる爲め、五月訓令第百七十四號を以て臺東廳の巡査定員を七十人に、十二月浸水營方面に蓆害ありて警備員增員の爲め、訓令第三百七十三號を以て巡査七十五人に增員せられたり。

●巡査の定員外增員　十月臺北縣知事より蕃界警備豫算配賦額の範圍内に於て、隘勇監督者として巡査三十五名の定員外增員を認められたり。

●判任定員の改正　五月訓令第百七十三號を以て各縣廳屬技手、警部、看守長、監獄書記及通譯の定員中臺東廳定員三十一人を三十二人に改められたるが、更に九月地方官々制改正さるゝや同月訓令第二百七十八號を以て次の如く改定を見たり。

縣廳名	定員	縣廳名	定員
臺北縣	一九七	臺南縣	一五八
臺中縣		宜蘭廳	
臺東廳	二〇五	澎湖廳	五三

●明治三十三年地方警察職員定員表

縣廳別	定員						
	警部長	警部	通譯	巡査部長又ハ巡査	巡査補	隘勇
臺北縣	一	（七六）		一、一六〇	（五七〇）	（五八八）
臺中縣	一	（六五）		一、一二七	（一四六）	（四一）
臺南縣	一	（七一）		一、四五六	（三〇八）	
宜蘭廳	一	（一七）		二五八	（六二）	（二七一）
臺東廳	一	（六）		七五	（三一）	
澎湖廳		（六）		四五	（二八）	
計	四	（二四一）	不詳	四、一二二	一、二四五	（九〇〇）

備考　括弧内に定員不詳なる爲め實員を示せり。

明治三十四年

●巡査定員の改正　四月訓令第百二十六號を以て臺東廳七十五人なりしを百二十八人に改められ、五月恒春廳設置に伴ひ訓令第百三十五號を以て更に次の通り改正せらる。

縣廳名	巡査定員	巡査補定員	縣廳名	巡査定員	巡査補定員
臺北縣	九一二	二五一	宜蘭廳	一八〇	六五
臺中縣	一、〇九〇	二八一	臺東廳	一二八	四七
臺南縣	一、二九三	三〇二	澎湖廳	四五	二八

縣廳名	巡査定員	巡査補定員
恒春廳	七〇	二五
計	三、七一七	九九八

右定員は七月訓令第二百二十五號を以て次の通り一部改定せらる。阿片專務巡査百十人を配置したる爲めなり。

臺北縣九百十二人ヲ「九百四十四人」ニ、臺中縣千九十人ヲ「千百二十三人」ニ、臺南縣千二百九十二人ヲ「千三百三十人」ニ、宜蘭廳百十八人ヲ「百八十五人」ニ、恆春廳七十人ヲ「七十二人」ニ計三千七百十七人ヲ「計三千八百二十七人」ニ改ム

右の內臺北縣知事は蕃界警備の爲め更に增員の稟申を爲したるに對し七月訓令第二百五十二號を以て巡査補定員を二百五十七人に改定せらる。

十一月十一日地方官々制改正公布せられたるにつれ全島警察官の定員は次表の如く改定せられ訓令第三百五十八號を以て公布せらる。

廳名	巡査定員	巡査補定員	廳名	巡査定員	巡査補定員
臺北	三二〇	一四五	臺中	一五八	八〇
基隆	一七六	七五	彰化	二一四	一〇八
宜蘭	一四〇	六一	南投	一二六	七六
深坑	七六	三五	斗六	三五〇	一九二
桃仔園	一二四	八八	嘉義	二五二	一五二
新竹	一二八	八〇	鹽水港	三〇六	一六四
苗栗	一四九	八七	臺南	二六二	九八
蕃薯寮	八八	三八	計	三、四五〇	一、七三四
鳳山	一九五	七三			
恆春	七〇	二五			
東	一二八	四八			
湖	四五	三二			

十一月訓令第三百一號を以て深坑廳巡査定員は八十六人に增加せられたり。

●宜蘭廳に定員外增員　四月宜蘭廳長は蕃界警備の爲め配賦豫算中より巡査十名の定員外增員を認められたり。

●警察本署定員　十一月警察本署の判任定員は各課を通じ四十六名とせられたる旨通牒あり。

●明治三十四年末地方警察職員定增員表　（此年四月巡査部長を廢し警部補設置。十一月廢置變）

廳別	定員	警部	通譯	警察醫	警部補	巡查	巡查補	隘勇
臺北廳	一五				二八	三二〇	一四五	
基隆廳	九				一四	一七六	七五	
宜蘭廳	八				一一	一四〇	六一	（二八〇）
深坑廳	五				九	八六	三五	（一二〇）
桃仔園廳	九				一七	一二四	八八	（三三七）
新竹廳	九				一六	一二八	八〇	（二四三）
苗栗廳	八				一五	一四九	八七	
臺中廳	九				一五	一五八	八〇	（一五）
彰化廳	一一				二〇	二一四	一〇八	
南投廳	六				一〇	一二六	七六	（八五）
斗六廳	一二				二四	三五〇	一九二	
嘉義廳	一一				一九	二五二	一五二	
鹽水港廳	一〇				一九	三〇六	一六四	
臺南廳	一三				二三	二六二	九八	
蕃薯寮廳	四				五	八八	三八	

| | | |

●明治三十五年末地方警察職員定員表

廳別	定員						
	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	雇員
臺北廳	一六	一	一	二六	三二〇	一四五	一
基隆廳	九	一	一	一四	一七六	七六	一
宜蘭廳	八	一	一	一二	一五〇	六一	一（三四七）
深坑廳	五	一	一	九	九七	三五	一（一一九）
桃仔園廳	九	一	一	一七	一四五	八八	一（三四五）
新竹廳	九	一	一	一六	一五〇	八〇	一（四二六）
苗栗廳	八	一	一	一五	一四九	八七	一（四三四）
臺中廳	九	一	一	一五	一五八	八〇	一（二〇〇）
彰化廳	一一	一	一	二〇	二一四	一〇八	一（一九四）
南投廳	六	一	一	一一	一三〇	一〇三	一（一九四）
斗六廳	一三	一	一	二五	三五〇	一九二	一
嘉義廳	一二	一	一	二〇	二六〇	一〇〇	一
臺南廳	一三	一	一	二二	二六二	九八	一（一三二）
鹽水港廳	一一	一	一	二〇	三〇六	一六四	一
蕃薯寮廳	四	一	一	五	一七六	七六	一
鳳山廳	七	一	一	一二	一九五	七三	一

廳名	巡査定員	巡査補定員	廳名	巡査定員	巡査補定員
臺北廳	三三五	一四五	斗六廳	二六三	一三五
基隆廳	一六四	七五	嘉義廳	二〇五	一〇五
宜蘭廳	一四〇	六一	鹽水港廳	二二三	一一一
深坑廳	九三	三五	臺南廳	二〇二	九二
桃仔園廳	一六四	八八	蕃薯寮廳	八八	三八
新竹廳	一六〇	七〇	阿猴廳	一七八	六	不詳	二〇	二九五	一六四	八六	（二三〇）
苗栗廳	一四〇	六〇	恒春廳	一五	八	一	一	一一	七〇	二五	（一一四）
臺中廳	一六〇	七〇	臺東廳	一八	五	一	一	一一	一二八	四八	（一一四）
彰化廳	二一〇	九〇	澎湖廳	六	一	一	一	五	四五	三二	（一一四）
南投廳	一一〇	四七	通計	一七八	六	一	一	二九五	三、五五七	一、八〇九	（二、四一七）
臺北廳	三三五	一四五	斗六廳	二六三	一三五
基隆廳	一六四	七五	嘉義廳	二〇五	一〇五
宜蘭廳	一四〇	六一	鹽水港廳	二二三	一一一
深坑廳	九三	三五	臺南廳	二〇二	九二
桃仔園廳	一六四	八八	蕃薯寮廳	八八	三八

備考　括弧内は實員を示せり

明治三十六年

●**巡査巡査補の增減**　明治三十四年十一月以來屢々擧行したる大討伐に依り匪徒全く**鏟定**したるを以て、平地に於ける定員を割きて山地に充つる等警察配置方針にも多少の變更を加ふべき必要を認めたり。三月、社口、田中央、番挖、車路墘、萬丹、大埔林等六支廳を廢止しその管轄の分合を行ひ、その定員警部百七十八人、警部補二百九十八人、巡査三千五百二十二人、巡査補千八百五十一人と定めたり。而してその内譯は三月調令第五十八號にて公布せられたるが即ち次の如し。

廳巡査及巡査補定員左ノ通相定ム但シ豫算定額内ニ於テ交互增減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

廳別	定員					
	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補
臺北廳	一五			二六	三三五	一四五
基隆廳	一〇			一四	一五二	一〇五
宜蘭廳	八			一二	一五〇	六一
深坑廳	七			一〇	一〇三	四六（四〇五）
桃仔園廳	一〇			一八	一五八	八二（二八〇）
新竹廳	一二			一八	一六三	八〇（四四〇）
苗栗廳	八			一七	一七四	八七（五七五）
臺中廳	九			一六	二〇二	九六（三五〇）
彰化廳	九			一六	一六七	七七
南投廳	六			一一	一二〇	九一
斗六廳	一三			二六	二六三	一三五（三五四）
嘉義廳	一一			一八	二〇五	一〇五
鹽水港廳	一一			二〇	二二三	一一一
臺南廳	一二			二〇	二〇二	九二
蕃薯寮廳	四			五	八八	三八
鳳山廳	七			一二	一五四	七二
阿猴廳	八			六	一五八	八〇
恒春廳	五			六	九	二七
臺東廳	七			九	一二二	四八
澎湖廳	六			六	四五	三二

廳別	定員					
	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補
新竹廳	一六三			八〇	一五四	七二
苗栗廳	一七四			八七	一五八	八〇
臺中廳	一六七			七七	七〇	二五
彰化廳	二〇二			九六	一二二	四八
南投廳	一一四			八一	四五	三二
鳳山廳	一五四			七二	四五	三二
阿猴廳	一五八			八〇	四六	三二
恒春廳	七〇			二五	二一	一一
臺東廳	一二二			四八	四五	三二
澎湖廳	四五			三二	一一	一一

其後に於ける巡査配置定員の變更を擧ぐれば七月訓令第百二十五號を以て宜蘭廳番情不穩に備ふる爲、巡査定員を十人增加し百五十人と爲し、九月訓令第百六十八號を以て南投廳巡査の定員を六人增加百二十人とし、巡査補十人增加九十一人と爲したり、之れ同廳管內隘勇線前進に伴ふものなり。

●警部警部補定員變更　曩に述べたる如く巡査定員配置の更改につれ、警察幹部の定員配置にも異動を生ずる固よりその處なるが、本年中警部警部補の定員配置に更改を來せるものを擧ぐれば、二月訓令第二十四號及六月同第百十三號を以て深坑廳警部補十人、警部六人に增加、三月訓令第五十六號を以て桃仔園廳警部補を十八人に、新竹廳警部補を十八人に、苗栗廳警部補を十七人に、臺中廳警部を八人に、警部補を十六人に、彰化廳警部を十一人より九人に、嘉義廳警部補二十人を十六人に、警部補十七人を十五人に、臺東廳警部八人を七人に、警部補十二人を十一人に、臺南廳警部十三人を十二人に、警部補十一人を九人に、澎湖廳警部五人を六人に、警部補五人を六人に、七月訓令第百二十八號を以て宜蘭廳警部を七人に、警部補を六人に、八月訓令第百五十九號を以て臺北廳警部十六人を十五人に改正せられたり。

●警察本署判任定員　尙警察本署に於ても七月判任官定員減少の結果昨年十月定められたる四十一人を三十五人に減ぜられたり。

●明治三十六年末地方警察職員定員表

計	外ニ蕃地配置定員
一七八	不詳
二〇	二
二九五	二
三、二五三	三
一、六一〇	二
二、七九四	二

明治三十七年

●警察定員配置の改定方針及巡査定員の變改　從來警察官及派出所の配置は全く對匪關係を主眼として定め來りしものなるが、その後土匪の平定と共に漸次之を改定し、土地人口、事務の繁閑を顧み適當變合したること既述せる如くなるも、本年度に於ては之が根本的更改を加ふるに決し左記標準の下に改正、三月訓令第八十七號を以て發布せり。

警察職員及派出所配置標準

第一　警察職員ハ廳及支廳ヲ事務ノ繁閑其ノ他ノ狀況ニ依リテ甲乙丙ノ三種ニ區別シ之ニ基礎人員ヲ配當シ其ノ他ハ面積人口等ニ配當スルコト卽チ左ノ如シ

官職別	廳	巡査巡査補ノ定員ニ對シ	面積ニ對シ	人口ニ對シ
警部	甲			
	乙			
	丙			
通譯	甲			
	乙			
	丙			
警部補	甲			
	乙			
	丙			

官職別	廳	巡査巡査補ノ定員ニ對シ	面積ニ對シ	人口ニ對シ
巡査	甲	二三	二方里ニ付一	人口千八百ニ付一
	乙	一五		
	丙	一五		
巡査補	甲	一〇	五方里ニ付一	人口四千ニ付一
	乙	五		
	丙	五		
雇員	甲	一		
	乙	一		
	丙	一		

附記　豫算定額內ニテ臺北、基隆、臺中、臺南ノ各廳ハ雇員四人其ノ他ノ各廳ハ雇員三人マテヲ置クコトヲ得

此標準ニ基キ廳支廳ノ等級ヲ定ムルコト次ノ如シ

廳	甲	乙	丙
臺北			
基隆			
宜蘭			
深坑			
桃仔園			
新竹			
苗栗			
臺中			
彰化			
南投			
斗六			
嘉義			
鹽水港			
臺南			
蕃薯寮			
鳳山			
恒春			

支廳	甲	乙	丙
滬尾			
水返腳			
大岩崁			
東勢角			
鹿港			
埔里社			
林圯埔			
北港朴仔腳			
蔴豆			
大湖			
南庄			
打狗			
東港			
枋橋			
頂雙溪			
羅東			
景尾			
三角湧			
中港			
大甲			
牛罵頭			
員林			
嵩背			
打猫			
新營庄			
大同降			
山杉林			
阿公店			
阿里港			

支廳	丙
小基隆	
崁頭厝	
中嵙	
前大埔	
枋寮	
蚊蜂	

支廳	丙
枋山	
下湖口	
後大埔	
六甲	
內埔	
枋山	
芎林	
北門嶼	
關帝廟	
梅仔坑	
溪湖	
草鞋墩	
集々	
勞水坑	
埤頭	
土庫	
他里霧	
西螺	
土林	
新庄	
頂雙溪	
金包里	
瑞芳	
羅東	
叭哩沙	
頭圍	
景尾	
坪林尾	
三角湧	
中港	
大甲	
三叉河	
通霄	
後壠	
牛罵頭	
苗栗	
蕭壠	
社寮角	
南庄	
北埔	
樹杞林	
大湖	
東勢角	
鹿港	
員林	
北斗	
二林	
嵩背	
土庫	
他里霧	
西螺	
打猫	
新港	
東石港	
新營庄	
店仔口	
蕭壠	
北門嶼	
大同降	
噍吧哖	
灣裡	
關帝廟	
山杉林	
阿公店	
楠仔坑	
阿里港	
潮洲庄	
枋寮	
內埔	
蚊蜂	
枋山	

計四		臺東	
一〇		澎湖	六
一四		花蓮港	一四
五一		璞石閣、成廣澳、巴塱衝	五
二四		大赤崁、小池角、網按	二

第二　前項ノ外市街警察又ハ水上警察其ノ他特殊ノ必要ニ依リテ人員ヲ配當スル即チ左ノ如シ

廳、支廳別	市街警察ノ爲							水上警察ノ爲							雜	英語通譯	囑託
	警部	警部補	巡査	巡査補	警部	警部補	巡査	巡査補	警部	警部補	巡査	巡査補					
計	六	六	四三	三二	一	一	二〇	一四	六	四	三	三					
臺北廳	四	三	二八	一六	一	一	二	二	一	一	一八	一					
滬尾支廳	一	一	七	六	一	一	一〇	四	一	一	二	一					
基隆支廳	一	一	八	一〇	一	一	二	二	一	一	一	一					
臺南支廳	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
安平支廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
打狗支廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
澎湖支廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					

備考　臺北廳巡査雜十八人ハ總督官邸詰四人、製藥所及本署倉庫詰十四人ナリ

第三　前二項ニ依リ配當シタル人員ニシテ爾來ノ定員ト增減ヲ生シ其ノ劇甚ヲ避クルノ必要アリト認メ、若ハ一般計畫上ノ必要ニ依リ當分ノ內適宜酌酌ヲ加ヘ置キ來年度以降ニ於テ漸次本標準ノ主旨ニ適合セシメントス

第四　臺界配置ハ從前ノ通トス

第五　警察官吏派出所ノ設置定數ハ左ノ標準ニ依ル其ノ他市街又ハ地勢等ノ爲必要ト認ムルモノハ特ニ之ヲ配置ス

(一)　面積五方里ニ付一箇所

(二)　人口四千ニ付一箇所

廳名	警部	警部補	巡査	巡査補	派出所
	增減	增減	增減	增減	增減
臺北廳					
基隆廳					
宜蘭廳					
深坑廳					
桃仔園廳					
新竹廳					
苗栗廳					
臺中廳					
彰化廳					
投廳					
斗六廳					
嘉義廳					
鹽水港廳					
臺南廳					
蕃薯寮廳					
鳳山廳					
阿猴廳					
恒春廳					
臺東廳					
澎湖廳					
計					

然レトモ是亦職員ノ配置ト等シク劇變ヲ避クル爲ト認ムル程度ニ於テ適宜酌酌シテ實施數ヲ定ム

第六　第三項及第五項ニ依リ當分ノ內增員又ハ減少スル人員及派出所左ノ如シ

コノ結果、各廳別派出所次表ノ通リトナル

一　警察官吏派出所定數

第七章　警察關係定員逐年異動

| | | |

表中×印ハ請願ニ係ルモノトス

	計	澎湖廳	臺東廳	恒春廳	阿猴廳	鳳山廳	蕃薯寮廳	臺南廳	鹽水港廳	嘉義廳	斗六廳	南投廳	彰化廳	臺中廳	苗栗廳	新竹廳	桃仔園廳	深坑廳	宜蘭廳
一																			八
一七二	六		七	五	八	七	四	一二	一一	一一	一三	六	九	八	八	九	六	三五	六一
二〇	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
二九九	六		九	六	一五	一二	六	二〇	二〇	一八	二五	一二	一六	一六	一七	一八	一〇	九三	一六八
三、二八七	四八		一〇七	七〇	一五三	一五九	八八	二〇二	二三七	一九六	二四七	一一六	二一六	一八一	一六九	一七三	一七四	九三	一六八
一、五五四	三二		四八	二九	七八	七二	三七	九二	一一五	一〇二	一二七	八七	九八	八一	八〇	七七	九〇	三五	六一
×二、八五四												三六四		三四七	三九三	五二五	四四〇	三八〇	四〇五

●配置計畫の變改と巡査の配置　警察配置の計畫に就きては既逃せる如く、匪徒の鎭定以前に在ては對匪關係を主としたりしも、匪賊の剿滅するに隨ひ漸次力を蕃地の經營に傾注するに至れり。然れども從來配置標準の基礎たる人口面積等の調査は粗漫の資料たるを免かれざりしを以て、前年に在ては總督府第六統計書の人口面積に依り一般配置上革新する所ありたり。蓋し平地行政警察の普及を圖ると共に蕃地經營の進捗を期するは本島統治上刻下の急務とす、是を以て本年に於ても亦第七統計書明治三十六年末調人口面積等に依り配置の標準を左の如く定め、一般の配置を爲せり。

(一)警察職員配置標準

階級	廳			支廳			摘要
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	
警部	五	四	三	一	一	一	臺北廳ハ警部ノ一人ハ警視ヲ以テ之ニ換フ
通譯	二	一	一				
警部補	四	三	三	二	二	一	
巡查	三〇	二五	二三	八	六	四	廳ニ依リ豫算定額内ヲ以テ雇員四人以内ヲ置クコトヲ得ルモノトス
巡查補	二〇	一七	一五	六	四	三	
雇員	一	一	一				

一、本表ノ外市街、水上警察及蕃地警備其他特殊ノ必要ニ依リ配置定員ヲ定ム、卽第四項ノ如シ

二、警察官吏派出所ハ面積五方里ニ付一箇所及人口四千ニ付一箇所ヲ置クノ外、市街又ハ地勢等ノ必要ト認ムルモノハ特ニ之ヲ配置ス

三、本標準ニ依リ配置シタル人員ニシテ從來ノ定員ト著シク增減ヲ生スルモノハ其劇變ヲ避クルノ必要アリ、故ニ當分ノ內適宜酌酌ヲ加ヘ漸次本標準ニ適合セシメントス

四、本標準第一項ニ依リ特別配置スヘキ人員ハ次ノ二表ノ如シ

(二)水上市街地特別配置人員

廳支廳	市街警察ノ爲			水上警察ノ爲			雜務	
	警部	警部補	巡査	警部	警部補	巡査	通譯	囑託
臺北廳	四	三	八〇	一	一	一三		
滬尾支廳	一	一	一〇	一	一	一		
基隆廳	一	一	一〇	一	一	一〇		
臺南廳	二	二	二〇	一	一	一四		
安平支廳	一	一	一〇	一	一	一三		
打狗支廳	一	一	一〇	一	一	一		
澎湖廳	一	一	一〇	一	一	一		
計	一四	一三	一四〇	七	七	七四		

(三)審務特別配置人員

階級	警部	警部補	巡査	巡査補	計
宜蘭廳	一	一	一	一	四
深坑廳	一	一	一	一	四
桃園廳	一	一	一	一	四
新竹廳	一	一	一	一	四
苗栗廳	一	一	一	一	四
臺中廳	一	一	一	一	四
南投廳	一	一	一	一	四
斗六廳	一	一	一	一	四
嘉義廳	一	一	一	一	四
審署聲廳	一	一	一	一	四
阿緱廳	一	一	一	一	四
恒春廳	一	一	一	一	四
臺東廳	一	一	一	一	四
計	一三	一三	一三	一三	五二

廳、支廳等級左表ノ如シ但前年度ニ於テハ基隆、臺中兩廳ハ甲ニ編入セシモ本年ニ於テハ之ヲ乙ニ編成セリ、其他異狀ナシ

(四)警察職員配置標準廳支廳等位

廳名	廳等位 甲	乙	丙	支廳 甲	乙	丙
臺北廳	臺北			滬尾	枋橋、錫口、士林、新庄	小基隆
基隆廳		基隆		水返腳	頂雙溪、金包里、瑞芳	
臺南廳	臺南			安平		
鳳山廳		鳳山		打狗	阿公店、楠仔坑	
審署聲廳			審署聲			
鹽水港廳		鹽水港		蘆荳	新營庄、店仔口、蓄堰、北門嶼	
嘉義廳		嘉義		樸仔腳	大目降、噍吧哖、關帝廟、灣裡	
斗六廳		斗六		北港	山杉林	
南投廳		南投		埔里社	崙背、土庫、西螺	
彰化廳		彰化		鹿港	員林、北斗、二林	
臺中廳		臺中		沙鹿	葫蘆墩	
苗栗廳		苗栗		大湖	大甲、三叉河、通霄、後壠	
新竹廳		新竹		東角	中港、南庄、北埔、樹杞林、新埔	
桃園廳		桃園		蚵	草鞋墩、集々	
深坑廳		深坑		景尾	大嵙崁、三角湧、中壢、咸菜硼	
宜蘭廳		宜蘭		頂雙溪、金包里、瑞芳	崁頭厝、下湖口	
審署聲廳			審署聲			
阿緱廳			阿緱		中埔、後大埔、梅仔坑	
恒春廳			恒春		羅東、叭哩沙、頭圍	
臺東廳			臺東		前大埔、六甲	
鳳山廳	鳳山					坪林尾
審署聲廳			審署聲			楊梅壢、大坵園
臺南廳	臺南					
鹽水港廳		鹽水港				
嘉義廳		嘉義				
斗六廳		斗六				
南投廳		南投				
彰化廳		彰化				
臺中廳		臺中				
苗栗廳		苗栗				
新竹廳		新竹				
桃園廳		桃園				
深坑廳		深坑				
宜蘭廳		宜蘭				
審署聲廳			審署聲			
阿緱廳			阿緱			
恒春廳			恒春			
臺東廳			臺東			

| | | |

●明治三十八年末地方警察職員定員表（此年臺北廳に警視一名復活）

廳名	定員					
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	隘勇
臺北廳	一	一六	一	一	二六	三三五	一三九	
基隆廳	一	九	一	一	一五	一五〇	七三	
宜蘭廳	一	一〇	一	一	一六	一六八	六二	八七九
深坑廳	一	一〇	一	一	一二	一〇六	四〇	四四九
桃園廳	一	一三	一	一	一八	一七四	九一	四四〇
新竹廳	一	一三	一	一	一八	一七八	七九	四七五
苗栗廳	一	一三	一	一	一八	一七七	八四	六一五
臺中廳	一	一〇	一	一	一六	一八一	八六	三二二
彰化廳	一	八	一	一	一六	二〇八	一〇〇	
南投廳	一	八	一	一	一五	一一六	八七	三六四
斗六廳	一	一三	一	一	二三	二三三	一一七	
嘉義廳	一	一三	一	一	一八	一九二	一〇二	
鹽水港廳	一	一一	一	一	二〇	一九七	一一〇	
臺南廳	一	一二	一	一	二〇	一九七	九二	
蕃薯寮廳	一	六	一	一	八	八八	三七	二二
鳳山廳	一	七	一	一	一二	一四六	六九	

明治三十九年

●**增員と配置方針變更**　從來最も警察力を要したる匪徒は三十五年に於て全く剿滅に歸したりと雖、爾來一方に於ては警察職務範圍の膨脹と比年本島進歩の狀況とは相俟て益警察力の普及周到ならんことを要し、其の結果定員の不足を訴ふるに至り、且蕃界の警備員は隘勇線の擴張及製腦事業取締の爲其の增員の必要を認むるも、經費は常に餘裕を存せざるを以て、三十五年度以降三十八年度に至る間之が實行を企つるの途なかりき、然るに一般警察事務竝製腦事業取締事務は其の繁劇益々甚しきを以て玆に本年度豫算に於て、警部三十一人警部補九十五人の增員を斷行し以て、一般警察事務の整理進捗を期するの計畫を樹て、乃ち本年五月を以て之を實施し、經費の都合上巡査補百名を減員せり、今本年度に於ける地方職員其の他の配置計畫を示せば左の如し。

(一)　警察職員其他ノ配置

廳名	計	特別	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	隘勇
阿緱廳	一	一								
恒春廳	一	一								
臺東廳	一	一								
臺湖廳	一	一								
澎湖廳	一	一								
計	五	五								

種別	本年度	前年度	增(△減)	摘要
警視	一	一		
警部	三五	三〇	五	
通譯	三〇	三〇		
警部補	三九二	三〇四	八七	本表配置以外ノ人員ハ緩急ニ應シ配置スル爲未定トス

種別	本年度	前年度	增(△減)	摘要
特別				
巡査	三、二六七	三、三三三	△ 六六	
巡査補	一、四五四	一、五五四	△ 一〇〇	
隘勇	四、二三〇	四、二八三	△ 五三	

警察職員ハ廳及支廳ヲ構成スル人員ヲ控除シ其他ハ以下各號ニ依リ之ヲ配置ス

廳及支廳ヲ構成スル人員ハ廳及支廳ノ等位ニ依リ左ノ如ク之ヲ配置ス（廳及支廳ノ等位ハ前年度ニ同シ）

（二）地方警察職員配置標準

種別	廳			支廳			摘要
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	
警部	六	五	四	一	一	二	臺北廳ハ警部ノ内一人ハ警視ヲ以テ之ニ代フ
通譯	一	一	一				
警部補	四	三	三	一	一	二	

種別	廳			支廳			摘要
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	
巡査	二〇	一五	一二	八	六	五	
巡査補	一〇	七	五	六	四	三	
雇員	一	一	一				

（三）蕃務ノ爲特別配置

種別	警部	警部補	巡査	巡査補	醫師	雇員
宜蘭	三	四	一〇五	一〇	一	一
深坑	一	五	六五	六	一	一
桃園	一	四	三四	五	一	一
新竹	一	三	四三	七	一	一
苗栗	一	二	四八	九	一	一
臺中	一	二	九五	五	一	一
南投	一	二	一〇	三〇	一	一
斗六	一	二	四四	一	一	一
嘉義	一	二	一一	一三	一	一
蕃警察	一	二	六一	八	一	一
阿猴	一	一	六	一	一	一
恒春	一	一	二	一	一	一
臺東	一	四	一	一	一	一
計	一三	三五	三九二	一三〇	一四	一四

（四）臨務ノ爲特別配置

種別	警部	警部補	巡査	巡査補
宜蘭	二	一		
深坑		二		
桃園	一			
新竹		一		
苗栗			一	
臺中			一	一
南投			二	一
斗六		一〇	一	
嘉義			一	
蕃警察		四	一	
阿猴				
恒春				
臺東			一	
計	三	一八	一〇	一

（五）市街警察其他ノ特別配置

廳	市街警察ノ爲メ			水上警察ノ爲メ			雜（巡査）	通譯・事務囑託
	警部	警部補	巡査	警部	警部補	巡査	巡査補	
臺北	一	三	公			一〇	一三	一
基隆	一	一	一〇			一		
臺中	一							
臺南	二	二	二四			六	六	
鳳山								
澎湖								
計	六	六	二九	一	一	一三	一九	一

備考　臺北廳水上警察ノ爲メ巡査巡査補ノ内巡査二名巡査補二名ハ滬尾支廳ニ配置スルモノトス
　　臺北廳通譯事務嘱託ノ内一名ハ滬尾支廳ニ配置スルモノトス
　　臺南廳通譯事務嘱託ハ安平支廳ニ配置スルモノトス

前各號に依り配置する外巡査（一、九三〇）巡査補（八三六）は面積に三分人口に七分の比例を以て配置し警部補（六三）は蕃務關務、其の他特別配置以外の巡査巡査補定員に比例し配置す

本標準に依り配置したる人員にして、前年度の定員と著しき懸隔を生ずるものは其の劇變を避くる爲、當分の内適宜斟酌を加へ三十九年の實施數を定む。

以上の方法に依り配置せる警部以下の定員は左表の如く三月訓令第七十三號を以て公布せらる。

地方警察職員配置定員

廳	警部	通譯	警部補	巡査	巡査補	嘱託員	雇員	隘勇
臺北廳	一七	一	三一	三八	一四		三	一
基隆廳	二	一	一九	六七	一四		一	一、三五
宜蘭廳	一三	一	三三	二〇七	一四		一	一、三五
深坑廳	三	一	一四	一三五	四五		五	五二〇
桃園廳	一五	一	二四	一四七	八七		一	四二〇
新竹廳	一四	一	二四	一八七	五三		一	四五〇
苗栗廳	一四	一	二九	一七七	六八		一	五八〇
臺中廳	一三	一	二九	二〇八	八二		一	三三〇
彰化廳	九	一	一七	一二六	九四		一	三三〇
南投廳	一〇	一	一七	一二六	八三		一	三三〇
斗六廳	一五	一	三〇	二九	一〇四		一	八三〇
嘉義廳	一五	一	二六	一二五	九三	一	一	一、二四五
鹽水港廳	三	一	二六	一〇五	三		一	一、二四五
臺南廳	一三	一	二五	一九三	八九	一	二	一、二四五
蕃薯寮廳	八	一	一〇	九六	三〇		一	一、二四五
鳳山廳	八	一	一四	一一〇	六七		一	一、二四五
阿猴廳	一〇	一	一八	一五一	七二		一	一、二四五
恒春廳	八	一	一八	六五二	六		一	一、二四五
臺東廳	一三	一	一五	一三三	四二		一	一、二四五
澎湖廳	七	一	九	四八	三		一	一、二四五
計	一三六	三〇	二九一	二九七	一〇四	一	二七	四二〇

備考　右の中巡査巡査補の定員のみ三月訓令第七十三號を以て定められたるものなり
　　深坑廳本年度配置嘱託員雇員五名の内四名は蕃務に屬し尚其内醫師一名を包含す

而して右配置員中改正せられしもの左の如し

六月訓令第百十九號を以て警部一名警部補二名を南投廳及深坑廳巡査三名を減員せり

而して當時の支廳警察官吏派出所及隘勇監督所以下定數は左の如し

廳	支廳	派出所	監督所及分遣所	隘勇
臺北廳	六	九一	—	—
基隆廳	四	四四	—	—
宜蘭廳	三	四〇	九九	二八六
深坑廳	二	二四	四七	一八〇
桃園廳	六	六〇	三四	一五七
新竹廳	五	四一	四五	一三五
苗栗廳	五	四五	二四	二一八
臺中廳	三	五〇	二二	一一一
彰化廳	四	六二	—	—
南投廳	三	二九	三五	一五八
斗六廳	七	七二	—	—
嘉義廳	七	七〇	—	—
鹽水港廳	七	八三	—	—
臺南廳	五	五六	—	—
蕃薯寮廳	一	三〇	—	—
鳳山廳	三	五三	—	—
阿猴廳	四	四一	—	—
恒春廳	二	二九	—	—
臺東廳	四	三九	—	—
澎湖廳	三	一九	—	—
計	八四	九七八	三〇六	一、二四五

●明治三十九年末地方警察職員定員表

廳	定員							
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	隘勇
臺北廳	一	一七	一	一	三一	三二八	一二四	
基隆廳	一	一一	一	一	一九	一四七	六七	
宜蘭廳	一	一三	一	一	二二	二〇七	五八	一、一五二
深坑廳	一	二二	一	一	一四	一三二	四〇	六〇
桃園廳	一	一五	一	一	二四	一八七	八七	四六〇
新竹廳	一	一四	一	一	二四	一七八	七二	四七五
苗栗廳	一	一四	一	一	二三	一七七	七八	五八〇
臺中廳	一	一三	一	一	一九	一八〇	八二	三二〇
彰化廳	一	九	一	一	一五	一九八	九四	三六〇
南投廳	一	一一	一	一	一九	一一六	八二	
斗六廳	一	一五	一	一	三〇	二一九	一〇四	
嘉義廳	一	一五	一	一	二五	一八五	九三	
鹽水港廳	一	一二	一	一	二六	二〇九	一〇六	
臺南廳	一	一三	一	一	二五	一九二	八九	
蕃薯寮廳	一	八	一	一	一〇	九六	三〇	二五
鳳山廳	一	八	一	一	一五	一四〇	六七	

廳	定員							
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	隘勇
阿緱廳	一	一〇	一	一	一八	一五一	七三	
恒春廳	一	八	一	一	六	六五	二八	
臺東廳	一	二	一	一	三	一二二	四八	
澎湖廳	一	七	一	一	一	四八	三二	
計	一	二三七	二〇	二〇	三九五	三、二七七	一、四五四	四、一二〇

明治四十年

●配置計畫の變更　明治三十五年以來廳、支廳を甲、乙、丙の三等に區別し、之に基礎人員を配當し、其他は面積、人口を主として標準を定め、尚市街繁劇、水上警察及蕃務、牖務等特殊の必要に因りて增減斟酌し、其根本の標準に至りては別に變更する處なかりしが、四十年三月に至り始て其配置標準を改めたり、卽ち次の如し。

(一)　警部定員中警務課長支廳長及特別配置は算出標準外とし其他の警部定員は普通警察、蕃務、牖務の三種に區別し算出せり

普通警察配置警部定員は普通警察配置巡査の定員に比例し巡査二十四人毎に一名の割を以て之を算出せり

蕃務牖務配置警部定員は實際の狀況に應して算出せり

(二)　警部補定員中警務課、支廳內勤主務及水上勤務特別配置は算出標準外とし其他の警部補定員は普通警察、蕃務牖務の二種に區別し、普通警察配置定員は普通警察定員配置巡査の定員に比例し巡査九人半毎に一人の割を以て之を算出せり

蕃務牖務配置定員算出は警部に同し

(三)　巡査配置定員は普通警察、蕃務牖務の二種に區別し算出せり

普通警察配置定員は左の事項に依り算出せり

一、面　積

二、人口（廳所在地、支廳所在地其他ノ三種ニ區別ス）

三、犯罪卽決件數

四、警察上取締ヲ要スル營業者數（二種ニ區別ス）

五、阿片吸食特許者數

六、船舶出入數（汽船其他ノ二種ニ區別ス）

七、鐵道停車場數（廳所在地其他ノ二種ニ區別ス）

八、特別配置（特置ヲ要スル事實ニ依ル）

蕃務關務配置巡査定員は蕃地配置、平地配置の二種に區別し各實際の狀況に應し算出せり

(四)　巡査補配置定員は普通警察配置巡査定員中「廳所在地人口内地人」及「特別配置」に依り算出せる定員を控除したる數に五分六厘を乘し算出せり

蕃務關務配置は巡査に同し

(五)　特別の事情あるものは一般標準に依り算出せる定員の外其事情に應し特に定員を算出せり

右標準に基きて實際配置せられたる定員表を掲くれは次の如し

廳名	警部	通譯	警部補	巡査	巡査補	囑託員	隘勇
臺北廳	一〇	一	三四	三六	一三	四	一
基隆廳	三	一	一〇	二九	七	二	一
宜蘭廳	三	一	三	一九	五七	二	一二
深坑廳	二	一	一四	一九	四五	五	六四
桃園廳	六	一	一五	八四	八六	二	六五
新竹廳	五	一	一五	六七	五三	二	四七
苗栗廳	五	一	一三	二〇	七	二	五八
臺中廳	五	一	一一	八三	六四	二	四二
彰化廳	二	一	一五	九六	三四	二	一
南投廳	三	一	一七	二六	八	二	五〇
斗六廳	六	一	一九	三六	一三	二	五六
嘉義廳	一七	一	三三	九三	二	二	一
鹽水港廳	一四	一	二五	一〇六	二	二	一一〇
臺南廳	一五	一	二六	九三	三	二	六四六
蕃薯寮廳	八	一	一二	三四	二	二	六三
鳳山廳	九	一	一七	二七	六九	二	四七五
阿緱廳	一二	一	一七	二三	七三	二	四七四
恒春廳	八	一	七	六一	二八	二	五〇
臺東廳	一三	一	一六	一五三	四八	三	四一九
澎湖廳	七	一	一六	四八	三	二	一
計	二五八	四	三九七	一三〇五	一四七四	四七	四四四四

備考　一、本表以外に警視一人を配置す

二、囑託員雇員の内一名は警察醫とす

三、右表中巡査、巡査補の定員は三月調令第四十三號を以て公布せられたるものなり

●其後定員配置の變更　その後定員配置の變更せられたるものを擧ぐれば次の如し

【警部警部補通譯定員の異動】　前表所掲の警部二百五十八人の内一人を減し通譯四名の内一人を增し警部補三百九十七人の外四名を增せり皆蕃務の都合に由る

【巡査巡査補定員の異動】　一月調令第八號を以て臺中廳巡査を百八十六人に南投廳巡査を百三十人に斗六廳巡査を二百十五人巡査補百二人に

八月調令第百四十七號を以て深坑廳巡査を百二十九人、巡査補三十五人に新竹廳巡査を百七十七人に、臺東廳巡査を百五十六人、巡査補を五十五人に、

九月調令第百七十二號を以て臺北廳巡査を三百四十三人に、深坑廳巡査を百三十五人に、桃園廳巡査を二百十四人、巡査補を八十九人に、臺中廳巡査を百七十二人に阿緱廳巡査を百三十五人に、十二月調令第二百四十二號を以て阿緱廳巡査を百三十五人に改正したる外、十月調令第百八十四號を以て蕃薯寮廳巡査を九十七人に、十二月調令第二百四十二號を以て阿緱廳巡査を百三十九人に改正せられたり

●巡査の臨時配置　この外明治四十年中臨時配置として各廳に派遣せる巡査巡査補人員は七百二十七人とせらる。隘勇繰前進蕃界警備蕃地騷擾等の事件續出したるに由る

●明治四十年末地方警察職員定表員

廳名	定員						
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	隘勇
臺北廳	一	一九	一	一	三四	三四二	一三二	一
					△	△		
						五		

| | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | 二十一 | 二十二 | 二十三 | 二十四 | 二十五 | 二十六 | 二十七 | 二十八 | 二十九 | 三十 | 三十一 | 三十二 | 三十三 | 三十四 | 三十五 | 三十六 | 三十七 | 三十八 | 三十九 | 四十 | 四十一 | 四十二 | 四十三 | 四十四 | 四十五 | 四十六 | 四十七 | 四十八 | 四十九 | 五十 | 五十一 | 五十二 | 五十三 | 五十四 | 五十五 | 五十六 | 五十七 | 五十八 | 五十九 | 六十 | 六十一 | 六十二 | 六十三 | 六十四 | 六十五 | 六十六 | 六十七 | 六十八 | 六十九 | 七十 | 七十一 | 七十二 | 七十三 | 七十四 | 七十五 | 七十六 | 七十七 | 七十八 | 七十九 | 八十 | 八十一 | 八十二 | 八十三 | 八十四 | 八十五 | 八十六 | 八十七 | 八十八 | 八十九 | 九十 | 九十一 | 九十二 | 九十三 | 九十四 | 九十五 | 九十六 | 九十七 | 九十八 | 九十九 | 百 | 百一 | 百二 | 百三 | 百四 | 百五 | 百六 | 百七 | 百八 | 百九 | 百十 | 百十一 | 百十二 | 百十三 | 百十四 | 百十五 | 百十六 | 百十七 | 百十八 | 百十九 | 百二十 | 百二十一 | 百二十二 | 百二十三 | 百二十四 | 百二十五 | 百二十六 | 百二十七 | 百二十八 | 百二十九 | 百三十 | 百三十一 | 百三十二 | 百三十三 | 百三十四 | 百三十五 | 百三十六 | 百三十七 | 百三十八 | 百三十九 | 百四十 | 百四十一 | 百四十二 | 百四十三 | 百四十四 | 百四十五 | 百四十六 | 百四十七 | 百四十八 | 百四十九 | 百五十 | 百五十一 | 百五十二 | 百五十三 | 百五十四 | 百五十五 | 百五十六 | 百五十七 | 百五十八 | 百五十九 | 百六十 | 百六十一 | 百六十二 | 百六十三 | 百六十四 | 百六十五 | 百六十六 | 百六十七 | 百六十八 | 百六十九 | 百七十 | 百七十一 | 百七十二 | 百七十三 | 百七十四 | 百七十五 | 百七十六 | 百七十七 | 百七十八 | 百七十九 | 百八十 | 百八十一 | 百八十二 | 百八十三 | 百八十四 | 百八十五 | 百八十六 | 百八十七 | 百八十八 | 百八十九 | 百九十 | 百九十一 | 百九十二 | 百九十三 | 百九十四 | 百九十五 | 百九十六 | 百九十七 | 百九十八 | 百九十九 | 二百 | 二百一 | 二百二 | 二百三 | 二百四 | 二百五 | 二百六 | 二百七 | 二百八 | 二百九 | 二百十 | 二百十一 | 二百十二 | 二百十三 | 二百十四 | 二百十五 | 二百十六 | 二百十七 | 二百十八 | 二百十九 | 二百二十 | 二百二十一 | 二百二十二 | 二百二十三 | 二百二十四 | 二百二十五 | 二百二十六 | 二百二十七 | 二百二十八 | 二百二十九 | 二百三十 | 二百三十一 | 二百三十二 | 二百三十三 | 二百三十四 | 二百三十五 | 二百三十六 | 二百三十七 | 二百三十八 | 二百三十九 | 二百四十 | 二百四十一 | 二百四十二 | 二百四十三 | 二百四十四 | 二百四十五 | 二百四十六 | 二百四十七 | 二百四十八 | 二百四十九 | 二百五十 | 二百五十一 | 二百五十二 | 二百五十三 | 二百五十四 | 二百五十五 | 二百五十六 | 二百五十七 | 二百五十八 | 二百五十九 | 二百六十 | 二百六十一 | 二百六十二 | 二百六十三 | 二百六十四 | 二百六十五 | 二百六十六 | 二百六十七 | 二百六十八 | 二百六十九 | 二百七十 | 二百七十一 | 二百七十二 | 二百七十三 | 二百七十四 | 二百七十五 | 二百七十六 | 二百七十七 | 二百七十八 | 二百七十九 | 二百八十 | 二百八十一 | 二百八十二 | 二百八十三 | 二百八十四 | 二百八十五 | 二百八十六 | 二百八十七 | 二百八十八 | 二百八十九 | 二百九十 | 二百九十一 | 二百九十二 | 二百九十三 | 二百九十四 | 二百九十五 | 二百九十六 | 二百九十七 | 二百九十八 | 二百九十九 | 三百 | 三百一 | 三百二 | 三百三 | 三百四 | 三百五 | 三百六 | 三百七 | 三百八 | 三百九 | 三百十 | 三百十一 | 三百十二 | 三百十三 | 三百十四 | 三百十五 | 三百十六 | 三百十七 | 三百十八 | 三百十九 | 三百二十 | 三百二十一 | 三百二十二 | 三百二十三 | 三百二十四 | 三百二十五 | 三百二十六 | 三百二十七 | 三百二十八 | 三百二十九 | 三百三十 | 三百三十一 | 三百三十二 | 三百三十三 | 三百三十四 | 三百三十五 | 三百三十六 | 三百三十七 | 三百三十八 | 三百三十九 | 三百四十 | 三百四十一 | 三百四十二 | 三百四十三 | 三百四十四 | 三百四十五 | 三百四十六 | 三百四十七 | 三百四十八 | 三百四十九 | 三百五十 | 三百五十一 | 三百五十二 | 三百五十三 | 三百五十四 | 三百五十五 | 三百五十六 | 三百五十七 | 三百五十八 | 三百五十九 | 三百六十 | 三百六十一 | 三百六十二 | 三百六十三 | 三百六十四 | 三百六十五 | 三百六十六 | 三百六十七 | 三百六十八 | 三百六十九 | 三百七十 | 三百七十一 | 三百七十二 | 三百七十三 | 三百七十四 | 三百七十五 | 三百七十六 | 三百七十七 | 三百七十八 | 三百七十九 | 三百八十 | 三百八十一 | 三百八十二 | 三百八十三 | 三百八十四 | 三百八十五 | 三百八十六 | 三百八十七 | 三百八十八 | 三百八十九 | 三百九十 | 三百九十一 | 三百九十二 | 三百九十三 | 三百九十四 | 三百九十五 | 三百九十六 | 三百九十七 | 三百九十八 | 三百九十九 | 四百 | 四百一 | 四百二 | 四百三 | 四百四 | 四百五 | 四百六 | 四百七 | 四百八 | 四百九 | 四百十 | 四百十一 | 四百十二 | 四百十三 | 四百十四 | 四百十五 | 四百十六 | 四百十七 | 四百十八 | 四百十九 | 四百二十 | 四百二十一 | 四百二十二 | 四百二十三 | 四百二十四 | 四百二十五 | 四百二十六 | 四百二十七 | 四百二十八 | 四百二十九 | 四百三十 | 四百三十一 | 四百三十二 | 四百三十三 | 四百三十四 | 四百三十五 | 四百三十六 | 四百三十七 | 四百三十八 | 四百三十九 | 四百四十 | 四百四十一 | 四百四十二 | 四百四十三 | 四百四十四 | 四百四十五 | 四百四十六 | 四百四十七 | 四百四十八 | 四百四十九 | 四百五十 | 四百五十一 | 四百五十二 | 四百五十三 | 四百五十四 | 四百五十五 | 四百五十六 | 四百五十七 | 四百五十八 | 四百五十九 | 四百六十 | 四百六十一 | 四百六十二 | 四百六十三 | 四百六十四 | 四百六十五 | 四百六十六 | 四百六十七 | 四百六十八 | 四百六十九 | 四百七十 | 四百七十一 | 四百七十二 | 四百七十三 | 四百七十四 | 四百七十五 | 四百七十六 | 四百七十七 | 四百七十八 | 四百七十九 | 四百八十 | 四百八十一 | 四百八十二 | 四百八十三 | 四百八十四 | 四百八十五 | 四百八十六 | 四百八十七 | 四百八十八 | 四百八十九 | 四百九十 | 四百九十一 | 四百九十二 | 四百九十三 | 四百九十四 | 四百九十五 | 四百九十六 | 四百九十七 | 四百九十八 | 四百九十九 | 五百 | 五百一 | 五百二 | 五百三 | 五百四 | 五百五 | 五百六 | 五百七 | 五百八 | 五百九 | 五百十 | 五百十一 | 五百十二 | 五百十三 | 五百十四 | 五百十五 | 五百十六 | 五百十七 | 五百十八 | 五百十九 | 五百二十 | 五百二十一 | 五百二十二 | 五百二十三 | 五百二十四 | 五百二十五 | 五百二十六 | 五百二十七 | 五百二十八 | 五百二十九 | 五百三十 | 五百三十一 | 五百三十二 | 五百三十三 | 五百三十四 | 五百三十五 | 五百三十六 | 五百三十七 | 五百三十八 | 五百三十九 | 五百四十 | 五百四十一 | 五百四十二 | 五百四十三 | 五百四十四 | 五百四十五 | 五百四十六 | 五百四十七 | 五百四十八 | 五百四十九 | 五百五十 | 五百五十一 | 五百五十二 | 五百五十三 | 五百五十四 | 五百五十五 | 五百五十六 | 五百五十七 | 五百五十八 | 五百五十九 | 五百六十 | 五百六十一 | 五百六十二 | 五百六十三 | 五百六十四 | 五百六十五 | 五百六十六 | 五百六十七 | 五百六十八 | 五百六十九 | 五百七十 | 五百七十一 | 五百七十二 | 五百七十三 | 五百七十四 | 五百七十五 | 五百七十六 | 五百七十七 | 五百七十八 | 五百七十九 | 五百八十 | 五百八十一 | 五百八十二 | 五百八十三 | 五百八十四 | 五百八十五 | 五百八十六 | 五百八十七 | 五百八十八 | 五百八十九 | 五百九十 | 五百九十一 | 五百九十二 | 五百九十三 | 五百九十四 | 五百九十五 | 五百九十六 | 五百九十七 | 五百九十八 | 五百九十九 | 六百 | 六百一 | 六百二 | 六百三 | 六百四 | 六百五 | 六百六 | 六百七 | 六百八 | 六百九 | 六百十 | 六百十一 | 六百十二 | 六百十三 | 六百十四 | 六百十五 | 六百十六 | 六百十七 | 六百十八 | 六百十九 | 六百二十 | 六百二十一 | 六百二十二 | 六百二十三 | 六百二十四 | 六百二十五 | 六百二十六 | 六百二十七 | 六百二十八 | 六百二十九 | 六百三十 | 六百三十一 | 六百三十二 | 六百三十三 | 六百三十四 | 六百三十五 | 六百三十六 | 六百三十七 | 六百三十八 | 六百三十九 | 六百四十 | 六百四十一 | 六百四十二 | 六百四十三 | 六百四十四 | 六百四十五 | 六百四十六 | 六百四十七 | 六百四十八 | 六百四十九 | 六百五十 | 六百五十一 | 六百五十二 | 六百五十三 | 六百五十四 | 六百五十五 | 六百五十六 | 六百五十七 | 六百五十八 | 六百五十九 | 六百六十 | 六百六十一 | 六百六十二 | 六百六十三 | 六百六十四 | 六百六十五 | 六百六十六 | 六百六十七 | 六百六十八 | 六百六十九 | 六百七十 | 六百七十一 | 六百七十二 | 六百七十三 | 六百七十四 | 六百七十五 | 六百七十六 | 六百七十七 | 六百七十八 | 六百七十九 | 六百八十 | 六百八十一 | 六百八十二 | 六百八十三 | 六百八十四 | 六百八十五 | 六百八十六 | 六百八十七 | 六百八十八 | 六百八十九 | 六百九十 | 六百九十一 | 六百九十二 | 六百九十三 | 六百九十四 | 六百九十五 | 六百九十六 | 六百九十七 | 六百九十八 | 六百九十九 | 七百 | 七百一 | 七百二 | 七百三 | 七百四 | 七百五 | 七百六 | 七百七 | 七百八 | 七百九 | 七百十 | 七百十一 | 七百十二 | 七百十三 | 七百十四 | 七百十五 | 七百十六 | 七百十七 | 七百十八 | 七百十九 | 七百二十 | 七百二十一 | 七百二十二 | 七百二十三 | 七百二十四 | 七百二十五 | 七百二十六 | 七百二十七 | 七百二十八 | 七百二十九 | 七百三十 | 七百三十一 | 七百三十二 | 七百三十三 | 七百三十四 | 七百三十五 | 七百三十六 | 七百三十七 | 七百三十八 | 七百三十九 | 七百四十 | 七百四十一 | 七百四十二 | 七百四十三 | 七百四十四 | 七百四十五 | 七百四十六 | 七百四十七 | 七百四十八 | 七百四十九 | 七百五十 | 七百五十一 | 七百五十二 | 七百五十三 | 七百五十四 | 七百五十五 | 七百五十六 | 七百五十七 | 七百五十八 | 七百五十九 | 七百六十 | 七百六十一 | 七百六十二 | 七百六十三 | 七百六十四 | 七百六十五 | 七百六十六 | 七百六十七 | 七百六十八 | 七百六十九 | 七百七十 | 七百七十一 | 七百七十二 | 七百七十三 | 七百七十四 | 七百七十五 | 七百七十六 | 七百七十七 | 七百七十八 | 七百七十九 | 七百八十 | 七百八十一 | 七百八十二 | 七百八十三 | 七百八十四 | 七百八十五 | 七百八十六 | 七百八十七 | 七百八十八 | 七百八十九 | 七百九十 | 七百九十一 | 七百九十二 | 七百九十三 | 七百九十四 | 七百九十五 | 七百九十六 | 七百九十七 | 七百九十八 | 七百九十九 | 八百 | 八百一 | 八百二 | 八百三 | 八百四 | 八百五 | 八百六 | 八百七 | 八百八 | 八百九 | 八百十 | 八百十一 | 八百十二 | 八百十三 | 八百十四 | 八百十五 | 八百十六 | 八百十七 | 八百十八 | 八百十九 | 八百二十 | 八百二十一 | 八百二十二 | 八百二十三 | 八百二十四 | 八百二十五 | 八百二十六 | 八百二十七 | 八百二十八 | 八百二十九 | 八百三十 | 八百三十一 | 八百三十二 | 八百三十三 | 八百三十四 | 八百三十五 | 八百三十六 | 八百三十七 | 八百三十八 | 八百三十九 | 八百四十 | 八百四十一 | 八百四十二 | 八百四十三 | 八百四十四 | 八百四十五 | 八百四十六 | 八百四十七 | 八百四十八 | 八百四十九 | 八百五十 | 八百五十一 | 八百五十二 | 八百五十三 | 八百五十四 | 八百五十五 | 八百五十六 | 八百五十七 | 八百五十八 | 八百五十九 | 八百六十 | 八百六十一 | 八百六十二 | 八百六十三 | 八百六十四 | 八百六十五 | 八百六十六 | 八百六十七 | 八百六十八 | 八百六十九 | 八百七十 | 八百七十一 | 八百七十二 | 八百七十三 | 八百七十四 | 八百七十五 | 八百七十六 | 八百七十七 | 八百七十八 | 八百七十九 | 八百八十 | 八百八十一 | 八百八十二 | 八百八十三 | 八百八十四 | 八百八十五 | 八百八十六 | 八百八十七 | 八百八十八 | 八百八十九 | 八百九十 | 八百九十一 | 八百九十二 | 八百九十三 | 八百九十四 | 八百九十五 | 八百九十六 | 八百九十七 | 八百九十八 | 八百九十九 | 九百 | 九百一 | 九百二 | 九百三 | 九百四 | 九百五 | 九百六 | 九百七 | 九百八 | 九百九 | 九百十 | 九百十一 | 九百十二 | 九百十三 | 九百十四 | 九百十五 | 九百十六 | 九百十七 | 九百十八 | 九百十九 | 九百二十 | 九百二十一 | 九百二十二 | 九百二十三 | 九百二十四 | 九百二十五 | 九百二十六 | 九百二十七 | 九百二十八 | 九百二十九 | 九百三十 | 九百三十一 | 九百三十二 | 九百三十三 | 九百三十四 | 九百三十五 | 九百三十六 | 九百三十七 | 九百三十八 | 九百三十九 | 九百四十 | 九百四十一 | 九百四十二 | 九百四十三 | 九百四十四 | 九百四十五 | 九百四十六 | 九百四十七 | 九百四十八 | 九百四十九 | 九百五十 | 九百五十一 | 九百五十二 | 九百五十三 | 九百五十四 | 九百五十五 | 九百五十六 | 九百五十七 | 九百五十八 | 九百五十九 | 九百六十 | 九百六十一 | 九百六十二 | 九百六十三 | 九百六十四 | 九百六十五 | 九百六十六 | 九百六十七 | 九百六十八 | 九百六十九 | 九百七十 | 九百七十一 | 九百七十二 | 九百七十三 | 九百七十四 | 九百七十五 | 九百七十六 | 九百七十七 | 九百七十八 | 九百七十九 | 九百八十 | 九百八十一 | 九百八十二 | 九百八十三 | 九百八十四 | 九百八十五 | 九百八十六 | 九百八十七 | 九百八十八 | 九百八十九 | 九百九十 | 九百九十一 | 九百九十二 | 九百九十三 | 九百九十四 | 九百九十五 | 九百九十六 | 九百九十七 | 九百九十八 | 九百九十九 | 千 | 千一 | 千二 | 千三 | 千四 | 千五 | 千六 | 千七 | 千八 | 千九 | 千十 | 千十一 | 千十二 | 千十三 | 千十四 | 千十五 | 千十六 | 千十七 | 千十八 | 千十九 | 千二十 | 千二十一 | 千二十二 | 千二十三 | 千二十四 | 千二十五 | 千二十六 | 千二十七 | 千二十八 | 千二十九 | 千三十 | 千三十一 | 千三十二 | 千三十三 | 千三十四 | 千三十五 | 千三十六 | 千三十七 | 千三十八 | 千三十九 | 千四十 | 千四十一 | 千四十二 | 千四十三 | 千四十四 | 千四十五 | 千四十六 | 千四十七 | 千四十八 | 千四十九 | 千五十 | 千五十一 | 千五十二 | 千五十三 | 千五十四 | 千五十五 | 千五十六 | 千五十七 | 千五十八 | 千五十九 | 千六十 | 千六十一 | 千六十二 | 千六十三 | 千六十四 | 千六十五 | 千六十六 | 千六十七 | 千六十八 | 千六十九 | 千七十 | 千七十一 | 千七十二 | 千七十三 | 千七十四 | 千七十五 | 千七十六 | 千七十七 | 千七十八 | 千七十九 | 千八十 | 千八十一 | 千八十二 | 千八十三 | 千八十四 | 千八十五 | 千八十六 | 千八十七 | 千八十八 | 千八十九 | 千九十 | 千九十一 | 千九十二 | 千九十三 | 千九十四 | 千九十五 | 千九十六 | 千九十七 | 千九十八 | 千九十九 | 千百 | 千百一 | 千百二 | 千百三 | 千百四 | 千百五 | 千百六 | 千百七 | 千百八 | 千百九 | 千百十 | 千百十一 | 千百十二 | 千百十三 | 千百十四 | 千百十五 | 千百十六 | 千百十七 | 千百十八 | 千百十九 | 千百二十 | 千百二十一 | 千百二十二 | 千百二十三 | 千百二十四 | 千百二十五 | 千百二十六 | 千百二十七 | 千百二十八 | 千百二十九 | 千百三十 | 千百三十一 | 千百三十二 | 千百三十三 | 千百三十四 | 千百三十五 | 千百三十六 | 千百三十七 | 千百三十八 | 千百三十九 | 千百四十 | 千百四十一 | 千百四十二 | 千百四十三 | 千百四十四 | 千百四十五 | 千百四十六 | 千百四十七 | 千百四十八 | 千百四十九 | 千百五十 | 千百五十一 | 千百五十二 | 千百五十三 | 千百五十四 | 千百五十五 | 千百五十六 | 千百五十七 | 千百五十八 | 千百五十九 | 千百六十 | 千百六十一 | 千百六十二 | 千百六十三 | 千百六十四 | 千百六十五 | 千百六十六 | 千百六十七 | 千百六十八 | 千百六十九 | 千百七十 | 千百七十一 | 千百七十二 | 千百七十三 | 千百七十四 | 千百七十五 | 千百七十六 | 千百七十七 | 千百七十八 | 千百七十九 | 千百八十 | 千百八十一 | 千百八十二 | 千百八十三 | 千百八十四 | 千百八十五 | 千百八十六 | 千百八十七 | 千百八十八 | 千百八十九 | 千百九十 | 千百九十一 | 千百九十二 | 千百九十三 | 千百九十四 | 千百九十五 | 千百九十六 | 千百九十七 | 千百九十八 | 千百九十九 | 千二百 | 千二百一 | 千二百二 | 千二百三 | 千二百四 | 千二百五 | 千二百六 | 千二百七 | 千二百八 | 千二百九 | 千二百十 | 千二百十一 | 千二百十二 | 千二百十三 | 千二百十四 | 千二百十五 | 千二百十六 | 千二百十七 | 千二百十八 | 千二百十九 | 千二百二十 | 千二百二十一 | 千二百二十二 | 千二百二十三 | 千二百二十四 | 千二百二十五 | 千二百二十六 | 千二百二十七 | 千二百二十八 | 千二百二十九 | 千二百三十 | 千二百三十一 | 千二百三十二 | 千二百三十三 | 千二百三十四 | 千二百三十五 | 千二百三十六 | 千二百三十七 | 千二百三十八 | 千二百三十九 | 千二百四十 | 千二百四十一 | 千二百四十二 | 千二百四十三 | 千二百四十四 | 千二百四十五 | 千二百四十六 | 千二百四十七 | 千二百四十八 | 千二百四十九 | 千二百五十 | 千二百五十一 | 千二百五十二 | 千二百五十三 | 千二百五十四 | 千二百五十五 | 千二百五十六 | 千二百五十七 | 千二百五十八 | 千二百五十九 | 千二百六十 | 千二百六十一 | 千二百六十二 | 千二百六十三 | 千二百六十四 | 千二百六十五 | 千二百六十六 | 千二百六十七 | 千二百六十八 | 千二百六十九 | 千二百七十 | 千二百七十一 | 千二百七十二 | 千二百七十三 | 千二百七十四 | 千二百七十五 | 千二百七十六 | 千二百七十七 | 千二百七十八 | 千二百七十九 | 千二百八十 | 千二百八十一 | 千二百八十二 | 千二百八十三 | 千二百八十四 | 千二百八十五 | 千二百八十六 | 千二百八十七 | 千二百八十八 | 千二百八十九 | 千二百九十 | 千二百九十一 | 千二百九十二 | 千二百九十三 | 千二百九十四 | 千二百九十五 | 千二百九十六 | 千二百九十七 | 千二百九十八 | 千二百九十九 | 千三百 | 千三百一 | 千三百二 | 千三百三 | 千三百四 | 千三百五 | 千三百六 | 千三百七 | 千三百八 | 千三百九 | 千三百十 | 千三百十一 | 千三百十二 | 千三百十三 | 千三百十四 | 千三百十五 | 千三百十六 | 千三百十七 | 千三百十八 | 千三百十九 | 千三百二十 | 千三百二十一 | 千三百二十二 | 千三百二十三 | 千三百二十四 | 千三百二十五 | 千三百二十六 | 千三百二十七 | 千三百二十八 | 千三百二十九 | 千三百三十 | 千三百三十一 | 千三百三十二 | 千三百三十三 | 千三百三十四 | 千三百三十五 | 千三百三十六 | 千三百三十七 | 千三百三十八 | 千三百三十九 | 千三百四十 | 千三百四十一 | 千三百四十二 | 千三百四十三 | 千三百四十四 | 千三百四十五 | 千三百四十六 | 千三百四十七 | 千三百四十八 | 千三百四十九 | 千三百五十 | 千三百五十一 | 千三百五十二 | 千三百五十三 | 千三百五十四 | 千三百五十五 | 千三百五十六 | 千三百五十七 | 千三百五十八 | 千三百五十九 | 千三百六十 | 千三百六十一 | 千三百六十二 | 千三百六十三 | 千三百六十四 | 千三百六十五 | 千三百六十六 | 千三百六十七 | 千三百六十八 | 千三百六十九 | 千三百七十 | 千三百七十一 | 千三百七十二 | 千三百七十三 | 千三百七十四 | 千三百七十五 | 千三百七十六 | 千三百七十七 | 千三百七十八 | 千三百七十九 | 千三百八十 | 千三百八十一 | 千三百八十二 | 千三百八十三 | 千三百八十四 | 千三百八十五 | 千三百八十六 | 千三百八十七 | 千三百八十八 | 千三百八十九 | 千三百九十 | 千三百九十一 | 千三百九十二 | 千三百九十三 | 千三百九十四 | 千三百九十五 | 千三百九十六 | 千三百九十七 | 千三百九十八 | 千三百九十九 | 千四百 | 千四百一 | 千四百二 | 千四百三 | 千四百四 | 千四百五 | 千四百六 | 千四百七 | 千四百八 | 千四百九 | 千四百十 | 千四百十一 | 千四百十二 | 千四百十三 | 千四百十四 | 千四百十五 | 千四百十六 | 千四百十七 | 千四百十八 | 千四百十九 | 千四百二十 | 千四百二十一 | 千四百二十二 | 千四百二十三 | 千四百二十四 | 千四百二十五 | 千四百二十六 | 千四百二十七 | 千四百二十八 | 千四百二十九 | 千四百三十 | 千四百三十一 | 千四百三十二 | 千四百三十三 | 千四百三十四 | 千四百三十五 | 千四百三十六 | 千四百三十七 | 千四百三十八 | 千四百三十九 | 千四百四十 | 千四百四十一 | 千四百四十二 | 千四百四十三 | 千四百四十四 | 千四百四十五 | 千四百四十六 | 千四百四十七 | 千四百四十八 | 千四百四十九 | 千四百五十 | 千四百五十一 | 千四百五十二 | 千四百五十三 | 千四百五十四 | 千四百五十五 | 千四百五十六 | 千四百五十七 | 千四百五十八 | 千四百五十九 | 千四百六十 | 千四百六十一 | 千四百六十二 | 千四百六十三 | 千四百六十四 | 千四百六十五 | 千四百六十六 | 千四百六十七 | 千四百六十八 | 千四百六十九 | 千四百七十 | 千四百七十一 | 千四百七十二 | 千四百七十三 | 千四百七十四 | 千四百七十五 | 千四百七十六 | 千四百七十七 | 千四百七十八 | 千四百七十九 | 千四百八十 | 千四百八十一 | 千四百八十二 | 千四百八十三 | 千四百八十四 | 千四百八十五 | 千四百八十六 | 千四百八十七 | 千四百八十八 | 千四百八十九 | 千四百九十 | 千四百九十一 | 千四百九十二 | 千四百九十三 | 千四百九十四 | 千四百九十五 | 千四百九十六 | 千四百九十七 | 千四百九十八 | 千四百九十九 | 千五百 | 千五百一 | 千五百二 | 千五百三 | 千五百四 | 千五百五 | 千五百六 | 千五百七 | 千五百八 | 千五百九 | 千五百十 | 千五百十一 | 千五百十二 | 千五百十三 | 千五百十四 | 千五百十五 | 千五百十六 | 千五百十七 | 千五百十八 | 千五百十九 | 千五百二十 | 千五百二十一 | 千五百二十二 | 千五百二十三 | 千五百二十四 | 千五百二十五 | 千五百二十六 | 千五百二十七 | 千五百二十八 | 千五百二十九 | 千五百三十 | 千五百三十一 | 千五百三十二 | 千五百三十三 | 千五百三十四 | 千五百三十五 | 千五百三十六 | 千五百三十七 | 千五百三十八 | 千五百三十九 | 千五百四十 | 千五百四十一 | 千五百四十二 | 千五百四十三 | 千五百四十四 | 千五百四十五 | 千五百四十六 | 千五百四十七 | 千五百四十八 | 千五百四十九 | 千五百五十 | 千五百五十一 | 千五百五十二 | 千五百五十三 | 千五百五十四 | 千五百五十五 | 千五百五十六 | 千五百五十七 | 千五百五十八 | 千五百五十九 | 千五百六十 | 千五百六十一 | 千五百六十二 | 千五百六十三 | 千五百六十四 | 千五百六十五 | 千五百六十六 | 千五百六十七 | 千五百六十八 | 千五百六十九 | 千五百七十 | 千五百七十一 | 千五百七十二 | 千五百七十三 | 千五百七十四 | 千五百七十五 | 千五百七十六 | 千五百七十七 | 千五百七十八 | 千五百七十九 | 千五百八十 | 千五百八十一 | 千五百八十二 | 千五百八十三 | 千五百八十四 | 千五百八十五 | 千五百八十六 | 千五百八十七 | 千五百八十八 | 千五百八十九 | 千五百九十 | 千五百九十一 | 千五百九十二 | 千五百九十三 | 千五百九十四 | 千五百九十五 | 千五百九十六 | 千五百九十七 | 千五百九十八 | 千五百九十九 | 千六百 | 千六百一 | 千六百二 | 千六百三 | 千六百四 | 千六百五 | 千六百六 | 千六百七 | 千六百八 | 千六百九 | 千六百十 | 千六百十一 | 千六百十二 | 千六百十三 | 千六百十四 | 千六百十五 | 千六百十六 | 千六百十七 | 千六百十八 | 千六百十九 | 千六百二十 | 千六百二十一 | 千六百二十二 | 千六百二十三 | 千六百二十四 | 千六百二十五 | 千六百二十六 | 千六百二十七 | 千六百二十八 | 千六百二十九 | 千六百三十 | 千六百三十一 | 千六百三十二 | 千六百三十三 | 千六百三十四 | 千六百三十五 | 千六百三十六 | 千六百三十七 | 千六百三十八 | 千六百三十九 | 千六百四十 | 千六百四十一 | 千六百四十二 | 千六百四十三 | 千六百四十四 | 千六百四十五 | 千六百四十六 | 千六百四十七 | 千六百四十八 | 千六百四十九 | 千六百五十 | 千六百五十一 | 千六百五十二 | 千六百五十三 | 千六百五十四 | 千六百五十五 | 千六百五十六 | 千六百五十七 | 千六百五十八 | 千六百五十九 | 千六百六十 | 千六百六十一 | 千六百六十二 | 千六百六十三 | 千六百六十四 | 千六百六十五 | 千六百六十六 | 千六百六十七 | 千六百六十八 | 千六百六十九 | 千六百七十 | 千六百七十一 | 千六百七十二 | 千六百七十三 | 千六百七十四 | 千六百七十五 | 千六百七十六 | 千六百七十七 | 千六百七十八 | 千六百七十九 | 千六百八十 | 千六百八十一 | 千六百八十二 | 千六百八十三 | 千六百八十四 | 千六百八十五 | 千六百八十六 | 千六百八十七 | 千六百八十八 | 千六百八十九 | 千六百九十 | 千六百九十一 | 千六百九十二 | 千六百九十三 | 千六百九十四 | 千六百九十五 | 千六百九十六 | 千六百九十七 | 千六百九十八 | 千六百九十九 | 千七百 | 千七百一 | 千七百二 | 千七百三 | 千七百四 | 千七百五 | 千七百六 | 千七百七 | 千七百八 | 千七百九 | 千七百十 | 千七百十一 | 千七百十二 | 千七百十三 | 千七百十四 | 千七百十五 | 千七百十六 | 千七百十七 | 千七百十八 | 千七百十九 | 千七百二十 | 千七百二十一 | 千七百二十二 | 千七百二十三 | 千七百二十四 | 千七百二十五 | 千七百二十六 | 千七百二十七 | 千七百二十八 | 千七百二十九 | 千七百三十 | 千七百三十一 | 千七百三十二 | 千七百三十三 | 千七百三十四 | 千七百三十五 | 千七百三十六 | 千七百三十七 | 千七百三十八 | 千七百三十九 | 千七百四十 | 千七百四十一 | 千七百四十二 | 千七百四十三 | 千七百四十四 | 千七百四十五 | 千七百四十六 | 千七百四十七 | 千七百四十八 | 千七百四十九 | 千七百五十 | 千七百五十一 | 千七百五十二 | 千七百五十三 | 千七百五十四 | 千七百五十五 | 千七百五十六 | 千七百五十七 | 千七百五十八 | 千七百五十九 | 千七百六十 | 千七百六十一 | 千七百六十二 | 千七百六十三 | 千七百六十四 | 千七百六十五 | 千七百六十六 | 千七百六十七 | 千七百六十八 | 千七百六十九 | 千七百七十 | 千七百七十一 | 千七百七十二 | 千七百七十三 | 千七百七十四 | 千七百七十五 | 千七百七十六 | 千七百七十七 | 千七百七十八 | 千七百七十九 | 千七百八十 | 千七百八十一 | 千七百八十二 | 千七百八十三 | 千七百八十四 | 千七百八十五 | 千七百八十六 | 千七百八十七 | 千七百八十八 | 千七百八十九 | 千七百九十 | 千七百九十一 | 千七百九十二 | 千七百九十三 | 千七百九十四 | 千七百九十五 | 千七百九十六 | 千七百九十七 | 千七百九十八 | 千七百九十九 | 千八百 | 千八百一 | 千八百二 | 千八百三 | 千八百四 | 千八百五 | 千八百六 | 千八百七 | 千八百八 | 千八百九 | 千八百十 | 千八百十一 | 千八百十二 | 千八百十三 | 千八百十四 | 千八百十五 | 千八百十六 | 千八百十七 | 千八百十八 | 千八百十九 | 千八百二十 | 千八百二十一 | 千八百二十二 | 千八百二十三 | 千八百二十四 | 千八百二十五 | 千八百二十六 | 千八百二十七 | 千八百二十八 | 千八百二十九 | 千八百三十 | 千八百三十一 | 千八百三十二 | 千八百三十三 | 千八百三十四 | 千八百三十五 | 千八百三十六 | 千八百三十七 | 千八百三十八 | 千八百三十九 | 千八百四十 | 千八百四十一 | 千八百四十二 | 千八百四十三 | 千八百四十四 | 千八百四十五 | 千八百四十六 | 千八百四十七 | 千八百四十八 | 千八百四十九 | 千八百五十 | 千八百五十一 | 千八百五十二 | 千八百五十三 | 千八百五十四 | 千八百五十五 | 千八百五十六 | 千八百五十七 | 千八百五十八 | 千八百五十九 | 千八百六十 | 千八百六十一 | 千八百六十二 | 千八百六十三 | 千八百六十四 | 千八百六十五 | 千八百六十六 | 千八百六十七 | 千八百六十八 | 千八百六十九 | 千八百七十 | 千八百七十一 | 千八百七十二 | 千八百七十三 | 千八百七十四 | 千八百七十五 | 千八百七十六 | 千八百七十七 | 千八百七十八 | 千八百七十九 | 千八百八十 | 千八百八十一 | 千八百八十二 | 千八百八十三 | 千八百八十四 | 千八百八十五 | 千八百八十六 | 千八百八十七 | 千八百八十八 | 千八百八十九 | 千八百九十 | 千八百九十一 | 千八百九十二 | 千八百九十三 | 千八百九十四 | 千八百九十五 | 千八百九十六 | 千八百九十七 | 千八百九十八 | 千八百九十九 | 千九百 | 千九百一 | 千九百二 | 千九百三 | 千九百四 | 千九百五 | 千九百六 | 千九百七 | 千九百八 | 千九百九 | 千九百十 | 千九百十一 | 千九百十二 | 千九百十三 | 千九百十四 | 千九百十五 | 千九百十六 | 千九百十七 | 千九百十八 | 千九百十九 | 千九百二十 | 千九百二十一 | 千九百二十二 | 千九百二十三 | 千九百二十四 | 千九百二十五 | 千九百二十六 | 千九百二十七 | 千九百二十八 | 千九百二十九 | 千九百三十 | 千九百三十一 | 千九百三十二 | 千九百三十三 | 千九百三十四 | 千九百三十五 | 千九百三十六 | 千九百三十七 | 千九百三十八 | 千九百三十九 | 千九百四十 | 千九百四十一 | 千九百四十二 | 千九百四十三 | 千九百四十四 | 千九百四十五 | 千九百四十六 | 千九百四十七 | 千九百四十八 | 千九百四十九 | 千九百五十 | 千九百五十一 | 千九百五十二 | 千九百五十三 | 千九百五十四 | 千九百五十五 | 千九百五十六 | 千九百五十七 | 千九百五十八 | 千九百五十九 | 千九百六十 | 千九百六十一 | 千九百六十二 | 千九百六十三 | 千九百六十四 | 千九百六十五 | 千九百六十六 | 千九百六十七 | 千九百六十八 | 千九百六十九 | 千九百七十 | 千九百七十一 | 千九百七十二 | 千九百七十三 | 千九百七十四 | 千九百七十五 | 千九百七十六 | 千九百七十七 | 千九百七十八 | 千九百七十九 | 千九百八十 | 千九百八十一 | 千九百八十二 | 千九百八十三 | 千九百八十四 | 千九百八十五 | 千九百八十六 | 千九百八十七 | 千九百八十八 | 千九百八十九 | 千九百九十 | 千九百九十一 | 千九百九十二 | 千九百九十三 | 千九百九十四 | 千九百九十五 | 千九百九十六 | 千九百九十七 | 千九百九十八 | 千九百九十九 | 二千 | 二千一 | 二千二 | 二千三 | 二千四 | 二千五 | 二千六 | 二千七 | 二千八 | 二千九 | 二千十 | 二千十一 | 二千十二 | 二千十三 | 二千十四 | 二千十五 | 二千十六 | 二千十七 | 二千十八 | 二千十九 | 二千二十 | 二千二十一 | 二千二十二 | 二千二十三 | 二千二十四 | 二千二十五 | 二千二十六 | 二千二十七 | 二千二十八 | 二千二十九 | 二千三十 | 二千三十一 | 二千三十二 | 二千三十三 | 二千三十四 | 二千三十五 | 二千三十六 | 二千三十七 | 二千三十八 | 二千三十九 | 二千四十 | 二千四十一 | 二千四十二 | 二千四十三 | 二千四十四 | 二千四十五 | 二千四十六 | 二千四十七 | 二千四十八 | 二千四十

配置定員の變更せられたるものを揭ぐれば次の如し、先づ巡査に於ては、三月訓令第十九號を以て、南投廳巡査を百二十二人に、臺東廳巡査を百六十六人に、五月訓令第七十一號を以て臺東廳巡査を百七十八人に（浮浪者收容所勤務として八人新配置）、七月訓令第百九十七人に、巡査補を九十人に（險勇線施設及浮浪者收容所增員の爲め）、七月訓令第百十二號を以て宜蘭廳巡査を百五十四人に（蕃界警備の爲め深坑廳より減し宜蘭廳に增配す）、八月訓令第百三十五號を以て桃園廳巡査補を百十六人に、新竹廳巡査を二百二十八人に、巡査補を七十八人に（何れも蕃界警備の爲め）、九月訓令第百六十二號を以て宜蘭廳巡査三百一人を三百五十一人に、十一月訓令第百八十八號を以て蕃寮蕃廳巡査九十九人巡査補三十五人に（六龜里支廳設置の爲め）改正せられたり。

●警部、警部補の增員　警部警部補にありては險勇線前進及ベスト防遏等を理由として巡査の增員を見たる結果之が監督の爲め警部五名及警部補十名の增員を見たり。

●明治四十一年末地方警察職員定員表

廳別	定員						
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	險勇
臺北廳	一	一九	一	一	三四	三四二	一三二	
基隆廳		一二	一	一	二〇	一四七		
宜蘭廳		一三		一	一二	三五一	九五（一、二六一）	
深坑廳		一一		一	一四	一五四（四六八）	二七	
桃園廳		一七		一	二四	二六七	一一六（七八六）	
新竹廳		一五		一	二六	二二八	七八（七二八）	
苗栗廳		一五		一	二四	一八一	七七（五三五）	
中廳		一五		一	二一	一八五	八四（三二八）	
彰化廳		一一		一	二〇	一七二	九八	
南投廳		一二		一	一七	一四三	一〇三（六〇四）	
斗六廳		一六		一	二九	一九六	一〇二	
嘉義廳		一七		一	二三	一七一	九五	
鹽水港廳		一四		一	二五	一八四	一〇六	
臺南廳		一五		一	二六	一八六	九五	
蕃薯寮廳		八		一	二一	九九	三五（二五）	
鳳山廳		一〇		一	一七	一三〇	六七	
阿緱廳		一一		一	一九	一四一	六九	
恒春廳		八		一	八	二八一	二八	
臺東廳		一三		一	一九	一九七	九〇（二五六）	
澎湖廳		七		一	一七	一三〇	六七	
計	一	二五九	五	二〇	四〇九	△三、五七六 二六	△一、五四七 一	（四、九九一）

備考　定員不明（）內ハ實員配置　△印ハ請願ニ係ルモノトス

明治四十二年

●一般配置方針變更、平蕃所屬を異にす　明治四十二年度地方警察職員配置定員標準は、獸疫豫防及害蟲驅除の爲被害の多少に應じ、巡査六十人を各廳に增置したる外、四十一年度に於ける配置標準に異ならず唯蕃界警察の發展と衞生其の他諸般警察事務膨脹の結

果九月末に於て警部定員に二人警部補定員に五人巡査定員に七十名巡査補定員に二十二人を増加するに至れり。然るに十月に至り、行政整理の結果、廳の廢合と同時に地方警察の配置定員も警務蕃務の區別に從ひ所屬を異にするに至り、配置上一大變革を來せり。今十月二十五日に於ける各廳警務所屬職員の配置狀況を示せば左の如し。

廳名＼種別	警視	警部	内課長	内支廳長	警部 普通配置	警部 特別配置	警部補	巡査	巡査補	計
臺北廳	一	三四	一	一二	一五	七	六四	五三六	二二一	七
宜蘭廳		一〇	一	四	五		一七	九五	五七	△一八六
桃園廳		一二		六	五		二三	一四〇	八一	
新竹廳	一	一八	一	一〇	八		三六	二二二	一一九	
臺中廳	一	一八	一	九	八	一	四二	三三二	一八九	
南投廳		九		四	四		一六	一〇三	六三	
嘉義廳	一	二四		一二	九	三	五六	三八八	二五二	
臺南廳		二四		一二	一〇	二	五五	四〇三	一七八	
阿緱廳	一	一九		一〇	九	一	三四	二一五	一一八	
臺東廳		七	一	二	四		六	六七	二五	
花蓮港廳		四	一	一	二		七	五一	二二	
澎湖廳		七	一	三	三		七	四九	三二	
計	七	△一八六	六	八五	八二	一三	三六三	二、六〇一	一、三五七	

而して蕃務所屬巡査巡査補の定員配置は不明なるも、十月調令第百六十四號を以て廳巡査巡査補の定員總數次の如く公布せられたるを以て、この中より前記員數控除せるものが蕃務所屬と見るを得べし、

廳名	巡査	巡査補
臺北廳	六一七	二二二
宜蘭廳	三七一	六八
桃園廳	二八一	一一六
新竹廳	四〇四	一四〇

廳名	巡査	巡査補
臺中廳	三六六	一九五
南投廳	二一五	一一八
嘉義廳	三九七	二五七
臺南廳	四〇三	七七八

廳名	巡査	巡査補
阿緱廳	三〇二	一三八
臺東廳	一一一	三八
花蓮港廳	一五二	五九
澎湖廳	四九	三二

而して右の外本年中巡査巡査補の各廳定員の異動を揭記せば次の如し、

三月調令第十九號を以て臺北廳巡査を三百四十六人に、宜蘭廳巡査を三百四十七人に、

廳名	巡査	巡査補
臺北廳	三五一	一三一
基隆廳	一四四	六九
宜蘭廳	三四九	五七
深坑廳	一三二	三五
桃園廳	二七〇	一一六
新竹廳	二三一	七八
苗栗廳	一八四	七七

廳名	巡査	巡査補
臺中廳	一七九	八四
彰化廳	一七七	九八
南投廳	一四八	八五
斗六廳	一九五	一〇三
嘉義廳	一七六	九五
鹽水港廳	一八八	一〇六
臺南廳	一九〇	九五

廳名	巡査	巡査補
蕃薯寮廳	九四	三五
鳳山廳	一三四	六七
阿緱廳	一四四	七四
恒春廳	六四	二九
臺東廳	二三九	八七
澎湖廳	四九	三二

六月訓令第八十七號を以て南投廳巡査を百七十四人に巡査補を九十七人に、阿緱廳巡査を百四十六人に巡査補を九十六人に、臺東廳巡査を二百五十八人に巡査補を七十五人に、九月訓令第百二十八號を以て南投廳巡査を七十五人に、嘉義廳巡査を百七十七人巡査補を九十六人に、臺東廳巡査を二百五十八人に巡査補を九十五人に、十月訓令第百四十九號を以て桃園廳巡査を二百八十一人に、新竹廳巡査を二百四十一人に、十二月訓令第百九十九號を以て臺北廳巡査を五百九十四人に、宜蘭廳巡査を三百九十三人に、花蓮港廳巡査を三百八人に巡査補を百四十一人に改定せらる。

●蕃務本署判任定員　尙今年新設せられたる蕃務本署の判任定員八名とあるも內譯其他は不明なり。

●明治四十二年末地方警察職員定員表

廳別	定員 警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	雇	勇
臺北廳	一	四一	五	一	六六	五九四	二二二	（二九二）	
宜蘭廳	一	一四	二	一	二六	三九三	六八（一、四〇八）		
桃園廳	一	一七	一	一	二八	二一六	（八一八）		
新竹廳	一	二四	一	一	四一	四〇四	一四〇（一、三九七）		
臺中廳	一	二〇	二	一	四五	三六六	一九五（四二〇）		
南投廳	一	二五	一	一	二四	二一五	一一八（八八〇）		
嘉義廳	一	二三	二	一	五六	三九七	二五七		
臺南廳	二	二四	五	一	五五	四〇三	一七八		
阿緱廳	一	二三	三	一	四一	三〇八	一四一（二五）		
臺東廳	一	九	一	一	九	一一一	三八		

廳名	巡査	巡査補
臺北廳	五五一	二三〇
宜蘭廳	一〇五	五六
桃園廳	一四六	八四
新竹廳	二二二	一一八
臺中廳	三四〇	一九二
南投廳	一〇五	六二
花蓮港廳	七	一
澎湖廳	七	一
計	二二四	一二
	二二四	一二
	四〇九	一七
	三、六七九	四九
	一、五六四	三三

備考　括弧內ハ實員トス

明治四十三年

●廳警務所屬巡査巡査補の增減　四月訓令第六十一號を以て次の通り改正せられる。

廳名	巡査	巡査補
臺北廳	五五一	二三〇
宜蘭廳	一〇五	五六
桃園廳	一四六	八四
新竹廳	二二二	一一八
臺中廳	三四〇	一九二
南投廳	一〇五	六二
臺北廳	五五一	二三〇
宜蘭廳	一〇五	五六
桃園廳	一四六	八四
新竹廳	二二二	一一八
臺中廳	三四〇	一九二
南投廳	一〇五	六二
花蓮港廳	七	一
澎湖廳	七	一
計	二二四	一二
	二二四	一二
	四〇九	一七
	三、六七九	四九
	一、五六四	三三

右定員は五月訓令第百一號を以て宜蘭廳巡査二百七十八人に、桃園廳巡査百三十人に、新竹廳巡査百八十人に、花蓮港廳巡査百三十一人に、六月訓令第百三十七號を以て臺南廳巡査四百十九人に、十二月訓令第三百四十一號を以て臺北廳巡査補二百三十九人に、臺南廳巡査四百二十三人に、花蓮港廳巡査六十人に改定せられたり。

●廳舍務所屬巡査巡査補の增減　四月訓令第六十二號を以て巡査巡査補定員次の通り改正せらる。

廳名	巡査	巡査補	廳名	巡査	巡査補
臺北廳	五八	一	南投廳	一二	五五
宜蘭廳	三〇三	一二	嘉義廳	一四	六
桃園廳	一四四	三五	阿緱廳	九六	二三
新竹廳	一九一	二二	臺東廳	四八	一三
臺中廳	三九	七	花蓮港廳	一〇九	三七

七月訓令第百十五號を以て宜蘭廳巡査三百三十五人に、南投廳巡査百四十一人に十二月訓令第二百四十三號を以て臺北廳巡査二十四人臺中廳巡査四十五人花蓮港廳巡査百四十七人に改定せられたり。

●警務本署職員　四月一日より次の如く定められたり。

警部二〇名、技手一八名、通譯二名

●明治四十三年地方警察職員定員表

廳別	員	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	臨時
宜蘭廳	警察本署	一	一	一	一	六	五	二	四
	警察官吏派出所	一	三			一	五	三	
	計	一	四	一	一	七	一〇	五	四
臺北廳	警察本署	一	三			五	五	二	
	警察官吏派出所		三			一	一	一	
	計	一	六			六	六	三	
桃園廳	警察本署	一	二			一	一	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	四	二	
新竹廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
臺中廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
南投廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
嘉義廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
臺南廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
阿緱廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
臺東廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
花蓮港廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
澎湖廳	警察本署	一	二			一	二	一	
	警察官吏派出所		一			一	三	一	
	計	一	三			二	五	二	
計	警察本署	七	一八四七	一	一二	三六四二	二、一六八一	一、三八〇二一二	四、三六九
	警察官吏派出所		四						
	計	七	一八四七	一	一二	三六四二	二、一六七二	一、三八〇二一二	四、三六九

備考　掃蕩隊員トシテ臨時定員外配置　宜蘭廳　巡査　二七七八、桃園廳　同　四〇〇八、新竹廳　同　一九〇八

明治四十四年

●警察本署判任定員　十月內務局を廢しその警務課、警察本署となつて復活するや、之が判任定員は三十二人と定められたるも其內

容詳ならず。

●廳警部の定員　事務增加を理由として警部拔手中十四名增員（內容不明）せられたり。（五九一頁參照）

●廳警務所屬巡査巡査補　四月訓令第五十七號を以て臺北廳巡査補を二百四十人に、臺南廳巡査を四百二十五人に、六月訓令百十二號を以て臺北廳巡査を五百三十一人に、嘉義廳巡査を四百十六人に改正せられたり。

●警務所屬巡査巡査補　二月訓令第十九號を以て南投廳巡査四十四人に、巡査補五十六人に、阿緱廳巡査を百九人に、花蓮港廳巡査を百十九人に、四月訓令第五十七號を以て宜蘭廳巡査を二百七十八人に、新竹廳巡査を百八十二人に巡査補を二十四人に、南投廳巡査を百二十五人に、同じく同月訓令第七十號を以て宜蘭廳巡査を三百四十人に、桃園廳巡査を二百六十六人に、七月訓令第百三十一號を以て臺北廳巡査を三十人に、同月更に訓令第百四十三號を以て臺東廳巡査を五十五人に巡査補を十五人に、阿緱廳巡査を百十人に、八月訓令第百五十三號を以て巡査十五人に改定せられたり。

●巡査定員外配置　七月臺東廳下成廣溝支廳下番人反抗東部兩廳維持の爲め十月以降臺東廳に五十名、花蓮港廳に三十名の巡査を定員外として配置せり。

●明治四十四年末地方警察職員定員表

廳名	定員 所屬別	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	隘勇
臺北廳	警務課	一	二	一	一	六	三五二	一四一	五七
宜蘭廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
桃園廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
新竹廳	警務課	一	二	一	一	一	一〇五	二五	八九
臺中廳	警務課	一	二	一	一	一	一〇五	二五	八九
南投廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
嘉義廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
臺南廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
阿緱廳	警務課	一	二	一	一	一	一〇五	二五	八九
臺東廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
花蓮港廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
澎湖廳	警務課	一	一	一	一	一	一〇五	二五	八九
計	警務課	一二	一九	一二	一二	一四	四〇五	一四一	五七
	警務課	一	七	一	一	三	一二六	三七	一四
	警務課	一三	二八六	一三	一三	四八	一五三三	四八〇	一七四

備考　本表ノ外掃蕩隊員トシテ定員外配置、

宜蘭廳　巡査　一九九人

桃園廳　同　二五五人

新竹廳　同　二八三人

明治四十五年（大正元年）

●警察本署判任定員　本年警務職員の定員配置に就ては大なる變動なし、七月警察本署の判任定員を三十三人と改められたり。

●警務所屬巡査の增減　四月訓令第七十三號を以て警務所屬巡査を臺北廳五百二十八人に、臺南廳四百三十八人に、同月訓令第九十

臺中廳　同　五〇人

南投廳　同　二一五人

阿緱廳　同　一二人

警部警部補隘勇ノ掃蕩隊員ハ表中ニ含ム

號を以て臺東廳警務所屬巡査を七十七人に、八月訓令第八號を以て花蓮港廳警務所屬巡査を六十二人に、十月訓令第四十一號を以て同しく巡査を臺北廳五百三十人に、臺中廳三百四十人に、臺南廳四百二十九人に、十一月訓令第六十六號を以て臺東廳巡査を八十一人に變更したり。

●警務所屬巡査の增減　七月訓令第一號を以て改正せられたる外十一月訓令第六十二號を以て臺東廳巡査を五十五人に巡査補を十八人に花蓮港廳巡査を百六十三人に改正せられたり。

●大正元年末地方警察職員定員表

廳名	所屬別	警視	警部	通譯	警察官	警部補	巡査	巡査補	雇員
臺北廳	警務課	一	一		一	六三	四一〇	一	
	警察官署		二			一六	三五五	七二	
宜蘭廳	警務課		一		一	一〇	一五五	一八	
	警察官署		二			九	一四九	一	
桃園廳	警務課		一		一	一三	一四九	四〇	
	警察官署		二			九	一四八	一	
新竹廳	警務課		一		一	一七	一三三	一四	
	警察官署		二			九	一四八	一	
臺中廳	警務課		一		一	一〇	一三五	一八	
	警察官署		二			七	一四六	一	
南投廳	警務課		一		一	九	一三二	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	
嘉義廳	警務課		一		一	一三	一四九	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	
臺南廳	警務課		一		一	一二	一四八	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	
阿緱廳	警務課		一		一	一二	一四八	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	

廳名	所屬別	警視	警部	通譯	警察官	警部補	巡査	巡査補	雇員
臺東廳	警務課		一		一	一二	一四八	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	
花蓮港廳	警務課		一		一	一二	一四八	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	
澎湖廳	警務課		一		一	一二	一四八	一四	
	警察官署		二			六	一四六	一	
計		七	一九二	二三	一九	三四〇	一九二八	一三四	一

備考　本表ノ外掃蕩隊員トシテ臨時配置セルモノ次ノ如シ

	巡査	巡査補
宜蘭廳	九七	一
桃園廳	一八二	二三
新竹廳	七五	三
臺中廳	三二	一
南投廳	一一九	一

大正二年

●警察本署判任定員　六月警察本署判任定員を三十八、蕃務本署判任定員を四十一名に減せられたり。

●警務所屬巡査定員　三月訓令第四十七號を以て臺東廳九十人花蓮港廳を六十八人六月訓令第百二十二號を以て全部次表の如く改正せらる。

嘉義廳	一
阿緱廳	二〇
花蓮港廳	一
臺東廳	三〇
計	五五六
	四八

廳名	巡査	巡査補
臺北廳	五六〇	二四一
宜蘭廳	一五七	六一
桃園廳	三六五	九一
新竹廳	二七五	一二五
臺中廳	三六〇	一九五
南投廳	一六五	七八
嘉義廳	二九五	一一三
臺南廳	四三〇	二三一
阿緱廳	四二九	二〇八
臺東廳	三二七	一三八
花蓮港廳	一四五	四三
澎湖廳	一一三	三二
計	五〇	七六

右の中八月訓令第百九十六號を以て南投廳巡査を三百二十八人、巡査補を百十八人に改められたり。

●警務所屬巡査定員　二月訓令第二十七號を以て宜蘭廳巡査を三百八十四人に、五月訓令第九十七號を以て臺中廳巡査を百四十七人に、南投廳巡査を二百二十三人に、桃園廳巡査を二百五十五人に、新竹廳巡査を三百四十九人に、六月訓令第百二十九號を以て各廳全部次表の如く改定せられたり。

廳名	巡査定員	巡査補定員
宜蘭廳	三三二	六
桃園廳	一三六	五
新竹廳	四五六	一四
臺中廳	一二八	三
南投廳	一六三	四〇
花蓮港廳	一二八	七

八月に至り訓令百九十七號を以て、南投廳下蕃地理蕃費所屬の分は理蕃費事業終了の爲め全部削除せられ、十月訓令第二百二十二號を以て新竹廳巡査を四百三十七人に巡査補を十三人に、臺中廳巡査を百四十七人巡査補を四人に改められ、次で十二月に至り訓令第二百五十六號を以て桃園廳巡査を二百四十四人に巡査補を九人に、新竹廳巡査を三百四十九人に巡査補を十二人に改められ、次て同月訓令第二百六十四號を以て次表の通り改定せられたり。

廳名	巡査	巡査補
宜蘭廳	三四〇	六
桃園廳	二五一	九
新竹廳	三七八	一二
臺中廳	一四九	四
花蓮港廳	一二一	七

●大正二年末地方警察職員定員表（此年隘勇の外に警手を設置す）

廳別	定員												
	所屬	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	警手	隘勇			
臺北廳	警務	一	三	一	一	一	五八	二四	一	一四			
宜蘭廳	警務	一	三	一	一	一	五〇	六	一	六			
桃園廳	警務	一	三	一	一	一	一三	九	一	六			
新竹廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
臺中廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
南投廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
嘉義廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
臺南廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
阿緱廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
臺東廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
花蓮港廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
澎湖廳	警務	一	三	一	一	一	一四	一二	一	八			
計		一二	三六	一二	一二	一二	一五〇	六二	一二	六四			

	計	警務	警務	警務	警務	警務	警務
		警務	警務	警務	警務	警務	警務
臺南廳	三一	一					
阿緱廳	二六						
臺東廳	九						
花蓮港廳	六六						
澎湖廳	七						
臺中廳	四二						
若蓮港廳	五〇						
阿緱廳	一〇						
計	四五二						

備考　右ノ外定員外巡査巡査補ノ配置左ノ如シ

	巡査	巡査補	警手
宜蘭廳	八六		七〇
桃園廳	一〇〇	二〇	一三五
新竹廳	一六四		五四

大正三年

●平蕃區別を廢す　本年度を以て理蕃費事業終了を以て、從來巡査の定員配置に警察費理蕃費所屬と分ち來れるを八月訓令第百三十九號以降之を廢止す。

●警察本署判任定員　七月警察本署の判任定員を三十二人に蕃務本署の各配置定員を四十二人に變更せられたり。

●巡査定員の增減　巡査にありては三月訓令第十八號を以て花蓮港廳巡査を百十四人と改められたる外同月訓令第三十四號を以て警察費所屬の分次表の通り改定せられたり。

廳名	巡査定員	巡査補定員	廳名	巡査定員	巡査補定員
臺北廳	五八四	二二七	嘉義廳	四三五	二二六
宜蘭廳	一六二	六二	臺南廳	四三九	一九六
桃園廳	二八〇	五三一	阿緱廳	三四四	一二五
新竹廳	二九六	六七四	臺東廳	一六五	四三
臺中廳	三七〇	五一九	花蓮港廳	二三五	四〇
南投廳	三三三	一一三	澎湖廳	五二	三二

七月訓令第百二十一號を以て阿緱廳巡査を三百四十四人に改めたるも、既述の如く八月に至り訓令第百三十九號を以て各廳巡査巡査補の定員配置を次表の通り改正せり。

廳名	巡査定員	巡査補定員	廳名	巡査定員	巡査補定員
臺北廳	五八四	二二七	嘉義廳	四三五	二二六
宜蘭廳	五〇二	六二	臺南廳	四三九	一九六
桃園廳	五三一	八五	阿緱廳	三四四	一二五
新竹廳	六七四	一一六	臺東廳	一六五	四三
臺中廳	五一九	一八九	花蓮港廳	二三五	四〇
南投廳	三三三	一一三	澎湖廳	五二	三二

●大正三年末地方蕃務配置定員表

第七章　警察關係定員逐年異動

廳別	定員										
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	警手	隘勇		
臺北廳	一	三三	二	一	五八	五四四	三七	一	一		
宜蘭廳	一	一六	一	一	三二	五〇三	六三	一	六四八		
桃園廳	一	一三	一	一	一九	五二一	八五	一	一五六		
新竹廳	一	一三	一	一	一六	六七四	一八九	一	六四八		
臺中廳	一	一三	一	一	一七	五一九	一八九	一	三〇		
南投廳	一	一三	一	一	一三	三三六	一八九	一	三〇		
嘉義廳	一	一三	一	一	一三	四三六	一九六	一	三〇		
臺南廳	一	一三	一	一	一三	四三六	一九六	一	三〇		
阿緱廳	一	一六	一	一	一三	四三六	一九六	一	三〇		
臺東廳	一	九	一	一	一三	一六五	一九六	一	三〇		
花蓮港廳	一	三	一	一	一三	三三五	四〇	一	三五		
澎湖廳	一	三	一	一	一三	三三五	四〇	一	三五		
計	一四	一四五	一四	一四	一四五	五四四	一四五	一四	一四五		

備考　本表ノ外定員外配置左ノ如シ

廳別	定員										
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	警手	隘勇		
臺北廳	一	三三	二	一	五八	五四四	三七	一	一		
宜蘭廳	一	一六	一	一	三二	五〇三	六三	一	六四八		
桃園廳	一	一三	一	一	一九	五二一	八五	一	一五六		
新竹廳	一	一三	一	一	一六	六七四	一八九	一	六四八		
臺中廳	一	一三	一	一	一七	五一九	一八九	一	三〇		
南投廳	一	一三	一	一	一三	三三六	一八九	一	三〇		
嘉義廳	一	一三	一	一	一三	四三六	一九六	一	三〇		
臺南廳	一	一三	一	一	一三	四三六	一九六	一	三〇		
阿緱廳	一	一六	一	一	一三	四三六	一九六	一	三〇		
臺東廳	一	九	一	一	一三	一六五	一九六	一	三〇		
花蓮港廳	一	三	一	一	一三	三三五	四〇	一	三五		
澎湖廳	一	三	一	一	一三	三三五	四〇	一	三五		
計	一四	一四五	一四	一四	一四五	五四四	一四五	一四	一四五		

備考　本表ノ外定員外配置左ノ如シ

	巡査	警手	隘勇
宜蘭廳	一八四	六八	五六三
桃園廳	四〇	三	不明
新竹廳	五〇	二〇	不明
花蓮港廳	五九〇	三八八	二一六
計	八六四	四七九	不明

大正四年

●警部警部補の増減　今年行政整理の爲め各廳判任官中七十八名を減ぜられたるも、内、警部警部補何程減員せられたるやは定かならず。三月臺北廳警察事務増加の故を以て警部四人増員せらる、右の外警察事務増加を理由として警視三名警部警部補若干増員せられたるも配置箇所不詳、十月宜蘭廳警部一名を減じ嘉義廳に振向け、十一月里壠支廳設置の爲め花蓮港廳警部警部補各一名を減じ之に充つ。

●巡査巡査補の増減　巡査巡査補にありては四月訓令第四十九號を以て次の通り定員配置全部の改定を見たり。

廳名	巡査	巡査補	廳名	巡査	巡査補
臺北廳	五八九	二二七	臺中廳	四八六	一八九
宜蘭廳	五三〇	六一	南投廳	三二五	一〇七
桃園廳	四六七	九九	嘉義廳	四三五	二二六
新竹廳	五八三	一一四	臺南廳	四三九	一九六
阿緱廳	五六九	一二四	臺東廳	二二三	四一
花蓮港廳	五五九	五二	澎湖廳	三二	

●警手隘勇の増減　警手隘勇は四月次の如く定めて之を各廳に通達したり。

廳名	警手	隘勇	廳名	警手	隘勇
臺北廳	一	三六	宜蘭廳	一一三	四六五
桃園廳	一三	四三六			

●大正四年末地方警察職員定員表

| 廳別 | 定員 | | |

廳別	定員								
	警視	警部	通譯	警察醫	部長	巡査	巡査補	警手	隘勇
臺北廳	一	三七	一	一	一	五五	二二七	三六	
宜蘭廳	一	一四	一	一	一	二二	六一	一一三	四六五
桃園廳	一	一九	一	一	一	二八	九九	一三	四三六
新竹廳	一	一九	一	一	一	四〇	九九	七三	四三九
臺中廳	一	一二	一	一	一	四〇	一八九	一〇	一七三
南投廳	一	一二	一	一	一	五三	一八九	一〇	一七三
嘉義廳	一	二二	一	一	一	五三	一〇七	二二	二二五
臺南廳	二	二三	一	一	一	四五	一九六	一	四四二七
阿緱廳	一	一八	一	一	一	四二	一二四	九八	二二七
臺東廳	一	九	一	一	一	五九八	一二四	五〇	四四
花蓮港廳	一	一九	一	一	一	五二〇	五二	三五一	三二九
澎湖廳	一	四	一	一	一	六	二五	一	一
計	一〇	二一一	四	一二	四〇〇	五、六八六	一、四六一	七三〇	二、三七四

大正六年

●一般警察職員の増減　本年中警察職員定員配置に付大なる異動なし、巡査にありては四月訓令第三十三號を以て次の通り改正公布を見たり。

廳名	巡査	廳名	巡査
臺北廳	七三九	臺中廳	六三九
宜蘭廳	五一〇	南投廳	二九四
桃園廳	四七三	嘉義廳	五三四
新竹廳	五八九	臺南廳	七一
		阿緱廳	五四九
		臺東廳	四三二
		花蓮港廳	五二八
		澎湖廳	五二八

五月に至り訓令第七十一號を以て宜蘭廳巡査を四百九十三人に、臺中廳巡査五百十二人巡査補百八十六人に、南投廳巡査を四百二十一人に、臺東廳巡査を三百八十八人に巡査補を四十四人に改正したるが、亞て十月に至り訓令第百三十九號を以て宜蘭廳巡査を四百九十八、桃園廳同五百二十三人、臺中廳同五百三十九人、阿緱廳同六百十九人に改正したり。

●大正六年末地方警察職員定員表

廳名	定員								
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査	巡査補	警手	隘勇
臺北廳	一	三六	一	一	一	五四九	二三七	一	三六
宜蘭廳	一	一四	一	一	一	三三	四九〇	六二	一〇二
桃園廳	一	一九	一	一	一	二八	五三三	九九	八八
新竹廳	一	一九	一	一	一	四〇	五八九	一二四	七三
臺中廳	一	一二	一	一	一	四〇	五三九	一八六	五五
南投廳	一	一二	一	一	一	二九	四三	一〇七	二八
嘉義廳	一	二二	一	一	一	五三	五五九	一八六	一二八
臺南廳	二	二三	一	一	一	四五	一〇三	四六	四四九
阿緱廳	一	一八	一	一	一	四二	一〇三	四六	四四九
臺東廳	一	九	一	一	一	五九八	一二四	五〇	四四
花蓮港廳	一	一九	一	一	一	五二〇	五二	三五一	三二九
澎湖廳	一	四	一	一	一	六	二五	一	一
計	一〇	二一一	四	一二	四〇〇	五、六八六	一、四六一	七三〇	二、三七四

廳名	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査部長	巡査	計	巡査補	警手	臨勇
嘉義廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺南廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
阿緱廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺東廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
花蓮港廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
澎湖廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
計	一四	三四	一三	一三	四八	五七	一四六	三四三	一四	一三	四五

大正七年

●**警視の定員**　八月訓令第百三十號を以て廳事務官警視技視の定員を定め公布せられたり、廳長以外の職員は總督之を定むることに改正せられたる爲めなり、就中警視の定員は次表中記入の如し。

●**巡査部長定員**　是歳七月巡査部長を設けられたること別章記述の通りなるが、同時に定められたる巡査部長の定員は次表に揭示せり。

●**大正七年末地方警察職員定員表**

廳名	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査部長	巡査	計	巡査補	警手	臨勇
臺北廳	三	六	一	一	五	六	七	二九	一	一	五
宜蘭廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
桃園廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
新竹廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺中廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
南投廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
嘉義廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺南廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
阿緱廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺東廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
花蓮港廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
澎湖廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
計	一四	三六	一三	一三	四七	七二	一四六	三四二	一四	一三	四五

廳名	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査部長	巡査	計	巡査補	警手	臨勇
桃園廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
新竹廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺中廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
南投廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
嘉義廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺南廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
阿緱廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
臺東廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
花蓮港廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
澎湖廳	一	三	一	一	三	六	七	二〇	一	一	三
計	一一	三三	一一	一一	三三	六六	一四〇	三一四	一四	一三	四五

大正八年

●**警視定員の增加**　第六章に於て述べたる如く官制改正に依り警視定員の增加實現せるを以て八月訓令第百六十三號を以て之を各廳に配屬す。年末定員表揭記に同じ。

●**警部警部補定員變更**　六月各廳警部補定員百五名を減じ之を警部に繰入れたり。九月訓令第百七十七號及十二月訓令第二百十七號を以て二回に至り廳警部警部補技手通譯の定員を改正したり。年末定員表記載の如し。

●**巡査定員の變更**　四月訓令第二十九號を以て臺東廳下巴塱衛方面番地道路開鑿に伴ひ廳巡査巡査補の定員を次の如く改正せり。

廳名	巡査	巡査補
臺東廳	增加　一	增加　一

●大正八年末地方警察職員定員表

廳名	巡査定員	巡査補定員
臺北廳	一	二二五
宜蘭廳	四五九	五九
桃園廳	四五九	一
新竹廳	一	一二二
臺中廳	一	一八一
嘉義廳	一	二二一
阿緱廳	一	五九七
臺東廳	一	三七一
澎湖廳	一	四六
	一	二九

廳名	定員																								
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査																			
						部長	巡査	計	巡査補	警手	雇員														
臺北廳	一	四八	一	一	一	一	四一	一六	四三	七三	六七	七九	三五	一	四一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宜蘭廳	一	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
桃園廳	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新竹廳	一	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺中廳	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南投廳	一	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
嘉義廳	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺南廳	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

廳名	定員																								
	警視	警部	通譯	警察醫	警部補	巡査																			
						部長	巡査	計	巡査補	警手	雇員														
阿緱廳	一	三	一	一	一	一	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺東廳	一	五	一	一	一	一	五	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
花蓮港廳	一	五	一	一	一	一	五	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
澎湖廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一七	三四	六	一三	三六	五九	五八	五八	一四二	六四	二七三	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大正九年

●**警務局員**　警務局にありては本年九月地方官々制の大改正に伴ひ警察事務に關しても知事に大なる權限を與へ、從來警務局長掌理し來れる事務の一部を擧げて知事の管掌に屬せしめたる結果、警務局定員に大なる削減を來せり、卽ち警務官は事務官に、警部を屬と改稱せるが警視、警部は蕃務に從事する以外凡て之を削除せられ、警部技手の判任定員七十名中より十三名を減じて五十七名と爲したり。削減後の警務局各課配置定員は次の如し。

課	屬	警部	技手	計
警務課	一二	一		一三
保安課	一四	一	三	一八
理蕃課	一	八	二	一一
計	二七	一〇	五	四二

課	屬	警部	技手	計
衞生課	八	一	一〇	一九
計	三四	八	一五	五七

●**地方警部警部補**　地方にありては六月訓令第九十一號を以て廳警部警部補通譯の定員配置を次の如くを改定したり。

次て八月地方官々制大改正に伴ひ八月調令第百三十號を以て州廳に於ける判任官定員を改正せり、就中警部警部補の分を示せば次の如きものなりき。

廳名	警部	警部補	通譯
宜蘭廳	四〇	一	一
桃園廳	五〇	二	二
新竹廳	六五	二	二
臺中廳	六一	二	二
南投廳	四九	一	一

廳名	警部	警部補	通譯
嘉義廳	七一	三	三
阿猴廳	六五	二	二
臺東廳	三五	一	一
花蓮港廳	四六	二	二

廳名	警部	警部補
臺北州	五四	六四
新竹州	四六	四四
臺中州	四七	五三
臺南州	四八	五三

廳名	警部	警部補
高雄州	三八	四四
臺東廳	一三	一四
花蓮港廳	一五	二六

而して八月調令第百三十一號を以て警視以下の地方配置を規定せること次の如し。

郡署別	配置員 警視	警部	警部補
臺北市	一	三	八
臺北南警察署	一	三	八
臺北北警察署	一	二	五
七星郡	一	五	三
淡水郡	一	二	二
基隆郡	一	六	六
宜蘭郡	一	三	四
羅東郡	一	四	四
蘇澳郡	一	三	五
文山郡	一	四	二
海山郡	一	三	四
新莊郡	一	二	一
新竹郡	一	五	五
中壢郡	一	三	四
桃園郡	一	二	四
大溪郡	一	九	八
竹東郡	一	五	四

郡署別	配置員 警視	警部	警部補
臺中市	一	三	三
南投郡	一	五	三
北斗郡	一	三	二
員林郡	一	二	四
彰化郡	一	四	四
大甲郡	一	四	三
東勢郡	一	三	五
豐原郡	一	二	一
臺中警察署	一	二	四
臺南市	一	三	五
新高郡	一	五	四
能高郡	一	四	九
竹山郡	一	二	四

郡署別	配置員 警視	警部	警部補
南郡	一	四	三
栗郡	一	五	三
湖郡	一	三	四

●巡査　巡査にありては制度改正に依り巡査補を廢し、一律に巡査と爲したる結果次の如く定められ其他は之を州廳適宜に定むることを認められたり。

臺北州	一、五四八
新竹州	一、二九一
臺中州	一、三〇五
臺南州	一、二六二
高雄州	一、〇九一
臺東廳	四三四
花蓮港廳	六六八

又て右定員中部に配置すものは次の如く同月訓令第百五十四號を以て定める。

| 臺南市 | | |

●警察醫　更に同月訓令第百三十三號を以て警察醫の定員を左の通り定められたり。

臺北州	二	奏任待遇
新竹州	二	奏任待遇
臺中州	二	奏任待遇
臺南州	二	奏任待遇
高雄州	一	奏任待遇
臺東廳	一	奏任待遇
花蓮港廳	一	奏任待遇

●大正九年末地方警察職員定員表

| 州廳別 | 定員 | | |

計	五三	五三	二六二	二五	五三	二六八
	一四	八二七	四九九六	一七五一	七五八四	二七〇一

備考　本表ノ外巡査特別配置數左ノ通リ

新竹州　一〇〇人　　臺中州　五〇人
臺東廳　二五人　　花蓮港廳　七五人
計　二五〇人

大正十一年

●警視警部警部補　警視以下の配置に就ては六月訓令第一二〇號を以て郡及警察署に配置すべき警視警部警部補の定員中、新竹州大溪郡警部「八」を「九」に、竹東郡同「八」を「七」に改め、十一月訓令第二〇一號を以て郡市設警察署に配置すべき員數に次の如き改正ありたるのみなり。

州	郡	署	警視	警部	警部補
新竹州	新竹郡		一	五	五
	中壢郡			三	二
	桃園郡			二	三
	大溪郡		一	八	九
	竹東郡			五	七
	竹南郡			四	三
	苗栗郡			五	三
	大湖郡			四	六

を

州	郡	署	警視	警部	警部補
新竹州	新竹郡		一	五	五
	中壢郡			三	二
	桃園郡			二	三
	大溪郡		一	八	八
	竹東郡			五	四
	竹南郡			四	五
	苗栗郡			五	三
	大湖郡			四	七

に

●地方待遇職員　地方待遇職員にありては六月訓令第一一九號を以て州廳の配置定員を左記の通り改定したり。

臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
衛生書記　一	一	一	一	一	一	一
衛生技師　一	一	一	一	一	一	一
衛生技手　八	七	七	八	七	三	四

●巡査　巡査にありては訓令第四號を以て郡に配置する巡査の定員を定めたる大正九年訓令第一五四號を廢止し、州に適宜按排せしむること、なしたる外三月訓令第三一號を以て各州廳配置巡査定員を左記の如く改定せり。

一、普通配置

臺北州	一、四三六	高雄州	一、〇二二
新竹州	一、二一〇	臺東廳	四〇七
臺中州	一、二二三	花蓮港廳	六二六
臺南州	一、一八二		

二、特別配置　定員二百五〇人トシ其ノ配置ヲ受クヘキ州、廳及人員ハ別ニ之ヲ指定ス。

之に依り巡査二百二十八名を減員せられたるが、普通配置と特別配置を區分したる理由は次の如し。

由來本島ノ如ク蕃地其他ノ事件頻出故ニ多數ノ警察力ヲ以テ　察執行掃ニ支障ヲ來スノミナラス、其成績良好ナラス依テ普通配
行動ヲ要スル場合不斷場所ニ於テハ平素之ニ當ルヘキ相當ノ　置ニ關シ特別配置二百五十人ヲ置キ之ヲ平時ニ在リテハ州廳中比
準備ヲ要ス、然ルニ從來如此場合ニ際シテハ其都度他ノ州廳　較的重要ナリト認ムル州廳ニ配置シ一朝事アルニ方リ一令ノ下ニ
一般定員ヨリ應援ヲ得其急ニ應セシメツヽアルモ爲ニ一般警　赴援セシメントス、而シテ上述ノ如ク特別配置ハ普通配置ノ固定

的ナルニ反シ移動的ナルヲ以テ、之カ配置ヲ受クヘキ州廳及　改正ノ煩ヲ避クルコトヽセリ
人員ハ實際ノ必要ニ應シ別ニ指定シ得ル途ヲ開キ其都度調令

如足して特別配置の二百五十名は當分新竹州百人、臺中州五十人、臺東廳二十五人、花蓮港廳七十五人を區分配置し、必要の場合は直に出動に支障なからしむる樣通達せられたり、次て新竹州下カオガン蕃の臺北州移住對策の爲め七月調令第百五十一號を以て州廳巡査定員を改正し、臺北州を千四百四十一人に增し新竹州を千二百五人に各五人宛增減せられたり。

●警手　警手にありては四月通達を發し左の通り改正せられたり。

臺北州	四六二
新竹州	九八一
臺中州	五二六
臺南州	三五九
高雄州	二五七
臺東廳	
花蓮港廳	五九八

●大正十一年末地方警察職員配置定員表

州廳別	定員	巡査								警手
		事務官	警視	技師	警部	警部技手	通譯	警部補	警察醫	
臺北州	一四四一	一	一	一	五四	五	一	六四	三	一四四一
新竹州	一二〇五	一	一	一	四六	二	一	四四	一	九八一
臺中州	一四七	一	一	一	五三	三	一	五四	二	五二六
臺南州	一四八	一	一	一	五三	三	一	五四	二	三五九
高雄州	六六二	一	一	一	二五	一	一	二六	一	二五七
臺東廳	一四一	一	一	一	四四	一	一	四四	一	五九八
花蓮港廳	五九八	一	一	一	二五	一	一	二六	一	二五七
計	五二六二	七	七	七	二五〇	一六	七	二七四	一二	四六二

州廳別	定員	巡査				警手
		部長	甲種	乙種	計	
臺北州	一四四一	九四一	三四九	一四四一	四六二	三五九
新竹州	一二〇五	七三一	二六三	一二〇五	九八一	
臺中州	一四七	七三一	三九	一三三	五二六	
臺南州	一四八	七四〇	二九七	一二八一	—	
高雄州	六六二	二五五	六四三	一〇三三	二五七	
臺東廳	一四一	九三	七〇	四七	二五七	
花蓮港廳	五九八	四三六	一四一	六六六	五九八	
計	五二六二	二五〇人				

大正十二年

●警務局　警務局の判任官中屬を二十四人に警部九人、技手十六人計四十九人に改められたる旨七月秘書課長より通牒ありたり。

●地方待遇職員　地方待遇職員にありては衛生技師臺中「一」を削り、衛生技手臺中の「七」を「三」に改められたり。

●警部警部補　郡署に配置せる警部警部補中六月調令第八十七號を以て臺中警察署警部補「四」を「三」に彰化郡同「四」を「五」に改められ八月調令第一〇八號を以て北門郡警部「三」を「二」に、南投郡警部補「三」を「二」に改められたり。

●大正十二年末地方警察職員定員表

州廳別	定員	巡査								警手
		事務官	警視	技師	警部	警部技手	通譯	警部補	警察醫	
臺北州	一四四一	一	一	一	五四	五	一	六四	三	一四四一
新竹州	一二〇五	一	一	一	四六	二	一	四四	一	九八一
臺中州	一四七	一	一	一	五三	三	一	五四	二	五二六
臺南州	一四八	一	一	一	五三	三	一	五四	二	三五九
高雄州	六六二	一	一	一	二五	一	一	二六	一	二五七
臺東廳	一四一	一	一	一	四四	一	一	四四	一	五九八
花蓮港廳	五九八	一	一	一	二五	一	一	二六	一	二五七
計	五二六二	七	七	七	二五〇	一六	七	二七四	一二	四六二

州廳別	定員	巡査				警手
		部長	甲種	乙種	計	
臺北州	一四四一	九四一	三四九	一四四一	四六二	三五九
新竹州	一二〇五	七三一	二六三	一二〇五	九八一	
臺中州	一四七	七三一	三九	一三三	五二六	
臺南州	一四八	七四〇	二九七	一二八一	—	
高雄州	六六二	二五五	六四三	一〇三三	二五七	
臺東廳	一四一	九三	七〇	四七	二五七	
花蓮港廳	五九八	四三六	一四一	六六六	五九八	
計	五二六二	二五〇人				

備考　本表ノ外巡査特別配置左ノ如シ

新竹州	一〇〇人
臺中州	五〇人
臺東廳	二五人
花蓮港廳	七五人
計	二五〇人

	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	計
五	一	一	—	—	二
三	三	三	三	三	一二
五	一	一	—	—	二
二六一	四八	三八	一三	一五	一二七
一九	三	三	一	一	七
五	一	一	—	—	二
二六八	四四	二四	一三	一六	一二六
一四	三	三	一	一	七
八〇八	一三〇	七五五	二四四	五九	四一五
四五七五	六五三	二九三	四二六	二六	一四一
一七三	二九七	一〇三三	二五七	一一八三	六一〇
七一〇六	二四七	一〇〇三	二五七	一一八三	六一〇
三〇八三	一一九	四一七	一〇五	四八	二五四

大正十三年

●警務局　警務局定員は九月勅二十四人警部九人技手十六人に改定せられたる旨秘書課長より通牒ありたるも、十二月に至り行政整理減員の爲め官制改正次の如く改定せらる。

局長　一　事務官　二　警視　二　技師　一九
屬　一七　警部　六　技手　一四

而して右定員中判任官を各課に配分すること左の如し（局長決定）

庶務課	屬	一	技手	一	一
警務課	屬	五	技手	二	一
保安課	屬	八	技手	一	—
衛生課	屬	三	技手	一	一
理蕃課	屬	六	技手	一〇	二
警部					

●地方警視、警部、警部補　地方警視、警部、警部補の郡に配置すべき員數及警察署の定員は（行政整理に依る減員竝に基隆高雄兩市に警察署設置せられたる爲め異動を生じ十二月調令第百十九號を以て次表の通り改定せられたり。

州	警察署	地方警視	警部	警部補
臺南州	臺南警察署	一	二	七
	臺北警察署	一	二	五
	基隆警察署	一	二	四
臺北州	七星郡	一	四	三
	淡水郡	一	二	二
	基隆郡	一	四	四
	宜蘭郡	一	三	三
	羅東郡	一	四	四
	蘇澳郡	一	三	五
新竹州	文山郡	一	三	三
	海山郡	一	三	三
	新莊郡	一	二	二
臺中州	臺中警察署	一	二	二
	大屯郡	一	二	二
	豐原郡	一	二	二
	東勢郡	一	三	五
	大甲郡	一	三	三
	彰化郡	一	四	四
	員林郡	一	二	三
	北斗郡	一	二	二
	投郡	一	二	二
臺南州	南郡	一	三	二
	新高郡	一	三	四
	能高郡	一	二	八
	竹山郡	一	二	一
臺南州	臺南警察署	一	二	六
	新豐郡	一	三	二
	新化郡	一	四	二
新竹州	竹南郡	一	三	三
	竹東郡	一	四	七
	大溪郡	一	六	八
	桃園郡	一	二	二
	中壢郡	一	三	一
	新竹郡	一	五	四
苗栗州	苗栗郡	一	三	三
	大湖郡	一	三	七

右の外二月訓令第一五號を以て州廳に於ける判任官の定員を左の通り改定せられ、

| 州 | 南 | | |

秘書	一三	一八	一五	四	六
森林主事	二二	二〇	二二	一四	五
			二四		

●巡査　巡査にありては官制の規定に依り十二月訓令第一二一號を以て州の巡査を郡に配置すべき員數を

臺北州　九百五十七人　新竹州　千百五十三人　臺中州　千七十一人

臺南州　九百五十二人　高雄州　八百四十人

と定めたるが、同月訓令第一二五號を以て州廳の巡査定員を次表の如く改めたり、行政整理に依る巡査の減員と基隆市制施行に伴ふ増員八名内本鹿方面蕃地道路開鑿に伴ふ増員二十三名を按配したるなり

臺北州	一、三七五	高雄州	九五〇
新竹州	一、一九四	臺東廳	四二三
臺中州	一、一八三	花蓮港廳	六二四
臺南州	一、一一七		

從來の特別配置は近來蕃情平穩單に蕃地關係のみを顧慮すること爲當ならず一般警察事務増加を斟酌する必要ありとして次の如く配分四月一日より實施せしめたり

州廳	舊定員	改正定員	州廳	舊定員	改正定員
臺北州			高雄州		
新竹州	一〇〇		臺東廳	二五	
臺中州	五〇		花蓮港廳	七五	
臺南州			計	二五〇	二五〇

●警手　警手にありては臺東廳内本廳社番人採用の爲め六名の特別配置ありたるを、三月花蓮港廳定員より六名を削り臺東廳定員に増加したるが、更に十二月行政整理の結果定員改正の要あり次の如く定められ各州廳に通牒せらる。

臺北州	四三〇	新竹州	八六〇
臺中州	五一二	臺南州	四八
高雄州	三四三	臺東廳	二八七
花蓮港廳	五四七		

●大正十三年末地方警察職員定員表

州廳別	定員	巡査					警手
		部長	甲種	乙種	計		
臺北州	一四九	一三	九五〇	三一三	一、二七五	四三〇	
新竹州	一三七	一一	八〇三	二六八	一、一九四	八六〇	
臺中州	一三一	一一	七四九	二九八	一、一八三	五一二	
臺南州	一一六	一一	七六四	二七九	一、一一七	四八	
高雄州	一三三	一一	四九五	二〇一	九五〇	三四三	
臺東廳	三三	三	一四一	九八	四二三	二八七	
花蓮港廳	三三	三	一四一	九八	六二四	五四七	
計	三一〇	一七	六四二	二一六	六、八六六	二、九八三	

備考　本表ノ外特別配置巡査左ノ如シ

臺北州	三〇人
新竹州	八〇人
臺中州	五〇人
臺南州	二〇人
臺東廳	二五人
花蓮港廳	四五人
計	二五〇人

大正十四年

●警部警部補　警部警部補にありては三月訓令第二十五號を以て警部警部補の郡に配置すべき員數竝に警察署の定員中、北門郡警部「三」を「二」に、警部補「二」を「三」に改められたり。更に四月訓令第三十七號を以て郡に配置すべき警部警部補の定員のみ定むることゝして次の如く發令せり。

●警部、警部補部署細分配置廢止　注意すべきは各郡署に細分定員配置を爲し來りしを廢止としたること之なり。蓋し知事の才量に依らしむるを妥當と認めたるに依る。

州	警部	警部補
臺北州	二八	二九
竹新州	二九	三五
臺中州		三七

州	警部	警部補
臺南州	三〇	三一
高雄州	二四	二七

●地方待遇職員　地方待遇職員の配置に關しては八月訓令第六十八號を以て左の如く改定せられたり。

●巡査　巡査にありては四月訓令第三十號を以て各州配置定員の改正を爲したるが、之が改正理由は次の如きものなり。

一、本改正ハ主トシテ蕃情ノ變化ニ依リ蕃地定員中配置換ヘヲ要スルモノアリ、同時ニ最近警察事務ノ增加ニ伴ヒ平地定員ニ不足ヲ訴フル實狀ニ鑑ミ、比較的現在ニ於テ餘裕アリト認ムル蕃地定員ノ一部ヲ割キ之ヲ轉置シ、尙十四年度ニ於テ刑事訴訟法改正ニ伴フ巡査（立會警察吏）二〇名增員セラレタルヲ以テ、併セテ之カ配置ヲ行ハムトスルモノナリ其ノ配置ノ內容ヲ概說スレハ

二、平地巡査ノ配置ハ

1. 略ホ面積戶口ヲ以テ基準トスルモ各州廳土地ノ狀況及警察的事情ヲ異ニシ一概ニ之ノミニ依ルヘカラサルモノアリ。
2. 市部ト言ヒ郡部ト言フモ單ニ制度上市ヲ形成セル以外、配置上市部ト同一ニ處理スヘキ土地柄鮮カラス、又市部ト言フモ或ル部分ニ於テハ哈ント郡部ト差異ナキ箇所アリテ確然双方ノ分界ヲ立テ配置ヲ區分シ得サル事情アリ。

依テ之カ統計上ノ觀察ハ大體州廳ノ面積總戶口ニ從ヒタルモ一面ニハ平蕃兩配置ヲ考慮シ更ニ州、廳特種事情ヲ參酌シ之ヲ定ムルコトヽセリ。

三、五州ヲ通觀シ臺北州ノ配置濃厚ナルカ如キモ同州ハ本島ノ首都タル臺北市ニ位置シ一般警察上ハ勿論都市警察トシテ他ト同一視スヘカサルモノアリ他リ警察所屬ノ兵器彈藥倉庫（二箇所）ニ特ニ巡査ヲ配シテ警備ニ任シ、又ハ總督官邸ニ警護員ヲ常置スルカ如キ、若ハ警衛勤務ノ如キ單ニ其ノ一例ニ過キサルモ以テ一般ヲ窺知スルヲ得ヘシ。其ノ他本島濱產ノ大部ヲ占ムル鐵山警察アリ、又本島ノ關門タル基隆ノ水上警察ヲ管轄スルアリテ他ト趣ヲ異ニス配置狀況凡テ同シカラサル之カ爲ナリ。

四、若シ夫レ臺東花蓮港廳ニ至リテハ西部ト全ク實情ヲ異ニシ地理的ニ住民ニ亦文化ノ程度同シカラス、殊ニ警察ハ當然助長行政

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
衞生書記	一						
衞生技師	一						
衞生技手	七	六	五	七	七	二	三

事務ニ干與セサルヘカラサル點ニ於テ著シキ差異アリテ西部各州ト統計上ノ根基ヲ同フセス。

五、卽チ西部各州ヲ比較シ東部兩廳ヲ對照シ本表ノ如ク配置スルコトトセリ。

六、尤モ細部ニ亘リ配置ノ適否ヲ判スルトキハ幾多變改ヲ加フヘキモノアラムモ、根本的配置ノ變更ハ勢ヒ警察區劃ニ觸レ派出所ノ改廢變更ヲ伴ヒ直ニ實施ヲ企圖スルコト困難ナリ、今後各方面ニ亘リ充分ナル調査研究ヲ遂ケ漸ヲ逐ヒ合理的理想的配置ヲ期セムトス。

七、蕃地配置ハ別表ノ通。

八、刑事訴訟法實施ニ伴ヲ增員二〇名ハ各州廳ノ犯罪事件ヲ考慮シ適當ナリト認ムル數ヲ配置セリ。

之に依り各州廳巡査の定員は次の如くなりたり。

州廳	平地	蕃地	計
臺北州	一、〇七四	三一七	一、三九一
新竹州	五七一	五六五	一、一三六
臺中州	七六九	四五三	一、二二二
臺南州	一、二七	二〇	一、一四七
高雄州	六四七	三一二	九五九
臺東廳	一三七	三一四	四五一
花蓮港廳	一四九	四三一	五八〇
合計	四、四七四	二、四一二	六、八八六

配置計畫に依る巡査の平蕃所屬は次の如く警務局長より通牒せられたり。

州廳	人員
臺北州	九三四
新竹州	一、〇九三
臺中州	一、一〇四
臺南州	九七六
高雄州	八四五
臺東廳	一四〇
花蓮港廳	一二五
合計	六、八八六

蕃地定員中ニハ平地ニ在リテ蕃務ニ從事スル者ヲ含ム

この結果巡査の定員現員と符合せざる所を生じたるを以て新竹州より臺中州へ二十五名、臺中州へ十五名、花蓮港廳より臺東廳へ二十五名の派遣を命じたり。尙刑事訴訟法實施に因る增員二十名は臺北州へ六名、新竹州へ二名、臺中州四名、臺南州五名、高雄州二名の配置となれり。

四月調令第四十五號を以て右定員改正に伴ひ州の巡査を部に配置すべき員數左の通り改定せられたり。

州廳	人員
臺北州	九三四
新竹州	一、〇九三
臺中州	一、一〇四
臺南州	九七六
高雄州	八四五

●大正十四年末地方警察職員定員表

州廳別	定員																								
	事務官	警視	技師	警部	技手	通譯	警部補	警察醫	巡査部長	甲種	乙種	計	警手												
臺北州	一	四	一	四九	四	一	六二	三	二三五	九五五	三一	一二九一	四三〇												
新竹州	一	一	一	三七	一	一	一元	一	一二六	五四	二六	一二五	八六												
臺中州	一	一	一	四一	一	一	四一	一	一三七	七九	二六	一三三	五二												
臺南州	一	一	一	四一	一	一	四一	一	九〇	七〇	二七	一二四七	四												
高雄州	一	一	一	三元	一	一	元	一	八五	六四	二〇	九九九	三四												

	臺東廳	花蓮港廳	計
大正十五年	三	三	三
昭和二年	三	三	三
昭和三年	三	四	三
昭和四年	三	四	三
昭和五年	三	四	三
昭和六年	三	四	三
昭和七年	三	四	三
昭和八年	三	四	三
昭和九年	三	四	三
昭和十年	三	四	三

大正十五年

本年は澎湖廳新設の爲め定員關係に異動を生じたること多し。

●地方警視以下定員配置　即ち地方警視以下にありては六月調令第五十五號を以て地方廳職員の定員改正行はれたるが、地方理事官及警視以下の分を示せば次の如し。

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
地方理事官	五	四	五	六	四	一	一	一
地方警視	四	一	二	二	二	二	一	一
警部	四九	三六	三八	三九	二九	一三	一三	一
技手	二八	二二	二五	三〇	二二	六	九	三
通譯	三	三	三	三	三	一	一	一
警部補	六三	三八	四五	四六	三六	一四	二三	五

七月調令第六十號を以て警部警部補の郡に配置すべき定員を改定せられ、澎湖廳に警部三名、警部補五名を配置したるが、澎湖郡既配置の定員は警部三名、警部補二名に過ぎざりしを以て警部補不足三名は高雄州より一名臺中新竹兩州より各一名を充當せり。

●警察醫　警務課一名は高雄州配置判任待遇警務課中一を削り澎湖廳に配置し六月調令第五十號を以て發布。

●巡査　巡査にありては三月調令第二十五號を以て總員を次の如く改定せられたり。

州廳	人員	州廳	人員
臺北州	一、三八八	高雄州	九五九
新竹州	一、一三六	臺東廳	四五一
臺中州	一、二二二	花蓮港廳	五八〇
臺南州	一、一四七		

臺北州、羅東郡下の蕃人移住の爲め駐在所廢止の結果巡査三名減員せられしに依る。五月調令第四十號を以て右改正に伴ひ州の巡査を郡に配置すべき定員中臺北州を九百三十一人に減ぜられ、六月澎湖郡を廢し澎湖廳設置せられたる結果調令第五十一號以て高雄州巡査定員中より七十四名を減じ澎湖廳に九十四名配置不足二十名は總督府留置中より分配配置せり。之が爲め同月調令第五十二號を以て郡に配置すべき定員高雄州七百七十一人に改定せられたり。尙七月一日廳巡査の平蕃所屬を次の如く決定通牒せられたり。

州廳	平地蕃地	計	州廳	平地蕃地	計
臺北州	一、〇七四	一、三八八	臺東廳	一六六	二八五	四五一
新竹州	五七一	一、一三六	花蓮港廳	一四九	四三一	五八〇
臺中州	七六九	四五三	澎湖廳	九四	—	九四
臺南州	一、二七	一、二二二				
高雄州	五七五	一、一四七	計	四、五二五	二、三七八	六、九〇三

蕃地定員中ニハ平地ニ在リテ蕃務ニ從事スルモノヲ含ム

右表は十二月二十四日更に次表の通り改定通牒せられたり。理由附記する如し。

州廳	平地蕃地	計
臺北州	一、〇九四	二九四
新竹州	六〇一	五三五
臺中州	七七九	四四三
臺南州	一、一二七	二〇
高雄州	五八六	二九九
計	四、六二六	一、三八八
臺東廳	一六六	四五一
花蓮港廳	一七九	四〇一
澎湖廳	九四	五八〇
計	二、二七七	六、九〇三

近時普通警察事務激增シ州廳ヨリハ警備力不足ヲ訴ヘ增員要求ナルモノアリ、然レトモ定員ノ增加ハ一率ニ實現スル能ハサルニ付事務ノ緩急輕重ヲ鑑ミ現在定員ヲ最モ有效ニ配置シ其ノ缺陷ヲ補ハントス、卽チ臺北州ニ於テハ蕃地定員中ヨリ二十名ヲ平地定員ニ移シ、新竹州ニ於テハ同樣十名ヲ、臺中州ニ於テハ同樣十一名ヲ花蓮港廳ニ於テ同樣三十名ヲ平地ニ移ス、固ヨリ蕃地ト雖モ警察事務減少セシト云フニ非ス、蕃地開發サルルニ從ヒ漸次事業發展シ蕃人ニ對スル授產事務增加シ來ルモ警備ノ急ナルニ比スレハ猶緩ナリ、先般各州廳蕃地ニ於テ銃器押收行ハレ蕃馘次第ニ平靜ニ赴クヲ認メラルヽニ付、其ノ警備力ノ一部ヲ平地ニ移サントスルニ在リ、是此程改正ノ行ハルヽ各州知事廳長ノ希望アル所ニシテ適當ナリト思料スルニ由ル。

●警手　警手にありては四月一日より　次の如く改定、實施せられたるが、右は臺東廳下内本鹿方面道路開鑿に伴ひ新設する駐在所に配置する警手定員二十五名を新竹州より削りて配置せると巡査の欄に於て述べたる如き臺北州羅東郡下の駐在所廢止に依る四名の減員を表はすものなり。

州廳	人員
臺北州	四二六
新竹州	八二五
臺中州	五一二
南州	四

州廳	人員
高雄州	三四三
臺東廳	三一二
花蓮港廳	五四七

●大正十五年末地方警察職員定員表

| 州廳別 | 定員 | | |

昭和二年

●地方待遇職員　地方待遇職員令に依る職員の配置に關しては五月訓令第二七號及八月訓令第四八號を以て改正せられ次の如く定められる

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
衞生技師	一	一	一	一	一	一	一	一
衞生書記	二	二	一	二	二	一	一	一
衞生技手	六	五	二	二	二	一	三	一

●巡査　巡査にありては四月訓令第十三號を以て州廳巡査定員を次の如く改正せられたり。臺南州下蕃地阿里山方面開發に伴ひ五人增員を要するを新竹州及花蓮港廳より割きて配置せるなり。

新竹州ノ項「千百三十六人」ヲ「千百三十三人」ニ、臺南州ノ項「千百四十七人」ヲ「千百五十二人」ニ、花蓮港廳ノ項「五百八十人」ヲ「五百七十八人」ニ改ム

更に同月訓令第十四號を以て右改正に伴ひ州の巡査を郡に配置する定員に次の如き改正を見たり臺北新竹南州に於ては州所在地の事務劇增せる爲め郡部の定員を若干削き之に充てたり

臺北州ノ項「九百三十一人」ヲ「九百二十一人」ニ、新竹州ノ項「千九十三人」ヲ「千九十人」ニ、臺南州ノ項「九百七十六人」ヲ「九百八十一人」ニ改ム

●警手　警手にありては四月一日以降各州廳定員を次の如く改正通牒せられたり、巡査の定員變更を爲したると同一の理由に基く

	新竹州	臺南州	花蓮港廳
八百三十四人	七八	五百四十五人	

●昭和二年末地方警察職員定員表

州廳別	巡査						警手	定員計
	部長	甲種	乙種	計				
臺北州	一	二六	三一	一二八	四六	一	一	一七六
新竹州	一	二五	三	一二九	四五	一	一	一七五
臺中州	一	一四	一	六五	二四	一	一	九〇
臺南州	一	二六	二	一二九	四七	一	一	一七七
高雄州	一	一四	一	六五	二四	一	一	九〇
臺東廳	一	一四	一	六五	二四	一	一	九〇
花蓮港廳	一	一三	一	六二	二三	一	一	八五
澎湖廳	一	五	一	二七	九	一	一	三九
計	八	一六四	一四	七六六	二七四	八	八	一、〇五六

昭和三年

●警視以下臨時職員增員　地方待遇職員に關しては今年始めて高等警察に從事する臨時職員設置せられたること別章記述の通りなるがその配置に關しては七月訓令第四十五號を以て次の如く定められたり

州	地方警視	警部	警部補	巡査
臺北州	一	二	二	一四
新竹州	一	一	一	二

| | | |

二、留置　從來練習所甲科生長期特科練習生ニ充ツル爲メ五十名ノ留置ヲ爲シ置キタルモ澎湖廳新設ノ際內二十名ヲ割キ遙ニ配置シ留置ハ三十名ニ過キス而シテ現在甲科生ハ二十六名計五十五名ニシテ總タモ五十名內外ノ留置ヲ爲シ豫算經理上ノ均衡ヲ保持スル必要アルヲ以テ今回ノ一般事務增加百二十五名中ヨリ十五名ヲ留置セムトス

三、蕃地配置　屏東、臺東道路開鑿ノ爲メノ十二名增員ハ事業ノ狀況ニ鑑ミ之ヲ等分ニ高雄州へ六名、臺東廳へ六名配置セムトス

四、臺南州下阿里山、新高山登山沿道配置ニ就テハ臺南州ヨリ屢々要求有之、登山遊覽者ハ日ニ月ニ增加シ又種々ノ事項モ發生シ之カ放任ヲ許ササル現況ト、最近該地ノ蕃情甚タ不穩ニシテ登山者ノ保護ト理蕃上ノ見地ヨリシテ之カ配置ハ急務ヲ要スルモノアルヲ以テ、一般事務增加ニ伴フ增員百二十五名中ヨリ巡査五名ヲ割キ之ニ配置セントス

之に關し同月州の巡査を郡に配置すべき定員にも次の如き異動を來し八月調令第五十五號を以て之を改正せり

臺州州ノ項「九百二十一人」ヲ「九百二十九人」ニ、新竹州ノ項「千九十人」ヲ「千百一人」ニ、臺中州ノ項「千百四人」ヲ「千百十七人」ニ、臺南州ノ項「九百八十一人」ヲ「九百九十八人」ニ、高雄州ノ項「七百七十一人」ヲ「七百八十一人」ニ改ム

島巡査の平蕃配置の區別につきては、八月次の如く通牒せられたり

州廳	平地蕃地	計
臺北州	一、一三四	一、四二八
新竹州	六一二	一、一四四
臺中州	七九八	一、二四一
臺南州	一、一五一	一、一八一
高雄州	五九七	九〇二

州廳	平地蕃地	計
臺東廳	一六六	四五
花蓮港廳	一七九	一九四
澎湖廳	九四	九四
計	四、七三一	七、〇二五

右表中花蓮港廳にありては十一月平地一九八名、蕃地三八〇計五七八名と變更せられたり

●警手　警手にありては八月次の如く定められたる旨通牒せられたり。

●昭和三年末地方警察職員配置定員表

| 州廳別 | 定員 | 巡査 | | |

備考　△印ハ高等警察事務ニ從事スル臨時職員トス

昭和四年

●待遇職員　待遇職員にありては五月訓令第四十號を以て次の如く定員配置を改正したり。

臨生書記ノ項中新竹州ノ欄「一」ヲ「二」ニ改ム

臨生技師ノ項中臺北州ノ欄「二」ヲ「三」ニ改ム

臨生技手ノ項中臺中州「五」ヲ「八」ニ改ム

●巡査　巡査にありては三月訓令第十四號を以て次の加く改定せられたり、

州廳	人員	州廳	人員
臺北州	一、四五二	高雄州	九三六
新竹州	一、一三七	臺東廳	四七一
臺中州	一、二四四	花蓮港廳	五六三
臺南州	一、二〇四	澎湖廳	九四

而して各州廳別增減理由次の如し

臺北州　臺北市及基隆市ニ於ケル腸チフス防遏事務ニ從事セシムル爲巡査二十五人增員

臺北州　刑事課新設ノ爲巡査四人增員

各州廳蕃地所屬巡査定員査定ニ依ル減員五人

新竹州　新竹警察署新設ニ伴ヒ巡査十一人增員

各州廳蕃地所屬巡査定員査定ニ依ル減員十八人

臺中州　刑事課新設ノ爲巡査三人增員

臺南州　嘉義警察署新設ニ伴フ巡査十三人增員

蕃地配置充實ノ爲巡査十人增員

高雄州　臺東屏東間道路開鑿ニ伴ヒ巡査六人增員

蕃地配置充實ノ爲巡査二十八人增員

臺東廳　臺東屏東間道路開鑿ニ伴ヒ巡査六人增員

ブルヽ～道路開鑿ノ爲巡査八人增員

花蓮港廳　各州廳蕃地所屬巡査定員査定ニ依ル減員十五人

之に關聯し四月訓令第二十六號を以て州の巡査を郡に配置すべき定員も次の如く變更せられたり

臺北州ノ項「九百二十九人」ヲ「九百二十四人」ニ、新竹州ノ項「千百一人」ヲ「千三十一人」ニ、臺南州ノ項「九百九十八人」ヲ「九百三十五人」ニ、高雄州ノ項「七百八十一人」ヲ「八百十五人」ニ改ム

●平蕃配置區別を撤す　四月巡査の平蕃配置の區別數を通達せられたるが、十一月に至り本通牒は廢止せられ自今各州知事に於て隨意に之を定むることを得とせらる。理由に曰く

大正九年一月總務長官依命通達ヲ以テ州廳巡査定員ノ平地蕃地所屬ヲ定メラレ濫ニ平地蕃地勤務巡査ノ增減配置ヲ爲スヲ制限シ居タルモ之レ知事廳長ノ權限ヲ制限スルコト甚シク州廳行政ノ運用上却ッテ不利益ナル所ニシテ殊ニ近時平地ニ於ケル警察事務著シク複雜增加シ人員配置上不便不自由ナル點少シトセス、加フルニ國家財政ノ都合上巡査增員ノ豫算要求ヲ爲スモ意ノ如ク認容セラレサルモノアリ、故ニ州廳ニ於テハ缺員ノ充實ヲ圖ル爲平蕃地警察事務ノ緩急繁閑ヲ參酌シ缺員ハ主トシテ之ヲ蕃地ニ置キ專ラ平地ニ於ケル警察力ノ增進ニ努メツアルコト、（中略）各州廳ヲ通シ蕃地所屬巡査ノ缺員ニ比シ實ニ三倍ノ多キニ達スル實情ニアルヲ以テ本通達ハ殆ント有名無實ノ有樣ニシテ此ノ上之ヲ存置スルノ要ナカルヘシ、故ニ寧ロ此ノ際本通達

ヲ廢止シ知事廳長ヲシテ管内ノ平蕃地ノ實情ニ應シ彼此常ニ適切有效ナル配置ヲ爲サシメ一層警察機能ノ增進ヲ期セシムルハ蓋シ最モ時宜ニ適スルモノト認ムルニ因ル

●警手　警手の各州廳別定員を四月次の如く定められたり。

州廳別	人員	州廳別	人員
臺北州	四二一	高雄州	三六五
新竹州	八一九	臺東廳	三三二
臺中州	五二九	花蓮港廳	五四五

●昭和四年末地方警察職配員定員表

| 州廳別 | 定員 | | |

高雄州　警察共濟組合事務取扱主任ニ充ツル爲警部一人增員
臺東廳　警察共濟組合事務取扱主任ニ充ツル爲及プルヘ道路開鑿ニ伴フ增員警部補各一人
花蓮港廳　警察共濟組合事務取扱主任ニ充ツル爲警部一人增員

更に四月訓令第三〇號を以て郡に配置すべき警部警部補の定員を次の通り改正したり。

警部ノ項中臺北州ノ欄「五二」ヲ「五五」ニ新竹州ノ欄「三八」ヲ「三九」ニ臺中州ノ欄「四〇」ヲ「四二」ニ臺南州ノ欄「四二」ヲ「四三」ニ、高雄州ノ欄「三一」ヲ「三三」ニ、花蓮港廳ノ欄「一四」ヲ「一五」ニ、澎湖廳ノ欄「三」ヲ「四」ニ、警部補ノ項中臺中州ノ欄「四六」ヲ「四七」ニ、高雄州ノ欄「三七」ヲ「三八」ニ、臺東廳ノ欄「一六」ヲ「一七」ニ、花蓮港ノ欄「二三」ヲ「二二」ニ澎湖廳ノ欄「五」ヲ「四」ニ改ム。

右は官制改正に依り警部警部補の增員を見たるを以て之を次の如き內譯に配置したるものとす。

前年州刑事課新設の爲め臺北州に警部二、臺中州に警部警部補各一を、阿片取締の爲め臺北、新竹、臺中、臺南、高雄各州へ警部各一を、關山越蕃地道路開鑿の結果、高雄州に警部二を臺東廳に警部一を配置する外配置の合理化を理由とし、高雄、臺東の警部警部補に花蓮港及澎湖廳の警部補各一を警部に組替へたるものなり。之に關し十一月訓令第八十七號に依り郡に配置すべき警部警部補定員中高雄州警部の「二一」を「二二」に、警部補「二六」を「二七」に改められたり、關山越蕃地道路開鑿に伴ふ新設駐在所の監視監督に充つる爲め警部警部補各一の增員を見たるなり。

●地方待遇職員　地方待遇職員にありては一月訓令第九號を以て次の通り改定せられたり。

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	臺北市	基隆市	新竹市	臺中市	臺南市	嘉義市	高雄市
囑生書記	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	臺北市	基隆市	新竹市	臺中市	臺南市	嘉義市	高雄市
囑生技師	二	一	一	一	一										
囑生技手	一一	六	八	一二	一二	二									

本表は八月に至り訓令第六十六號を以て新竹州の囑生技手「六」を「八」に、新竹市に「一」を配置のことに改められたり。

●巡査　巡査にありては數次に亘り改正せられたるが先づ四月訓令第二十九號を以て新竹州の郡に配置すべき巡定員「千三十一人」を「千十七人」減ぜられたり、蓋し蕃地平靜に歸し駐在所十三箇所を廢止したるを以て巡査十四名を削り警務部及警察署に配置替したる爲め、五月訓令第三十二號を以て臺中州の郡に配置する定員「千百十七人」を「千百七人」に改められたり。臺中警察署に派出所一箇增設せられたると警務部の配置に不足を生じたるを補充する爲めなり。七月訓令第五十號を以て州廳巡査の定員を次の通り改定せらる。

臺北州	一、四六二	高雄州　九六五
新竹州	一、一四三	臺東廳　四八四
臺中州	一、二五八	花蓮港廳　五六三
臺南州	一、二一一	澎湖廳　九四

異動內譯は阿片取締勵行の爲め臺北州へ一〇、新竹新へ六、臺中州へ七、臺南州へ七、高雄州へ五、日月潭電力工事取締に伴ひ臺中州へ巡査七、臺東屏東間蕃地道路開鑿新設駐在所へ配置の爲め高雄州へ四、同じく臺東廳へ三、關山越蕃地道路開鑿の爲め高雄州へ二〇、同じく臺東廳へ一〇、合計七九名の增員を見たるなり、更に之に關し七月訓令第六一號を以て州の巡査を郡に配置すべき定員を次の通り改定せられ

臺北州	八九八
新竹州	一、〇二三

臺中州	一、〇一二	
臺南州	九三九	高雄州　八三二

尙十一月より霧社蕃人騷擾事件後の警備に充つる爲め乙種巡査二百名臺中州下へ増員せられたり。

●**警手**　警手にありては四月屛東、臺東間道路開鑿に伴ひ高雄州へ十九人、臺東廳へ十三人増配せられ七月吏に關山越道路開鑿に伴ひ高雄州へ二十七人、臺東廳へ十八人増員せられたる外十一月より霧社蕃人騷擾事件後の警備に充つる爲め臨時に二百人を増員せられたり。（但し増員の通牒は翌年一月に至り正式に發せられたり）。

●**昭和五年末地方警察職員配置定員表**

州廳別	定員	巡査					警手
		部長	甲種	乙種	計		
臺北州	一五七	一四四	九五	三六	一四七六	四三	
新竹州	一三五	一一	六五	三七	一二四五	八九	
臺中州	一四三	一一	七五	四〇	一二六一	五三	
臺南州	一四四	一一	七八	四〇	一二六四	五五	
高雄州	一三四	一一	七九	四〇	一二六六	五六	
臺東廳	一四	一	七	三	一四七	一三	
花蓮港廳	一五	一	七	三	一四九	一三	
澎湖廳	一四	一	六	三	一三七	一二	
計	一、〇一二	九三九	四八二	一八三	四、八〇四	三二二	

備考　本表ノ外臺中州下ニ霧社地方臨時警備ノ爲乙種巡査警手各二〇〇名増員セラル

昭和六年

●**巡査**　三月訓令第一五號を以て臺中州巡査を「千二百五十八人」より「千二百七十九人」に増員せられたり、右は日月潭電力工事復活取締に要するものなり。之に關聯し郡に配置すべき巡査の定員を同月訓令第一六號を以て「千百十人」より「千百三十一人」に増加せられたり。六月訓令第三十九號を以て臺北州巡査の總員を千四百六十八人に増し、新竹州巡査總員を千百三十七人に減せられたり、新竹州下大溪郡下の蕃人を臺北州文山郡下に移住せしむるに伴ひ警察官も亦移管するに至りしなり、之に關聯し訓令第四十號を以て臺北州の郡に配置する巡査の定員を「八百九十八人」より「九百四人」に新竹州の巡査「千二十一人」を「千十五人」に改正せられたるが、昨年十一月より、實施の霧社臨時配置の巡査二百名は豫算削減せられたる結果、四月以降百五十七人に減せられたり。

●**警手**　警手にありても數次改正せられたり即ち四月以降臺中州へ日月潭電力工事施行地取締警手三名を増し、六月新竹州蕃社一部臺北州管内移住の爲め臺北州の警手を九人増し、新竹州九人を減じたり。六月新竹州蕃社一部後豫算削減の結果四月以降百五十名の臨時配置となれり。

●**昭和六年末地方警察職員配置定員表**

州廳別	定員	巡査					警手
		部長	甲種	乙種	計		
臺北州	一五七	一四二	九六	三七	一四八二	四三	
新竹州	一三五	一一	六六	三六	一二九二	八九	
臺中州	一四三	一一	七六	四〇	一二六一	五三	
臺南州	一四四	一一	七八	四〇	一二六四	五五	
高雄州	一三四	一一	七九	四〇	一二六六	五六	
臺東廳	一四	一	七	三	一四八	一三	
花蓮港廳	一五	一	七	三	一四九	一三	
澎湖廳	一四	一	六	三	一三七	一二	
計	一、〇一二	九三九	四八二	一八三	四、八〇四	三二二	

	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
五三	一	一				二
五四	一	一				二
五五	一	一				二
五六（五二〇）	一	一	一	一	一	五
五七	一	一	一	一	一	五
五八	一	一	一	一	一	五
五九	一	一	一	一	一	五
六〇	一	一	一	一	一	五
六一	一	一	一	一	一	五
六二	一	一	一	一	一	五
六三	一	一	一	一	一	五
六四	一	一	一	一	一	五
六五	一	一	一	一	一	五
六六	一	一	一	一	一	五
六七	一	一	一	一	一	五
六八	一	一	一	一	一	五
六九	一	一	一	一	一	五
七〇	一	一	一	一	一	五
七一	一	一	一	一	一	五
七二	一	一	一	一	一	五
七三	一	一	一	一	一	五
七四	一	一	一	一	一	五
七五	一	一	一	一	一	五
七六	一	一	一	一	一	五
七七	一	一	一	一	一	五
七八	一	一	一	一	一	五
七九	一	一	一	一	一	五
八〇	一	一	一	一	一	五
八一	一	一	一	一	一	五
八二	一	一	一	一	一	五
八三	一	一	一	一	一	五
八四	一	一	一	一	一	五
八五	一	一	一	一	一	五
八六	一	一	一	一	一	五
八七	一	一	一	一	一	五
八八	一	一	一	一	一	五
八九	一	一	一	一	一	五
九〇	一	一	一	一	一	五
九一	一	一	一	一	一	五
九二	一	一	一	一	一	五
九三	一	一	一	一	一	五
九四	一	一	一	一	一	五
九五	一	一	一	一	一	五
九六	一	一	一	一	一	五
九七	一	一	一	一	一	五
九八	一	一	一	一	一	五
九九	一	一	一	一	一	五
一〇〇	一	一	一	一	一	五
一〇一	一	一	一	一	一	五
一〇二	一	一	一	一	一	五
一〇三	一	一	一	一	一	五
一〇四	一	一	一	一	一	五
一〇五	一	一	一	一	一	五
一〇六	一	一	一	一	一	五
一〇七	一	一	一	一	一	五
一〇八	一	一	一	一	一	五
一〇九	一	一	一	一	一	五
一一〇	一	一	一	一	一	五
一一一	一	一	一	一	一	五
一一二	一	一	一	一	一	五
一一三	一	一	一	一	一	五
一一四	一	一	一	一	一	五
一一五	一	一	一	一	一	五
一一六	一	一	一	一	一	五
一一七	一	一	一	一	一	五
一一八	一	一	一	一	一	五
一一九	一	一	一	一	一	五
一二〇	一	一	一	一	一	五
一二一	一	一	一	一	一	五
一二二	一	一	一	一	一	五
一二三	一	一	一	一	一	五
一二四	一	一	一	一	一	五
一二五	一	一	一	一	一	五
一二六	一	一	一	一	一	五
一二七	一	一	一	一	一	五
一二八	一	一	一	一	一	五
一二九	一	一	一	一	一	五
一三〇	一	一	一	一	一	五
一三一	一	一	一	一	一	五
一三二	一	一	一	一	一	五
一三三	一	一	一	一	一	五
一三四	一	一	一	一	一	五
一三五	一	一	一	一	一	五
一三六	一	一	一	一	一	五
一三七	一	一	一	一	一	五
一三八	一	一	一	一	一	五
一三九	一	一	一	一	一	五
一四〇	一	一	一	一	一	五
一四一	一	一	一	一	一	五
一四二	一	一	一	一	一	五
一四三	一	一	一	一	一	五
一四四	一	一	一	一	一	五
一四五	一	一	一	一	一	五
一四六	一	一	一	一	一	五
一四七	一	一	一	一	一	五
一四八	一	一	一	一	一	五
一四九	一	一	一	一	一	五
一五〇	一	一	一	一	一	五
一五一	一	一	一	一	一	五
一五二	一	一	一	一	一	五
一五三	一	一	一	一	一	五
一五四	一	一	一	一	一	五
一五五	一	一	一	一	一	五
一五六	一	一	一	一	一	五
一五七	一	一	一	一	一	五
一五八	一	一	一	一	一	五
一五九	一	一	一	一	一	五
一六〇	一	一	一	一	一	五
一六一	一	一	一	一	一	五
一六二	一	一	一	一	一	五
一六三	一	一	一	一	一	五
一六四	一	一	一	一	一	五
一六五	一	一	一	一	一	五
一六六	一	一	一	一	一	五
一六七	一	一	一	一	一	五
一六八	一	一	一	一	一	五
一六九	一	一	一	一	一	五
一七〇	一	一	一	一	一	五
一七一	一	一	一	一	一	五
一七二	一	一	一	一	一	五
一七三	一	一	一	一	一	五
一七四	一	一	一	一	一	五
一七五	一	一	一	一	一	五
一七六	一	一	一	一	一	五
一七七	一	一	一	一	一	五
一七八	一	一	一	一	一	五
一七九	一	一	一	一	一	五
一八〇	一	一	一	一	一	五
一八一	一	一	一	一	一	五
一八二	一	一	一	一	一	五
一八三	一	一	一	一	一	五
一八四	一	一	一	一	一	五
一八五	一	一	一	一	一	五
一八六	一	一	一	一	一	五
一八七	一	一	一	一	一	五
一八八	一	一	一	一	一	五
一八九	一	一	一	一	一	五
一九〇	一	一	一	一	一	五
一九一	一	一	一	一	一	五
一九二	一	一	一	一	一	五
一九三	一	一	一	一	一	五
一九四	一	一	一	一	一	五
一九五	一	一	一	一	一	五
一九六	一	一	一	一	一	五
一九七	一	一	一	一	一	五
一九八	一	一	一	一	一	五
一九九	一	一	一	一	一	五
二〇〇	一	一	一	一	一	五
二〇一	一	一	一	一	一	五
二〇二	一	一	一	一	一	五
二〇三	一	一	一	一	一	五
二〇四	一	一	一	一	一	五
二〇五	一	一	一	一	一	五
二〇六	一	一	一	一	一	五
二〇七	一	一	一	一	一	五
二〇八	一	一	一	一	一	五
二〇九	一	一	一	一	一	五
二一〇	一	一	一	一	一	五
二一一	一	一	一	一	一	五
二一二	一	一	一	一	一	五
二一三	一	一	一	一	一	五
二一四	一	一	一	一	一	五
二一五	一	一	一	一	一	五
二一六	一	一	一	一	一	五
二一七	一	一	一	一	一	五
二一八	一	一	一	一	一	五
二一九	一	一	一	一	一	五
二二〇	一	一	一	一	一	五
二二一	一	一	一	一	一	五
二二二	一	一	一	一	一	五
二二三	一	一	一	一	一	五
二二四	一	一	一	一	一	五
二二五	一	一	一	一	一	五
二二六	一	一	一	一	一	五
二二七	一	一	一	一	一	五
二二八	一	一	一	一	一	五
二二九	一	一	一	一	一	五
二三〇	一	一	一	一	一	五
二三一	一	一	一	一	一	五
二三二	一	一	一	一	一	五
二三三	一	一	一	一	一	五
二三四	一	一	一	一	一	五
二三五	一	一	一	一	一	五
二三六	一	一	一	一	一	五
二三七	一	一	一	一	一	五
二三八	一	一	一	一	一	五
二三九	一	一	一	一	一	五
二四〇	一	一	一	一	一	五
二四一	一	一	一	一	一	五
二四二	一	一	一	一	一	五
二四三	一	一	一	一	一	五
二四四	一	一	一	一	一	五
二四五	一	一	一	一	一	五
二四六	一	一	一	一	一	五
二四七	一	一	一	一	一	五
二四八	一	一	一	一	一	五
二四九	一	一	一	一	一	五
二五〇	一	一	一	一	一	五
二五一	一	一	一	一	一	五
二五二	一	一	一	一	一	五
二五三	一	一	一	一	一	五
二五四	一	一	一	一	一	五
二五五	一	一	一	一	一	五
二五六	一	一	一	一	一	五
二五七	一	一	一	一	一	五
二五八	一	一	一	一	一	五
二五九	一	一	一	一	一	五
二六〇	一	一	一	一	一	五
二六一	一	一	一	一	一	五
二六二	一	一	一	一	一	五
二六三	一	一	一	一	一	五
二六四	一	一	一	一	一	五
二六五	一	一	一	一	一	五
二六六	一	一	一	一	一	五
二六七	一	一	一	一	一	五
二六八	一	一	一	一	一	五
二六九	一	一	一	一	一	五
二七〇	一	一	一	一	一	五
二七一	一	一	一	一	一	五
二七二	一	一	一	一	一	五
二七三	一	一	一	一	一	五
二七四	一	一	一	一	一	五
二七五	一	一	一	一	一	五
二七六	一	一	一	一	一	五
二七七	一	一	一	一	一	五
二七八	一	一	一	一	一	五
二七九	一	一	一	一	一	五
二八〇	一	一	一	一	一	五
二八一	一	一	一	一	一	五
二八二	一	一	一	一	一	五
二八三	一	一	一	一	一	五
二八四	一	一	一	一	一	五
二八五	一	一	一	一	一	五
二八六	一	一	一	一	一	五
二八七	一	一	一	一	一	五
二八八	一	一	一	一	一	五
二八九	一	一	一	一	一	五
二九〇	一	一	一	一	一	五
二九一	一	一	一	一	一	五
二九二	一	一	一	一	一	五
二九三	一	一	一	一	一	五
二九四	一	一	一	一	一	五
二九五	一	一	一	一	一	五
二九六	一	一	一	一	一	五
二九七	一	一	一	一	一	五
二九八	一	一	一	一	一	五
二九九	一	一	一	一	一	五
三〇〇	一	一	一	一	一	五
三〇一	一	一	一	一	一	五
三〇二	一	一	一	一	一	五
三〇三	一	一	一	一	一	五
三〇四	一	一	一	一	一	五
三〇五	一	一	一	一	一	五
三〇六	一	一	一	一	一	五
三〇七	一	一	一	一	一	五
三〇八	一	一	一	一	一	五
三〇九	一	一	一	一	一	五
三一〇	一	一	一	一	一	五
三一一	一	一	一	一	一	五
三一二	一	一	一	一	一	五
三一三	一	一	一	一	一	五
三一四	一	一	一	一	一	五
三一五	一	一	一	一	一	五
三一六	一	一	一	一	一	五
三一七	一	一	一	一	一	五
三一八	一	一	一	一	一	五
三一九	一	一	一	一	一	五
三二〇	一	一	一	一	一	五
三二一	一	一	一	一	一	五
三二二	一	一	一	一	一	五
三二三	一	一	一	一	一	五
三二四	一	一	一	一	一	五
三二五	一	一	一	一	一	五
三二六	一	一	一	一	一	五
三二七	一	一	一	一	一	五
三二八	一	一	一	一	一	五
三二九	一	一	一	一	一	五
三三〇	一	一	一	一	一	五
三三一	一	一	一	一	一	五
三三二	一	一	一	一	一	五
三三三	一	一	一	一	一	五
三三四	一	一	一	一	一	五
三三五	一	一	一	一	一	五
三三六	一	一	一	一	一	五
三三七	一	一	一	一	一	五
三三八	一	一	一	一	一	五
三三九	一	一	一	一	一	五
三四〇	一	一	一	一	一	五
三四一	一	一	一	一	一	五
三四二	一	一	一	一	一	五
三四三	一	一	一	一	一	五
三四四	一	一	一	一	一	五
三四五	一	一	一	一	一	五
三四六	一	一	一	一	一	五
三四七	一	一	一	一	一	五
三四八	一	一	一	一	一	五
三四九	一	一	一	一	一	五
三五〇	一	一	一	一	一	五
三五一	一	一	一	一	一	五
三五二	一	一	一	一	一	五
三五三	一	一	一	一	一	五
三五四	一	一	一	一	一	五
三五五	一	一	一	一	一	五
三五六	一	一	一	一	一	五
三五七	一	一	一	一	一	五
三五八	一	一	一	一	一	五
三五九	一	一	一	一	一	五
三六〇	一	一	一	一	一	五
三六一	一	一	一	一	一	五
三六二	一	一	一	一	一	五
三六三	一	一	一	一	一	五
三六四	一	一	一	一	一	五
三六五	一	一	一	一	一	五
三六六	一	一	一	一	一	五
三六七	一	一	一	一	一	五
三六八	一	一	一	一	一	五
三六九	一	一	一	一	一	五
三七〇	一	一	一	一	一	五
三七一	一	一	一	一	一	五
三七二	一	一	一	一	一	五
三七三	一	一	一	一	一	五
三七四	一	一	一	一	一	五
三七五	一	一	一	一	一	五
三七六	一	一	一	一	一	五
三七七	一	一	一	一	一	五
三七八	一	一	一	一	一	五
三七九	一	一	一	一	一	五
三八〇	一	一	一	一	一	五
三八一	一	一	一	一	一	五
三八二	一	一	一	一	一	五
三八三	一	一	一	一	一	五
三八四	一	一	一	一	一	五
三八五	一	一	一	一	一	五
三八六	一	一	一	一	一	五
三八七	一	一	一	一	一	五
三八八	一	一	一	一	一	五
三八九	一	一	一	一	一	五
三九〇	一	一	一	一	一	五
三九一	一	一	一	一	一	五
三九二	一	一	一	一	一	五
三九三	一	一	一	一	一	五
三九四	一	一	一	一	一	五
三九五	一	一	一	一	一	五
三九六	一	一	一	一	一	五
三九七	一	一	一	一	一	五
三九八	一	一	一	一	一	五
三九九	一	一	一	一	一	五
四〇〇	一	一	一	一	一	五
四〇一	一	一	一	一	一	五
四〇二	一	一	一	一	一	五
四〇三	一	一	一	一	一	五
四〇四	一	一	一	一	一	五
四〇五	一	一	一	一	一	五
四〇六	一	一	一	一	一	五
四〇七	一	一	一	一	一	五
四〇八	一	一	一	一	一	五
四〇九	一	一	一	一	一	五
四一〇	一	一	一	一	一	五
四一一	一	一	一	一	一	五
四一二	一	一	一	一	一	五
四一三	一	一	一	一	一	五
四一四	一	一	一	一	一	五
四一五	一	一	一	一	一	五
四一六	一	一	一	一	一	五
四一七	一	一	一	一	一	五
四一八	一	一	一	一	一	五
四一九	一	一	一	一	一	五
四二〇	一	一	一	一	一	五
四二一	一	一	一	一	一	五
四二二	一	一	一	一	一	五
四二三	一	一	一	一	一	五
四二四	一	一	一	一	一	五
四二五	一	一	一	一	一	五
四二六	一	一	一	一	一	五
四二七	一	一	一	一	一	五
四二八	一	一	一	一	一	五
四二九	一	一	一	一	一	五
四三〇	一	一	一	一	一	五
四三一	一	一	一	一	一	五
四三二	一	一	一	一	一	五
四三三	一	一	一	一	一	五
四三四	一	一	一	一	一	五
四三五	一	一	一	一	一	五
四三六	一	一	一	一	一	五
四三七	一	一	一	一	一	五
四三八	一	一	一	一	一	五
四三九	一	一	一	一	一	五
四四〇	一	一	一	一	一	五
四四一	一	一	一	一	一	五
四四二	一	一	一	一	一	五
四四三	一	一	一	一	一	五
四四四	一	一	一	一	一	五
四四五	一	一	一	一	一	五
四四六	一	一	一	一	一	五
四四七	一	一	一	一	一	五
四四八	一	一	一	一	一	五
四四九	一	一	一	一	一	五
四五〇	一	一	一	一	一	五
四五一	一	一	一	一	一	五
四五二	一	一	一	一	一	五
四五三	一	一	一	一	一	五
四五四	一	一	一	一	一	五
四五五	一	一	一	一	一	五
四五六	一	一	一	一	一	五
四五七	一	一	一	一	一	五
四五八	一	一	一	一	一	五
四五九	一	一	一	一	一	五
四六〇	一	一	一	一	一	五
四六一	一	一	一	一	一	五
四六二	一	一	一	一	一	五
四六三	一	一	一	一	一	五
四六四	一	一	一	一	一	五
四六五	一	一	一	一	一	五
四六六	一	一	一	一	一	五
四六七	一	一	一	一	一	五
四六八	一	一	一	一	一	五
四六九	一	一	一	一	一	五
四七〇	一	一	一	一	一	五
四七一	一	一	一	一	一	五
四七二	一	一	一	一	一	五
四七三	一	一	一	一	一	五
四七四	一	一	一	一	一	五
四七五	一	一	一	一	一	五
四七六	一	一	一	一	一	五
四七七	一	一	一	一	一	五
四七八	一	一	一	一	一	五
四七九	一	一	一	一	一	五
四八〇	一	一	一	一	一	五
四八一	一	一	一	一	一	五
四八二	一	一	一	一	一	五
四八三	一	一	一	一	一	五
四八四	一	一	一	一	一	五
四八五	一	一	一	一	一	五
四八六	一	一	一	一	一	五
四八七	一	一	一	一	一	五
四八八	一	一	一	一	一	五
四八九	一	一	一	一	一	五
四九〇	一	一	一	一	一	五
四九一	一	一	一	一	一	五
四九二	一	一	一	一	一	五
四九三	一	一	一	一	一	五
四九四	一	一	一	一	一	五
四九五	一	一	一	一	一	五
四九六	一	一	一	一	一	五
四九七	一	一	一	一	一	五
四九八	一	一	一	一	一	五
四九九	一	一	一	一	一	五
五〇〇	一	一	一	一	一	五
五〇一	一	一	一	一	一	五
五〇二	一	一	一	一	一	五
五〇三	一	一	一	一	一	五
五〇四	一	一	一	一	一	五
五〇五	一	一	一	一	一	五
五〇六	一	一	一	一	一	五
五〇七	一	一	一	一	一	五
五〇八	一	一	一	一	一	五
五〇九	一	一	一	一	一	五
五一〇	一	一	一	一	一	五
五一一	一	一	一	一	一	五
五一二	一	一	一	一	一	五
五一三	一	一	一	一	一	五
五一四	一	一	一	一	一	五
五一五	一	一	一	一	一	五
五一六	一	一	一	一	一	五
五一七	一	一	一	一	一	五
五一八	一	一	一	一	一	五
五一九	一	一	一	一	一	五
五二〇	一	一	一	一	一	五
五二一	一	一	一	一	一	五
五二二	一	一	一	一	一	五
五二三	一	一	一	一	一	五
五二四	一	一	一	一	一	五
五二五	一	一	一	一	一	五
五二六	一	一	一	一	一	五
五二七	一	一	一	一	一	五
五二八	一	一	一	一	一	五
五二九	一	一	一	一	一	五
五三〇	一	一	一	一	一	五
五三一	一	一	一	一	一	五
五三二	一	一	一	一	一	五
五三三	一	一	一	一	一	五
五三四	一	一	一	一	一	五
五三五	一	一	一	一	一	五
五三六	一	一	一	一	一	五
五三七	一	一	一	一	一	五
五三八	一	一	一	一	一	五
五三九	一	一	一	一	一	五
五四〇	一	一	一	一	一	五
五四一	一	一	一	一	一	五
五四二	一	一	一	一	一	五
五四三	一	一	一	一	一	五
五四四	一	一	一	一	一	五
五四五	一	一	一	一	一	五
五四六	一	一	一	一	一	五
五四七	一	一	一	一	一	五
五四八	一	一	一	一	一

●**巡査**　前記の如く臨時職員に高等警察關係の巡査二十名増員（一名普選）を見たる外、九月訓令第六十六號を以て州廳巡査定員中臺東廳四百八十八人に改正せられたり。太麻里「ピララウ」間及「カラタラン」近傍開墾地道路開鑿工事施行上の警備員として巡査四人増員せられたるなり。

●**警手**　警手にありては前項と同一理由の下に臺東廳の警手六人増員「三百六十九人」と改定せられたり。

●**昭和七年末地方警察配置定員表**

| 州廳別 | 定員 | | |

地方警察職員定員増減一覧表（各年末現在）

年次	官職別 警視	警部	警部補	巡査部長	巡査 警吏（巡吏）	部長巡査計 警吏	警丁 隊丁	隊警丁計 隊勇	定員	備考
明治二八	一	心得 六九	部長定員ハ巡査中ニ包括ス	心得 六九	不詳	不詳	不詳	不詳		
二九	一	一九〇	一	一二〇〇	不詳	不詳	不詳	不詳		
三〇	一	二三〇	部長定員ハ巡査中ニ包括ス	三〇一〇	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三一	一	二三八	同上	三九一	巡吏 一〇〇 警吏 二〇〇	不詳	七四〇	不詳		巡査部長廃止
三二	一	二三八	部長定員ハ巡査中ニ包括ス	四〇六一	不詳	不詳	不詳	不詳		隊勇公認
三三	一	二四一	同上	四一二四	不詳	不詳	四〇〇	不詳	八〇〇	警視設置、巡査部長復活
三四	一	二五六	部長定員ハ巡査中ニ包括ス	四二四九	不詳	不詳	四〇〇	不詳		警視廃止
三五	一	二五七	同上	四二七七	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三六	一	二五八	同上	四二八二	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三七	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三八	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三九	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四〇	一	二五八	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四一	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四二	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四三	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四四	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四五 大正元	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
八	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
七	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
六	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
五	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
昭和 二	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
一五 元	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
一四	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
一三	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
一二	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
一一	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
一〇	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
九	一	二五九	本表ノ外巡査特別配置二五〇アリ	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
七	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
六	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
五	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
四	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
三	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		
二	一	二五九	同上	四二八三	不詳	不詳	四〇〇	不詳		

年次	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	部長巡査計	隊勇	警手	隊勇計	定員	備考
明治一八	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一九	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二〇	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二一	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二二	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二三	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二四	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二五	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二六	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二七	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二八	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
二九	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三〇	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三一	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三二	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三三	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三四	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三五	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三六	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三七	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三八	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三九	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四〇	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四一	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四二	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四三	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四四	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四五 大正元	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
八	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
七	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
六	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
五	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
四	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
三	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
昭和 二	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一五 元	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一四	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一三	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一二	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一一	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
一〇	一	二三〇	一六一	一	一二〇	一二一	一	二四五	二四六		
九

第八章　改隷前の本島警察機關概述

清國政府が始めて本島の經營に着手せしは、康熙二十二年提督施琅の鄭氏の勞力を本島より驅逐して、官衙を組織せしに創ると雖も、中道殆んど拋擲して之を顧みざる感あり治績亦見るべきものなし。其の後二百餘年を經過し、歐洲列國の勢力東漸し、以て清佛戰端を開かむとするや、清國政府始めて、力を本島の施政に注ぐに至れり。然れ共當時未だ特別に警察機關として見るべきものなく一般行政機關に於て警察事務を管掌せるのみ。唯、歷史の然らしめたるか、特殊の沿革と組織を有する保甲及隘勇制度の存じたるのみなりき。由りて本章に於ては先づ、割讓前の臺灣略史を說き次で、臺灣舊時の行政組織と保甲及隘勇制度に關し記述する所あらんとす。既刊の著述より採錄せるもの多し。由來曖昧模糊は支那官場の常なり、本島行政機構の如き亦然り。左記述ぶる處其の梗概輪廓を傳へ得ば幸なり。

本章梗概

●割讓前の臺灣略史

舊時に於ける本島警察行政機關を知らんと欲せば、先づ本島改隷以前の略史に通曉せざるべからず。是れ平易簡略を旨とせる一項を設くる所以なり。

【臺灣の地勢】　臺灣は南支海上の大孤島にして、北緯二十一度五十三分より二十五度十六分に至り、東經百二十度十五分より百二十二度四分に達し、地勢北より南に蜿蜒し長さ約百里、東西最も廣き處三、四十里面積二千五百方里、高山峻嶺中央に重疊し、南北に派して所謂臺灣中央山脈を爲せり、東部は斷崖絕壁にして海津の良港に乏し、西部は概ね平坦、地味肥沃なるも海岸線屈曲少く自ら天嶮備はる、南北に基隆高雄の兩港あるのみならず、澎湖島に至

りては南支那海の咽喉を握し、灣水深くして數十の巨艦艦繋を收容して餘りあり、本土は一葦帶水を隔て、南方支那に相對するのみならず、母國とは一帶の火山脈を形成せる琉球諸島と連り、更に南方フイリツピン諸島を控へ、恰も南支南洋に對する自然的要衝の地を形成せり、如是地勢は之れ本島の發見と共に列強の注目する處となり、其東漸政策の足溜りとなれる、故なきにあらざるなり。

【古代の臺灣】　臺灣の古代の如何なるものなりしやは斷簡零墨の之を徵すべきものなく、唯人種學上の研究によりて狀態を推測するに過ぎず。一說に臺灣の祖先住民は「リユキユ」人種にして今の琉球より南渡居住しゐたるに西曆六百十一年に所謂毘舍那（宋代の琉球或は臺灣を名けたる名目）人なるマライ族呂宋方面より北來し平埔蕃の祖となり、「リユキユ」族は新來のマライ族に壓迫せられ、辛して東南の山地に遁避したるものなりと云ふものあるも定かならず。

【臺灣始めて史上に表はる】　本島の史上に表はれたる事實としては、隋書に隋の開皇年中（皇紀千二百四十年頃）澎湖を略取すとあり、次で煬帝の大業元年令を下して臺灣を探險せしめ、其次年海將を派遣せしが、先づ潮州府を發し澎湖島に至り、次で此島に至り上陸を拒みたる島民を捕虜として率ゐ歸れりと云ふ、所謂煬帝の琉球討伐は之なり。唐代に至りては全く史上の消息を缺く。宋史に「毘舍那と云ひ蠻民の住する島嶼」とあるを以て當時より殺伐なる人種の居住、清人之と交れることを知るべし。千九百四十一年元の政府は澎湖島に巡檢司を置き以て福建省同安縣に屬せしめたり。次に明初洪武二十年（二千四十七年）之を廢し澎湖の民を移して内地に歸らしめたりと云ふ。之と前後し宦官汪三保なる者西洋に派遣せられ、中途難風に遇ひ此の地に漂著し藥草を採收し携へて皇帝に獻上せりの傳說あり、其眞疑保し難きも其頃已に臺灣島の存在を知れるを推し得べし。

【海賊の根據地としての臺灣】　明人の古記によれば、臺灣は西洋人と密商するの海島にして北港又は東番と呼べりと。明末に至り、滿人の勢力熾にして宋氏の遺民壓迫せられて自ら給する能はざるが爲め、流れて臺灣に入れる者夥しき數に上れり。又此間、流民海賊となりて臺土を以て根據となし、支那南方沿岸に抄掠したり、流民若は海賊の臺土に入るもの鹿耳門（安平附近）より臺南地方を占據せるが、當時日本人も琉球より島を傳ふて基隆に著し、進んで鹿耳門に入り根據地を作り更に南方海岸を攻掠せり、所謂倭寇之なり。此時代以前に於ては、清國政府は臺灣を以て化外なりとし、之を念頭に置かざりしも、吾倭寇の之に據りて、支那海及び南洋を風靡するに當りて注意を呼び起すに至れり。明人の傳ふる處に曰く、「倭海島に竄敗し風の便によりて以て侵略を擅にす、來る事奔猴の如く去る事驚鳥の如し」と、以て當時の海賊團の猖獗なりしを推し得べし。

【鄭芝龍と本島】　二千二百七十二年（萬曆四十年）福建省漳州府の顏思齊なる者、落魄して吾平戸にあり、裁縫職を營みたりしが、吾健兒の敗餘臺灣に餘喘を保つを聞き、臺灣に據る機會の乘すべきを知り、二千二百八十四年（天啓四年）遂に一味鄭芝龍等と共に、更に我邊民を率ひて臺灣に入り其群に投じ勢甚だ盛なりき。思齊死して芝龍之に代はるや人となり才略絶し、曾て遠縫の商船四隻を劫かし、其の金銀財帛を奪ひ來りしより黨類の歸服する所と

なり、常に臺灣を根據として、海上に出で奪掠を恣にし勢益々猖獗にして、遂に支那海上鄭氏の記號を有するにあらざれば往來するを許されず、閩粵の民にして官府を畏れざる者も却て海賊を怖れしめたりき。明朝茲に於て大に之を患ひ、安南伯の好倆を與へて彼を招きしに、彼れ遂に臺灣を捨て、明朝に降り、蘭人其空虛に據いて臺灣に入り、赤崁城頭に其國旗を飜せり。

【蘭人占領時代】　所謂紅毛人種の臺灣に來りしは皇記二千百五十八年葡萄人を以て嚆矢とすと云ふ。後數十年を經て蘭人來る、蓋し蘭人の東印度諸島に航せるもの、初めは個人若は商船にして個々單獨なりしが、二千二百六十二年に至り荷蘭東印度會社を設立し、二千二百六十九年にはモラッカ島に據れり。然るに之より先き、葡人は已に東洋に於て貿易の專權を得たりしかば、遂に双方の利益衝突し、蘭人は葡人の借地なる澳門を攻めしが、敗れて澎湖に遁れ之を占領し、又爪哇島バタビアを根據となせり。之が爲め、マニラ支那間の貿易を危ふせられ、葡人は澳門日本間の通商を害せられ、支那も亦澎湖を奪はれしが、二千二百八十四年蘭人と條約を結びて蘭人は遂に澎湖を去り臺灣に入りぬ、此時日本人既に島内にありて權力を占めたりしかば、蘭人は漸次日本人を壓迫せんとし誘洋の術を以て鹿耳門頭の地を得、砲臺を茲に築きて「ゼーランヂヤ」と云ひ、次て赤嵌城を築き、而して海上數十艘の軍艦を從へ二城の連絡を圖り往來の船舶を捕へ掠奪を擅にせり。日本甲螺（日支人の臺灣を根據となせる一團の自稱）前後抵抗を試みしも共に其破る所となり、本島は全く蘭人の占居する所となれり。

當時既に西班人はマニラを根據として臺灣との貿易を營みつゝありが蘭人の此舉に反撥して、其支那マニラ貿易を保護せんが爲め、二千二百八十六年基隆淡水に城を築き、蘭人に抵抗したりしが、二千三百二年八月に至り蘭人の逐ふ所となりたり、而して蘭人は、二千三百八年北東岸の平地に於て、村落五十庄を歸化せしめ淡水地方に一宣教師を居住せしめたりと云ふ。當時蘭人統治權の及ぶ所、其區域に當て城廓附近の支那住民は素より、蕃人の部落に至るまで二百九十三村を數へ、其の統治せらるゝものは日本人、支那人及土人なり、當時支那人の既に移住せるもの甚だ多く、蘭人統御の下に人頭稅を課せられ又之が保護の下に於て狩獵若くは農作を爲し、狩獵稅及地租を拂ひ居たり。蘭人は如是して拓殖を奬勵せしかば、南支那より亂を避けて移住するもの甚だ多く、二千二百八十四年より二千三百四年滿胡明朝を覆すに至る二十年間、支那渡來の家族は二萬五千に上れりと云ふ。次て十年に彌れる李自成の内亂ありしより移住民益々增加し、其勢絶大となり、蘭人も遂に之を制する能はざるに至れり。

【日本人の蘭人威壓】　當時在住日本人は先人者たるの故を以て、蘭人に租稅を納むる事を肯せず、蘭人も亦法令を日本人に勵行する能はず、後寛永四年に當り、長崎の代官末次平藏の商船澎湖にて蘭人の掠奪に遇ひしかば、平藏は長崎の武人拍原太郎左衞門及船長濱田彌兵衞に囑して報復を圖らしめたり。太郎左衞門彌兵衞等二千二百八十八年（寛永五年）鹿耳門に著し、一舉直に領事館に闖入し、自ら領事を拉して賠償を求め、領事の子五人を質として歸る、之に依りて蘭人の勢一時に衰へ、次て鄭成功の來攻に依り遂に蘭人を驅逐せり。蓋し當年蘭人政府は東印度會社管轄の下にありて、支那海上の海賊的掠奪に巨利を博したるのみならず、眞正の貿易に至りても巨額の收利を見たるに拘はらず、營利商社の常として永遠の計を慮ることなく、沒々目前の費用を節約して、兵員を汰し兵艦を減し、又兵力を强くして他の侵略を防禦することを怠りしを以て、鄭成功の來襲に一敗地に塗れ、憐むべし赤嵌城の名空しく存し、徒に當年紅毛の榮華を追想せしむることを怠りしを以て、鄭成功の來襲に一敗地に塗れ、憐むべし赤嵌城の名空しく存し、徒に當年紅毛の榮華を追想せしむるのみ、蘭人の茲に至る三十有餘年權花一朝の夢なりしなり。

【鄭成功の臺灣經營】　襄に蘭人に驅逐せられし日本甲螺何斌は、厦門に行き、當時茲に割據したる鄭成功に說き、臺灣を伐たしむ、成功は鄭芝龍の子、母は日本人田川氏なり。號して國姓爺と稱し、衆を率ふる信賞必罰にして、士

卒之が用を爲すを樂しむ。父芝龍の明に叛きて清に降るや、涙を揮つて儒服を孔剛に焚き「殺父報國」の四字を大
族に書し、次て自ら忠孝伯招討大將軍と號し、兵を閩澳に出し南京を定めんと欲し、大擧して勢破竹の如く、囘天
の事業正に成るに垂んとして時遂に利あらず、失意厦門に歸りしが、此時に當り日本甲累何ぞ臺灣を取て、以て其
の本據を建つ可きを說く、時に二千三百二十一年春三月、成功兵四萬、船三百五十艘を率ひて赤嵌城を攻む。蘭人
數十門の大砲を備へたる軍艦を操縱し、之に當りしが既にして移住の支那人成功に內應し、內外之れを攻め赤嵌城
を陷れ次て安平城を降し遂に蘭人を驅逐し、赤嵌城を增築して之に居り安平鎭と稱し、臺灣を名付けて東都と號し
臺灣城を承天府と稱し、天興萬年の二縣を置き明の正朔を奉じ銳意明朝の恢復を計る、既にして明帝緬甸にあり吳
三桂の爲めに弑せらるゝを聞き成功憤惋して死す。成功の一子鄭經、後を嗣き號を東寧と改め、二縣を二州として
安撫司を置き、以て行政の基礎を定め、兵を練り食を足し且つ耿世忠と連衡し兵を漳泉に出して恢復を計れり。然
れ共此時滿淸已に天下を征服し、大勢利あらず世忠は降り、大厦の倒るる一木の能く支ふる所にあらず、二千三百
四十一年鄭經は空しく囘天の志を齎して逝きぬ。幼子克峽立ち、劉國軒補佐して大に武備を講ぜしが、二千三百四
十三年に至り淸將施琅大擧して來り攻め、國軒自ら澎湖を守り諸將をして他を守らしめ、別に兵二萬を以て林陞に
附し基隆に行き後計を爲さしめたりしも南風競はず澎湖先づ破れ、國軒遂に克峽を奉じて降り、施琅舟師を統へ鹿
耳門に至り、其降を受け、次で林陞又敗れ二千三百四十四年（康熙二十二年）臺灣遂に淸國の手に歸し、鄭氏の功業
六十年にして亡べり。今を去る約三百年前のことなり。

【淸朝治下匪亂相踵ぐ】　康熙二十二年かくして、臺灣が正式に淸國政府の版圖に歸するや、東寧の名を更め曾て荷蘭
人が海峽中の一小島に命名したる臺灣の文字を以て、全島に名つけ其の首府を臺灣府と號し、分巡道一員を置き臺

厦兵備道と稱し厦門、臺灣を半年毎に駐在し、外福建佈政使に隸屬し、內文武を總督し行政及兵備の責に任じ、且
佈政使及按察使をして兼て學政及司法を掌らしむ。全島を臺灣、諸羅、鳳山の三縣に分ち縣下の學政を司らしめ、
學官及文武廟を建て、之に附屬せしめたり。別に海防同知廳あり水師の汛防と協力せしめ、海岸防備上の行政を管
理せしめたり。又武備は道臺の下に隸する總兵をして之を總轄せしめ、更に守備管區を府城、安平、南路、北路、
澎湖の五管區に分ち、水師副將二、參將二、以下兵員一萬を以て之に配布し、且つ之を各地に小分し、汛防と爲
し、警察の任務をも行はしめたり。之等制度は大概淸國の制と同じ、以上文武の諸官より兵丁に至るまで、皆三年
更替の例に依り、內地より換班渡來せるものに係れり。而して渡來する者は、官民を問はず家眷を同伴するを許さ
ず。蓋し淸國政府の意、眞に臺灣の開發を爲さんとするにあらずして、唯克服の地を捨てざらんとするにあるの
み、故に此間の消息は凡て政治に現はれ、臺灣の施治に關する拋擲と無責任は本國の夫より甚だしく、爾來二百有
餘年政府の施したる事業は一も之を見るに足るものなく、近世劉銘傳に至りて些か爲すあらんとせるのみ。此の間
に於て若し氣風展け、產業進みたりとせば、支那內地より移住したる人民自らの活動に外ならざるなり。卽ち國初
施琅の上奏文を見るに、當時全臺の戶數約三萬人と稱せしも、戶口調查に依れば僅かに一萬六千人に過ぎざりしに
拘はらず、爾後二百年間は支那民族が、大濤の如き勢を以て移住せるものにして、遂に現今目睹するが如き、多數
の支那民族蕃殖の因を爲したるなり。而も行政組織は嚴然として具はり、文武員辨は年期を切りて交代するに拘
はらす、治平相踵き、氣弛み、力沮み又帝意を受けて國初の綱紀を振張するなく、地方長官は唯賭博と、收賄の奸
黠に終始するのみなりしを以て、康熙三十五年吳球先づ亂を新港に起せるを始めとし、四十年には劉却、諸羅縣に、
六十年には朱一貴臺南に亂を起して全島を風靡し、雍正九年には鳳山の吳福生、乾隆三年には許國珠楊文亂、同五

十一年には林爽文嘉義彰化地方に割據し、六十年陳光慶、嘉慶五年汪降叛き、七年には海賊蔡辛厦門を襲ひ、十二年には同樣海賊朱濱蘇澳を犯し、十五年には許北、十六年には臺北に高嫂、道光二年林永春同十二年には嘉義の張丙、咸豐三年には鳳山にて林供、宜蘭にて吳磺等亂れ四年五年十一年同治十一年光緒十四年に施九啓等亂を彰化に起せるに至るまで大小の叛亂實に二十餘回に及べり。

【朱一貴の叛亂】　就中その最たるものを朱一貴の亂とす。蓋し本島匪亂の最も大なるものにして、又代表的のものなるを以て、之を究むれば本島匪亂の梗概に通ずるを得ん、今その概略を述べん。

一貴は長泰の人、游手無賴にして渡臺し、差役となりしが免せられて鴨を飼ひて生を計る。奸民の來りて過ぐるものあれば一貴輒ち鴨を烹饌に具へて之を歡待し歡を盡せり、時に承平日久しくして守備解頹し、防警廢弛す。一貴之を輕んず、是歲鳳山令缺け、知府王珍縣篆を攝し、政を次子に委ね、收斂を極めたり。奸匪之を口に藉きて人心を搖惑す。黃殿なるもの無賴漢李勇、吳水、鄭定瑞等と約して一貴を見て曰く、今地方長官は、但賭博に沈湎するを知るのみ、兵民亦瓦解せり、大事を舉げんとするは此の時かと、一貴曰く然り、吾姓朱なり若し明裔なりと云ふを以て鄕村を聳かさば從者多からんと。乃ち一貴を推して黨首と爲し幟を立て、大元帥と書し、夜岡山を出て諸汛を襲却せり、南北路の奸民共に蜂起して之に應し、勢破竹の如く兵丁又內應する者多く、遂に臺灣府を陷る、道臺梁文煊、知府王珍等文武百官皆官を捨て、澎湖に遁る、唯淡水守備陳策、義民を募りて固守し滬尾の一角賊地たらざるのみ、兵を擧げてより僅かに七日にして全臺殆んど朱一貴の手に落つ。是に於て、朱自ら中興王と稱し、永和と號し大に群賊を封す、文武百官の澎湖に遁れたる者稟して急を福建總督滿保に告ぐ、滿保變を聞き厦門を以て臺灣の咽喉を控制し得と爲し、親しく厦門に駐し、作戰計畫を立て南澳の總兵藍廷珍をして、水師提督施世驃と澎湖に會し期を剋して討戰せしむ。又金門守備李燕、北路營守備劉揚をして海路淡水に星赴して應援せしむ。世驃は王珍と澎湖に會し、兵三萬、戰艦二千六百艘を率ひて發す、時に賊中內亂起り、加ふるに淡水にありては陳策、鄭勇を招來して要害を固守し、諸羅に在りては義民興起して縣域を興復す、世驃等又鹿耳門に上陸し、直ちに賊を破りて安平鎭を復し、卽ち令を下して殺掠を禁し檄を傳へて招降す、閭里の百姓所在「大清良民」の旗を立て、風を臨んで降る。廷珍進んで府域を復し世驃も亦西南の賊を破りて之に會し、朱の黨遂に四散して一貴乃ち灣裏淫に走る、義民之を溝尾庄に圍みて之を擒にし、餘賊悉く之を剿し得、是に於て北路二百里悉く平安に歸したり。此一貴の反亂は臺灣國初の大亂にして其の原因を研むるこき臺灣匪亂の性質を明にし得へけんも詳細は之を次卷に讓らむ。

【諸外國臺灣に着目す】　清國政府か如是、消極退嬰的に殆んど臺灣を拋擲して顧みざる時に當り、歐洲列國東漸の勢は漸く大にして、支那海岸は之が爲め風濤鼎沸するの有樣なりき。而もその根據の要地こして臺灣に著目せるもの多く、此間に於て支那政府は北京官吏の威儀を示すこ、島民より進士秀才を貢進するの制を敷けるこ、漢人の蕃人侵略を形式的に抑制せる外、何等施設する處あらざりき。況や蕃人に對しては、何等文明の惠澤に浴せしむる能はざるのみならず、却つて生蕃を驅りて、益々山地に窮迫せしめ、一切の人類を敵視し同族以外の者に遇へば必ず之を殺さむこするに至れり。從て海上難船せる舟人等の漂著せば支那人こ生蕃人の爲に財寶は掠められ、生命は必ず奪はるを常こし、本島は其海峽の風濤と共に世界船舶の一大恐怖地たるの感ありき。例へば天保十三年には英船アンガ淡水の南西に於て破船するや、漂流者五十七名は支那人の爲に斬首せられて財物は凡て掠奪せらる。福建巡撫は英國公使に嚴談せられて謝罪せるのみ、安政五年英船ラルペンド號が臺灣南方に破船するや、其漂流人は生蕃の爲

に殺され或は捕へられ、奴隷として賣買せられ、萬延元年、普魯西亞軍艦エルベの水兵が上陸するや、生蕃の銃撃を蒙りたるを以て船長は直に之を破撃し、且つ多數の水兵を上陸せしめて土蕃を銃撃せり。慶應三年打狗附近の海濱に坐礁したる米國船ロウヴァの乘組員が、盡く牡丹社蕃人の爲めに殺害せらるゝや、米國公使は其の報酬を北京政府に求めたるに、支那は臺灣南部を化外の地なりと稱し、米人自ら其の報復を行ふべしと答へたるを以て、米國艦隊の一分隊は打狗より陸戰隊を上陸せしめ牡丹蕃を攻撃し、其後米國領事ルジャシドルを使節として牡丹社酋長トキトクミと和親條約を締結したる事例あり。

【明治七年の臺灣征伐】　明治四年琉球宮古島漁民の商船が臺灣の南岸にて破船し、其乘組人五十四人牡丹社蕃人の爲めに殺害せられ、生存する者數人、萬死の中に一生を得て逃げ歸れり。政府卽ち之を北京政府に照會せるに、彼は曾て米國政府を飜弄せる如く、臺灣は化外の地なるが故に、支那政府は責に任ぜずと答へたり。既にして明治六年雨び同一兇變ありしかば、日本政府は自ら生蕃を征伐せんと欲し、明治七年事務局を開き、參議大隈重信を總裁とし西鄕從道を都督とし陸海軍を率ひて進發せしめ、米國海軍士官カソモン及ワットソンを海軍補佐とし、前の厦門駐在米國領事ル、ジャントルを外交補佐とし多くの外國船を傭ふて軍隊糧食を送らんとす。卽ち三千五百人の兵士を載せたる日本艦隊は其の準備に混雜せしが間もなく出發し、今の恒春附近に到りて、兵士を上陸せしめ、途に牡丹社の蕃人を擊撲して深く內地に入りしかば、蕃人の抵抗に遇ふて挫折するならんと信じたる在臺支那人及清國政府は、大に狼狽し多數の兵器、兵員を臺灣に送らんとし、兩國將に開戰の形勢を呈したり。我政府素より清國と戰端を開く目的あらざるに依り英國公使の仲裁に依り、清國政府は日本政府の行動の公正を認め、且つ撫恤金を出し、且つ日本人の臺灣に經營したる街道家屋の費用等を賠償し事件の解決を見るに至れり。此時清國政府は、上海天津にある英佛人の議論を聞き、日本の臺灣征伐は其實內亂の危險を外に洩らさんが爲に清國政府と戰はんとするの端緖を得る爲めに、臺灣を其の踏石たらしめしんとしたるにありと爲し、臺灣の極めて危險の地に立てるを知り、漸く力を臺灣に用ひんと欲するに至れり。

【佛國の臺灣襲撃と臺政の刷新】　其後二千五百四十四年（明治十七年光緖十年）に至り、清國政府は直隸省陸路提督たり劉銘傳を福建巡撫に任じ、勇營十營を統率して臺灣の守備に任せしむ、蓋是、佛國は同治十三年（二千五百三十四年）東洋侵略の目的を以て先づ半開國なる安南に手を下し、佛安條約を締結し安南王を以て自主國王と爲し一朝事あるときは佛國之を幇助すべき旨を記せり、之れ清國の半屬國たる實權を防遏せんとするものなるを以て、清國も又之に對策を講ずる必要を認めたるが、遂に二千五百四十年兩國の葛藤となり、其結果天津條約を結び在安南の清兵を撤去することゝなりたるも、佛兵諒山鎭を占領せんとて行進せしに忽ち清兵と衝突せしを以て、佛國は二千萬ポントの償金を要求せるも、議調はず佛國は東洋艦隊に命し臺灣及福州を襲撃したり。清國も亦臺灣の侵略を蒙るべきを慮り劉銘傳を擧げて其守備に任ぜしめたりしが、是れ清佛戰爭の發端にして臺灣は之が爲めに大影響を受けたり。卽ち二千五百四十四年八月四日佛艦基隆襲撃を始めとし、以後基隆及滬尾相嗣て兵火を蒙れり、同日佛艦九隻基隆を攻撃するに當りては銘傳自ら基隆に來り諸兵を督し接戰す、二沙灣以下三所の砲臺先づ陷り、佛軍二沙灣より上陸せしも銘傳力戰して之を拒きたるを以て、佛軍力を逞ふする能はず退いて艦に歸り滬尾に向て去り、八月十三日滬尾を砲撃し其大小砲臺を破壞し直に上陸せり、清兵力戰之を拒ぎたるを以て佛軍も進撃する能はず退て滬尾海口を封鎖せり、八月十七日に至り佛艦十三隻又基隆に來襲す、清軍大敗し、佛軍遂に基隆を占領したりしかば、清軍退いて獅球嶺、月眉山、大武崙山に據りて拒守す、十月廣東の援兵至り白米甕山及八堵を扼守す。十一

月援兵又至り一時勢振いたるも、佛艦港内よりの砲撃は清兵の威怖する處となれり。此間佛艦は更にクルベー提督率ひて澎湖島を封鎖し福州媽尾を砲撃し、南洋水師を破りて大に勢を得たるも、佛國政界戰休二派に分れ戰機を阻喪したるこゝ一再に止らず、佛艦は遂に媽尾を捨て、澎湖に待命したりしが、本國の命令作戰の支捂を來しクルベー提督をして澎湖島に憤死せしむるに至り、次てフェリー内閣倒れ和議成り天津條約十箇條を締結したるも佛國は前約の償金を得る能はす獨り安南の屬邦たるこゝを公認するに止り、整年五月佛艦は基隆澎湖の封鎖を解きて去れり。同十一月劉銘傳六堵より臺北に凱旋し蕪政を見るに至れり。

同年八月臺灣を以て獨立行省こなし、專任巡撫を置き福建巡撫たりし劉銘傳を以て之に任し臺灣經營の責に當らめ別に布政使を置き財政事務をを擔せしめ、又臺南駐在の道臺を以て專ら按察使を兼ねて司法事務を分擔せしめ臺灣行政の大擴張を爲せり。詳細は次項に述べむ。

●清國治下の行政組織

【一般行政機關沿革總說】　清國の制度に據れば、地方行政の組織は、全國を分ちて省こなし、省の下に府あり、府の下に縣あり、又省に直隸の州あり、府に分府卽ち廳あり。總督を置きて、二省を統轄し巡撫を置きて一省の政務に任じ、巡撫の下に布政使を置き、財政に關する事務を掌らしめ、又按察使を置きて全省内の高等裁判を司らしめたり。更に府に知府あり、縣に知縣あり廳及び州に同知又は通判あり、巡撫に隷し地方行政に當るを定例こせり。其他巡撫の監督の下に道臺ありて特殊なる地方行政を掌理し、學政提督ありて、學問教育の施設に任ぜり。臺灣に於ても此の清國行政機關構成は略之を踏襲せられたり。卽ち康熙二十三年清國の臺灣を版圖こなすや、卽ち一府を設けて、臺灣府こ爲し、之を福建省の下に隷せしめ、府下に縣を置き、後廳を置けり、故に當初臺灣に於ける文治行政の最高機關は、府治にして、福建巡撫之を管理せり。然るに臺灣の地勢遠く支那の本土こ海洋を隔て、且つ澎湖列島を兼屬し、平定日淺く人心定まらざりしを以て、文武兩權を掌握せる臺廈兵備道卽ち道臺を置き、廈門及び臺灣に每半年交代して駐在し、臺灣に於ては特に巡撫の任務を代理する等特別の權能を有せしめたりき。蓋し當時の事務は、臺灣内地の靖平を保つこ共に、臺廈間の海患を掃蕩するに在りしが故に、一道臺をして廈門臺灣を兼轄するを便こしたるに由る。而して別に海防同知を置き、海口の稽査を司らしめたり。康熙六十年、臺灣に於ける文牾武擧の餘弊發して朱一貴の大亂こなり、全臺の禍亂こなりしより、大に臺政を刷新し縣及び廳を增設して、專ら力を内治の統一に注ぎ、新に巡視臺灣觀察御史滿漢各々一員を置き、一年毎に交代して、臺地を巡視し其の行政を監督せしめ、（後乾隆十七年、改めて三年に一次巡視する事こし、必しも留駐するこゝを要せざる事こせり）雍正六年、臺廈道を改め臺灣道こなし、專任臺灣道臺を置けり。

爾來同知の末年に至るまで、臺灣内地の拓開に從ひ、廳縣の添設ありしも、大體の行政機關に於て變遷なく、其の實行政の運施に於ては殆んご等閑に附せられしが、明治七年、我が蕃地征討の擧ありしより、清國政府は、爲に大に刺衝を受け、此の年臺地善後の計を爲さんには、巡撫を移駐して責任を專らにし、以て永遠を經せんこの理由に依り、巡撫を臺灣に移駐するの議ありしも行はれず。唯福建巡撫は、每年夏秋二期本省に在り、春冬二期臺灣に分駐するこゝこし、光緒元年、一府を改めて臺灣臺北の二府こしたり、次で光緒十一年八月、清佛戰爭の結果こして益々臺灣の地位を等閑にすべからざるを覺り、獨立の一省こし專任巡撫を置き、別に布政使を置き財政事務を分擔せしめ又舊臺南駐在の道臺を以て專ら按察使を兼ねて司法事務を分擔せしむ。更に省下に、臺南、臺灣、臺北の三

府を設け、臺東を直隷州とし、臺灣の文治行政機關に一新を見るに至れり。

今改隷直前に於ける之等機關を表示せば次の如し。（縣に知縣、廳に同知を置く）

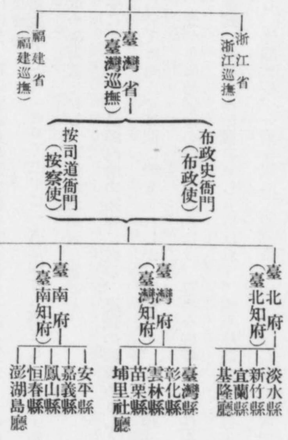

【中央行政機關細說】

一、撫臺衙門（巡撫）　撫臺衙門は臺灣中央行政機關にして巡撫（撫臺）之を治す、往時臺南に所在せるも劉銘傳巡撫ごなるや、其位置を臺灣中央の地なる臺灣縣下大墩（今の臺中）の地方に卜せり、然れども其建設は大事業に屬するを以て、其設備中は臺北の行臺に於て事務を辨ぜしが、後部撫臺の時に及び諸事縮少につれ中央貫通鐵道敷設の議を中止し臺北を以て省會首都の地ごと爲すに至れり。

(一) **組織**　文武に分ち文官組織にては、文按委員。巡捕官。戕叶吟（差官）。の官あり、又分課に擧務房。戶房。吏房。禮房。兵房。刑房。工房。承發房。東號ありて事務を分掌し各課に必ず首書一人あり、幇書あり而して吏、戶、禮の三房には左典史あり、兵、工、刑の三房には右典吏ありて之を管理せり。其他幕友あり、或は司法裁判の顧問ごなり或は行政施治の商議に參與せしむ。巡撫の私に聘する所に係るか故に定員なし。尙他に家丁あり、門政、簽捕、按牯、堂事用印、內外跟班、烏紅筆、書稟、差役卽ち之なり。

武官組織にては中軍參將官一員（副官）欽差隨員記名提督四十員武巡捕二員差官四十員號房千把總十員、才什格十員、洋號房十一人、護衞哨官、哨長各一員、什長、護勇、親兵、俠勇、長史計百七十六人を以てせり。

(二) **巡撫の職權**　臺灣に專任巡撫あるは光緒十一年臺灣を以て省會ごと爲したる以來なり。舊時臺灣に鎭道文武の兩官あり恰も兩頭政治の觀あり、一年春冬二期臺灣を巡視するの例なりしが、淸佛戰後專任巡撫を置きたるの經緯は既に記したる處の如し。

大淸會典を案ずるに、總督は文武を統轄し軍民を統治し、巡撫は敎養刑政を綜理するのみ、而るに臺灣巡撫は特別の委任を以て總督の行ふ所を兼轄し殆ごと總督の權限を掌握したり。之れ特例なるが今職權を列記するに次の如し。

一、省中行政司法一切の政務を綜理す
一、高等裁判を合議處辨す
一、省中海陸軍務を節制す
一、撫墾事務を直轄す

一、軍器製造所（機器局）を管理す
一、州縣の廢置を爲す。
一、文武官を任免黜陟す
一、歲入歲出の決算報告を爲す
一、稅關を支配す
一、學政使を兼務す

(三) **附屬官衙**　撫臺衙門に附屬する主なる官署に次の如きものありたり。

法　審　局	常設せず一年一回秋期に撫臺衙門内に開庭し、撫臺、藩臺、按司道、合議し上告事件を審査決定す。事務員は撫臺衙門六房の吏之を司れり。此法審局の新設は、臺灣司法上に於ける一大改革なり。則裁判手續、上促莊は在臺府縣道に於て擬律したる上、福建の按撫を經過して北京三部院に上申し、然る後最終決定を得て又順次に遞下し來る爲め事件遲滯し、且未決犯の如きは累積して府道の分は其の入費に堪へず、隨て私に刑死し若は獄裡に苦死せしむる等の積弊に堪へざりしが、是に至り裁判事務に敏速を加へ積弊を改むるを得たり。又司法裁判上法審局は事實最終の審跡を與ふるものなるが、而も司法と行政とを區分せざる國柄なるか故に同時に下級司法の監督を兼ねたり。之が爲めに司法の公平を維持したる事少からず。卽ち縣府に於て壅に賄賂に因りて事を決するときは法審局の裁斷によりて廢棄せらるゝのみならず同時に譴責を被りたり。
撫　墾　局	撫墾局は光緒元年設立せられたる所なるが、劉銘傳巡撫となるに及び、大に之を擴張し林本源を以て幫辦とし自ら之を總辦したり、大嵙崁、東勢角、埔里社等十六箇所に分局を配置せり。組織は概して委員一名幕友三名局勇五名番奚一名醫生、猺頭人其他厨夫あり其の事務は通事番婆をして番人に物品を給與し鬻租を勸誘せしめ之に隨ふものには米穀、酒肉鹽及菜料を給し且つ猺頭を行はしめ殊に年末には衣類若は牛豚を下賜せり、又、父兄に口糧を供し其子弟をして臺北に來り蕃學堂に入り土語官話及簡易なる讀書を教へ其頑蒙を啓發せんとせり尙撫墾局に伴ふて、物品交易所を建て、各地より番人に輸出するも及番人の窳し來るものは凡て交易せしめ民人の私に授受買賣する事を嚴禁せり蓋し前述事若くは挨拶なる漢人は銃器彈藥等の危險品を番人に密輸し、若は彼を詐て隘勇の利を占め紛擾を惹起すの端緒たりしこと多かりしを以て之を嚴禁するに至れるなり。蕃界警察の一端として隘勇の制度を設けたるも後述すべし。

全臺營務處	全臺營務處は全臺の參謀事務を辦する衙門として各地の營務處を總轄す。其職員は總辦營務處候補道一員、幫辦候補府一員、提調官補縣一員、武巡檢、傳號房、護勇、親兵、等五十三人の定員とす
軍械機器局	軍裝機器局は臺北に在り記名提督を以て其長官とし、百人を以し、職工を雇ひ、軍器及其他の機器を製造せしめたり、伐木局及製炭所も亦總器局の管轄する處なり、劉時代は巡撫の直轄なりしが後布政使の管轄する處となるに至れり。

二、藩臺衙門（布政使）

(一) **組　織**　藩臺衙門は亦布政使衙門とも稱し、布政使の行政廳なり。其組織は下に布經歷、布照磨、庫大使、文按委員、監印官の官あり、各事務を分掌し又戶、禮、吏、兵、刑、工、承發、東號の分課あり、各首書幫書あり庶務に從事す。別に錢席幕友あり、布政使財政上の顧問として聘せらる。臺灣には新設の事業多かりしを以て臺灣の布政使は多くの行政機關を掌轄せり。卽ち次の如し。

茶厘總局	茶の厘金徵收所なり分局を各地に置く
稅厘總局	百貨厘金徵收所なり分局を各地に置く
鹽務局	鹽務の統局とし臺北にあり分局を各地に置く
樟油局	臺中に分局を置く
支應總局	會計を司る臺北に總局臺南に分局あり
善後總局	男兵の糧食を發給す
軍火總局	兵器庫なり臺北に本局臺南に分局あり
火藥總局	火藥庫なり臺北に本局臺南に分局あり

電報總局	臺北に本局各地に分局を置く
郵便總局	臺北に本局各地に分局を置く

(二) 布政使の職權　布政使は從二品官にして、巡撫と位記相下らず臺灣を福建に隷せしめし以來、臺灣の財政は福建布政使の兼攝する所となりしが、雍正六年臺灣道を設けしより布政使事務の一半を道臺に歸して辨理せしめしも、光緒十三年始めて專任布政使の官を設け十五年二月に至り任命せらる、職權は次の如し。

一、省中一切の稅務但し海關稅を除く
一、土地田畝の整理に任ず
一、各省協餉（臺灣の歳入は其の歳出を償ふに足らざりしが故に大陸に協商して其の不足を補充す之を協餉と云ふ）を掌る。
一、兵器庫、火藥局、運信局、官醫、郵便局、電報局其他の附屬機關を監督す。
一、全臺の鹽務（臺南は特に臺南駐在の按司道に歸して兼務せしむ）を掌理す。
一、全臺の厘金を掌理す。
一、省中文武官一切の給與を掌る。
一、歳出入決算の調製及上奏を爲す。
一、知府以下の地方官に缺員を生じ代理者を定むるときは布政使先づ適任者を以て之に委す。但し此の場合巡撫に上申する制ありと雖も巡撫は認可を拒むを得ざるものとす。
一、知府以下の缺位を補任するときは、布政使按司道と聯名を以て巡撫に上申し、巡撫は之に依て總督を經由し上奏するものとす。
一、知府以下の各官を監督し、其成績は三年毎に按司道と聯名を以て巡撫に上申し巡撫は之に依て總督を經由し上奏するものとす。
一、知府以下の各官を監督し、其成績は三年毎に按司道と聯名を以て巡撫に報告し、審定の上更に中央政府に上申す
一、知府以下各官の罪蹟を發見するときは、按司道と協商して先づ其官を免じ、一面巡撫を經て劾奏す。
一、民事に關する訴訟にして、府縣の審斷不當と認むるときは巡撫に提控することを得。

三、按司道衙門（按察使）

(一) 沿革及組織　道臺の開ける衙門にして臺灣府城内（臺南）に在り、國初康熙二十三年の開設に係る。按察使を兼ぬるが故に按司道衙門と云ふ、其組織は按司獄あり獄務を司どり、左典史右典史六房文巡捕武巡捕幕友を備ふ。既に述べたる如く國初道臺は臺灣を統轄し、半年臺灣に駐在し半年厦門に駐在し、臺厦兵備道と稱せり、康熙六十年兵備の職を解きて臺厦道と改め、雍正六年、又臺厦道を改めて臺灣道となし、專ら臺灣に駐在し臺灣始めて專任道臺あり、當時道臺は兼ねて船政を督し哨船工廠を設けたり、（同治八年福建馬尾の船廠成る、光緒元年以後は臺灣の船廠を廢して之に移せり）其他民刑事務の如き、原と按察使の職掌なりしも、臺地の海外孤懸なるの故を以て、道臺は按察使を兼ね民刑事務を處理せり、乾隆十七年に至り學政使を兼す。或豐十一年全臺厘金局を設立するに及び、均しく道臺の兼管する所となる。同治十三年日本征臺の役あり、臺地戒嚴を布くに及び、道臺は

全臺營務參謀本部及び支應總局（兵站經理本局）の事務を處理し此に至り按察使を兼ねて司法事務の主腦となり、從前所管の事務は概ね布政使に歸するに至れり。

(二) 按司道の權限　今斯る變遷を經て道臺の權限に遺留せられものを列擧すれば左の如し。

一、全臺民刑事の控訴事務を掌理す

一、知府以下の行政を監督す（布政使主にして道臺は副なり）

一、臺南營務處を主管す

一、臺南鹽務を主管す（布政使と協合す）

一、臺南厘金を主管す（布政使と協合す）

一、臺南地方に於ける救郎及育嬰を監督す

一、臺南地方の義塾、社學書院を監督し其の教師を任免す

一、臺南學宮府學縣學を監督す

【地方行政機關細說】　劉銘傳の時代に於ける府及縣、府經歷、縣廨巡檢等地方行政機關の組織權限は略々國初規制する處と同しきを以て今之を次に記さん。

一、府衙門（知府）　**(一) 沿革及組織**　知府の行政廳を府衙と稱す。臺灣に於ては古來知府を以て地方長官と爲せり、國初一府なりしを以て知府一員を置き、各領域の行政事務を總攬せしめたるが、後二府に岐ち其の職責も略同しかりしが、臺灣分省後は一部の事務は巡撫自ら之を掌理せる爲め、職責の一部に變更を來すを免れざりき。

衙府衙門に於ける分課八房は縣衙門に記述せる處（八三五頁）と略同しきを以て省略す。

府衙門には知府の外に左の諸官吏員を設けたり。

府經歷	知事の命を受けて府庫の管理を爲し、兼ねて知府の普通事務を代辨す。府經歷は又府衙門外別に衙署を開き之を經歷廳と云ひ、總書、皂隸、其他を置く
幕友（刑席幕友、錢席幕友、書啓、賬房等）	知府の幕僚として、刑席幕友は刑事、錢席幕友は民事に關し審判の內議に預るものとす。幕友は知府の私に聘する所に係る故に賬房の如きは多く其の親戚を以て之に充てたりと云ふ、一般行政事務に就ても是非を論決し指令案の如きは主として其の起稿に係ると云ふ。書啓は知府の私文案を掌り、賬房は會計を掌理するものなり。
左右典史	左典史は吏戶禮三房の首長となり、右典吏は兵刑工三房の首書にして各三房の執務を指揮監督す。右典史は首書の故參にして事務熟達なる者を選み知府より布政使に、布政使より總督又は巡撫に上申して試驗を爲し然る後中史政府に上申任用するものとす。多く布經歷等の候補者を以て目せられ、首書を兼ねるものにあらざれば事務を分擔せざりしと云ふ。
首書及幇書	首書は幇書の故參にして事務熟達せるものを推擧し知府の認許を受くるものとす。幇書は清書の事務熟達せる者を首書より上申して官簿に登錄せるものなり共に知府又は幕友の命を受け文書の洋書文案の起稿を掌理す。
清書	首書又は幇書の監時に雇用するものにして首書又は幇書の命に依り文書の洋書を掌理す。
門政	人民の願伺屆書等を受け又人民の訴を直接聞き知府に傳遞す。
家丁其他（按帖）	受付にして紳士若くは官吏の知府に面會を求むる者ある時取次く。
（簽押）	官印を保管し、命に依て之を捺するものとす。
步快、皂隸、馬快	共に知府の命を受け奔走する所謂差役にして補盜の事を以て常職とす。强て之を區別すれば

歩快は卽ち犯罪人を捕縛し、皂隷は法廷にありて實を白せざる者を笞つの役を爲し、或は笞刑の執行民事裁判の探偵となる馬快は重罪犯の探偵にして、强盜土匪の類を捕縛さるを以て其職の最重とす故に此の役には嘗て强盜土匪の群にありし者を採用するを例とせりと云ふ。

(二)　職　權　知府の職權として定められたるもの大凡次の如し、

一、知府は命を巡撫布政使に受け按司道と協合して以て管內の行政事務を統轄す。

一、管內地方官を指揮監督し、其の成績は三年毎に布政使若は按司道を經て、巡撫に報告し其だしき不法の所爲あるを發見したる時は巡撫に彈劾す。其他本官にあらざる者の進退は之を專行す、管內地方官に缺位を生ずるときは布政使若くは按司道に上申し後任の定まる迄適當と認むる者に代理せしむることを得。

一、按司道事故ある時は普通事務の代理を爲さしむる權を有せり。

一、管內の抄封叛產を管理す。

一、租稅徵收の期限を決定す。

一、鹽務局の提調官となり事務を幇助す。

一、歲科の提調官となり事務を幇助す。

一、歲科の先考を執行す。

一、官祠廟祭典の主祭と爲る任を有す。

一、書院を設置管理す。

一、義塚を監督し其葬事を委囑す。

一、各段の總理簽首副簽首を委囑す。

二、縣衙門(知縣)　臺灣の地方行政機關としては更に知府に隷屬せる臺灣(臺南)、鳳山、諸羅の三縣あり、其長官は知縣なり。臺灣縣は三縣の首縣にして中央にあり、其衙門は府城內鎭北坊に置けり、其所轄は四坊二十里一保二莊なり(後安平縣となり三十四里四堡一城市を轄するに至る)鳳山縣は南路の縣治にして、其衙門は國初府城內興隆莊にあり(後鳳山に移る)其所轄は八里七莊なり、諸羅縣は北路の縣治にして、其衙門は國初府城內にあり、(康熙四十三年今の嘉義に移轉す)其所轄は四里七堡十七莊なり、尙縣下の附屬行政機關としては國初臺灣縣には縣承衙門(府城內にあり、雍正九年羅漢門に移る)典史衙門及び縣學教諭あり、鳳山縣には、縣丞衙門(萬丹にあり)、典史衙門、巡檢衙門(大崑麓に在り)及び縣學教諭あり、諸羅縣には典史衙門、巡檢衙門(鹽水港に在り)及び縣學教諭あり。其後地方行政區劃に變動を來したることは次に記する處の如し。

(一)　知縣の職權　知縣は下級の行政官たるを以て管內の行政司法の事務與り知らざることなし。例示せは左の如し。

一、管內の民事刑事を裁判す

一、租稅徵收を管理す

一、知府及上官の指揮監督を受け一縣の行政を管掌し意見を上申す
一、部下の官吏を指揮監督し其成績は知府を經て布政使に上申す
一、總簽首及人民の選擧したる簽首總理及び差役の選擧したる地保を認可す
一、歲科の先考を執す
一、書院を設置管理し春秋の丁祭を主管す
一、保甲團練冬防の專項を知府道臺と協辨す
一、救恤に關する事項を道臺知府と協辨す

(二)縣衙門の組織　知縣の下に隷屬する官員を示さは次の如きものありき。

典史	一人典吏は廳外に在りて別に衙門を置き捕盜廳と稱し、知縣の指揮監督を受け警察事務を掌理し、縣監獄を兼治す、知縣事故あるときは其尋常の事務を代理す、其吏役壯丁家丁等十二名なり
巡檢（縣丞）	一人巡檢は地方警察官にして、知縣の指揮監督を定け警察事務を掌理し、又其地方の義塾を監督す、其吏役隷屬壯丁家丁二十七名あり。縣丞の職責亦略之に同じ。
幕友	五人、本官にあらず　錢穀幕友一人　刑事幕友一人　徵比幕友一人、（縣の特有にして租稅徵收其他經濟の事に關して知縣の幕僚となる）書記、賬房各一人
左典史右典史	二人首書の故參者にして典史に昇進す可きもの

首書	八人、八房の長、本官にあらず
其他清書	百五十八人、房吏、本官にあらず
清書	三十人、書記、本官にあらず
差役	百一人步快、馬快、皂隷等を總稱す（職司は八三一頁參照）

(三)縣衙門の分課の組織　縣衙門（府衙亦略同し）の分課及其の事務分擔は次の如かりき

吏房	一、官吏の任免黜陟に關する事項 一、官吏紳士の任官忌明死亡等の報告に關する事項 一、典史の試驗に關する專項 一、幕友家丁の名簿を調製し其保管に關する事項 一、官吏の成蹟報告に關する事項
戶糧房	一、地租稅契及獻田租徵收に關する事項 一、國庫の支出に關する給與報告に關する事項 一、土地租稅の裁判に關する事項 一、知縣の交代に關する事項

體房	一、救恤に關する事項
	一、租稅減免に關する事項
	一、荒地の開墾及養水池の開築に關する事項
	一、銀錢僞造禁止に關する事項
	一、米作の豐凶米價の昂低晴雨等の報告に關する事項
	一、歲科試及縣の先考に關する事項
	一、鄉會試に赴くものに旅行券下附竝に其照會に關する事項
	一、鄉賢節孝の旌表に關する事項
	一、歷代の賢良名官の入祀配祭に關する事項
	一、國家の典禮其他儀制に關する事項
	一、修史に關する事項
	一、書院に關する事項
	一、郵遞局育嬰堂に關する事項
	一、祭事に關する事項
	一、武舉人の會試に赴くものに旅行券下附竝に其照會に關する事項
	一、武童の歲考に關する事項
兵房	一、驛傳兵站海防に關する事項

	一、海口出入船舶取締に關する事項
刑房	一、差役（警吏差丁）關する事項
	一、簽首總理地保任命に關する事項
	一、民刑裁判に關する事項
	一、重罪犯の刑執行に關する事項
	一、私審に關する事項
	一、罪犯報告に關する事項
	一、監獄に關する事項
工房	一、城垣、官廨、祠廟、兵營、砲臺、倉庫、道路、橋梁、港灣、河堤等の修築に關する事項
	一、鎖戶に免許狀下附に關する事項
	一、城廓修繕基本金（田園）管理に關する事項
車房	一、官租、塩餉、當餉、爐餉、廊餉、徵收に關する事項
	一、知縣の交代に際して縣庫引繼に關する事項
	一、外國人旅行保護に關する事項
	一、外國人に係る訴訟事件及其報告に關する事項
	一、縣庫の出納報告に關する事項

承發房	一、兵粮支給及兵を衙門に輸送する事項 一、文書往復に關する事項 一、代書試驗に關する事項 一、指令揭示に關する事項 一、期呈受付に關する事項
值堂房	一、裁判の通譯に關する事項
招房	一、裁判の口供筆記に關する事項

尙知縣衙門は司法上地方法院なるが故に裁判事務多端なるが爲め道臺或は知府に乞ふて發審委員の派出を得其事務を辨理することを例とせり。

【地方行政管轄の變遷】

康熙年代創定せられたる地方行政機關は、爾來二百有餘年殆んど之を繼承し大凡右の如くにして劉銘傳に及びたるが、其の行政管轄に至りては數次顯著なる變遷を遂げたるを以て之を左に記せん。

臺北縣

臺北府は光緒元年淡水同知を裁して設置し三縣一廳を管轄せり卽ち、

淡水縣は首縣にして其管轄は南中瀝より北水返腳に至る、光緒四年設置する所にして原と十四堡より成りしか、光緒十一年行省となり、基隆同知を設くるに至り、其四堡を割て基隆同知の管轄に歸せり

新竹縣は、光緒四年設置する所にして、大甲溪以北噹牛溪以南を管轄せしが十四年苗栗縣を新設するに當り、中港溪以南より大甲溪に至るまでを割て苗栗に屬せしめたり

宜蘭縣は、光緒四年舊蛤瑪蘭廳を改設せるものなり、營羅東に巡檢ありしか是に至り之を裁止せり、然れども縣閒に縣丞を置くこと尙は舊の如し

基隆廳は、光緒元年通判を置き通商煤務を管轄せしめたるに起りしか、十四年改めて撫民理蕃同知となし、基隆石碇金包里三貂四堡を管轄せり

臺灣縣

臺灣府は、光緒十四年の建設にして全臺灣府の首たるものなり、彰化縣の東北二十清里東大墩橋仔園地方に在り、其管轄は、臺灣縣、彰化縣、苗栗縣、雲林及び埔里社廳とす

臺灣縣は、府內の首縣なり、光緒十四年の新設に係り、彰化の管轄を分割せるものにして、東螺里社に接し、南雲林濁水溪に至り、西青、彰化の同安嶺に連なり、北、苗栗の大甲溪尾に至る、管內南投に縣丞を置き、葫蘆墩に巡檢を置けり

彰化縣は、雍正元年諸羅縣を分割して設置する所にして、始め臺灣に隷せしが、光緒十四年改めて臺灣府に隷屬す、東、雲彰交界の番挖港に至り、西、鹿港海口に及び、北、臺灣縣交界の大肚溪に至る、苗栗縣は、光緒十四年の新設にして、新竹縣知に就き中港溪以北大甲溪に至るの間を割きて設置せしものなり

雲林縣は、光緒十四年の新設に係り、嘉義の治を割き石圭溪水源より海口に至り、又彰化の治を割き濁水溪より蕃挖港に至る

埔里社廳は、彰化內山六社を云ひ、光緒元年開山撫蕃の議起るに及び、始めて大莆城に通判を置けり始め臺南府に隷せしが是に至り臺灣府に隷するに至る

臺南縣

臺南府、は原と臺灣府と云ふ、國初以來の府治なり、光緒十四年改めて臺南府と云ひ四縣一廳を所轄す

安平縣は、光緒十四年舊臺灣縣を改名せしものなり、東、內公館山蕃界に至り、南、鳳山二層行溪に及び、西、安平鯤身口に至り、北、嘉義交界の曾文溪に至る

嘉義縣は、舊諸羅と云ひ、乾隆五十三年林爽文の亂あり、縣民城守の義を守りたるにより、嘉義の名を賜はる、南、曾文溪に至り、西、布袋嘴海邊に至り、北、雲林交界の興化店に及ぶ、鳳山縣は、國初興隆里に在り、乾隆五十二年林亂平らき牌頭街に移る、枋寮に巡檢を置く、其管轄、東、羊勉山蕃界に至り、南恒春に及び、西、旗後に至り、北、安平縣に接す

恒春縣は、光緒元年の設置に係る、瑯嶠に在り、其管轄、東、臺東と接し、南、鵝鑾鼻に至り、西射溪海邊に至り、北、鳳山交界の率其溪に及ぶ

澎湖廳は、國初臺灣縣に隷屬、巡檢を置きしか、雍正五年間通判を設け彙ねて海防を督せしめたり、光緒十年八罩嶼に巡檢を置く、廳南十三嶼、廳東五嶼、廳東六嶼、廳東北七嶼、廳北八嶼、廳西北六嶼、廳西四嶼、廳西嶼六嶼を管せり

臺東直隸州　臺東州は、光緒初年臺防同知を卑姑に移したるに起る、十四年同知を裁し臺東直隸州となし水尾地方に駐在せしめんとせしが、地利便ならず始らく卑南に置けり
分治を卑南及び花蓮港に置き、前者を州同と云ひ後者を州判と云ふ

【最下級行政機關（即自治制度）】

一、**地方區劃**　清朝の治下にありては、州縣以下の地方行政は專ら自治の施設に委するを例とせり。本島に於ても大概之に從へりと雖も實際に於ては多少其の趣を異にせる處あるも已むを得ざるなり。而して臺灣に於ける地方區劃は次表の如く之を分つことを得べし。

縣廳管下
- 城市
  - 坊（街（家屋櫛比の處））
  - 堡
    - 段（街（家屋櫛比の處））
    - 境（戶々散在の處）
- 鄉村
  - 里（曾文溪以南恒春に至て地方）（街（家屋櫛比の處即ち町なり））
  - 堡（曾文溪以北宜蘭に至る）
    - 庄、鄉（戶々散在の處即ち村なり）
    - 鄉（一帶臺東に限る）（社（多く蕃人の部落たり））
  - 澳（澎湖に限る）

二、**自治機關**

(一) **總莊首及莊首**　城市に於ける自治機關は總莊首及莊首なりとす、臺灣舊時に於ける城市は府衙の所在地たる今の臺南市街のみを指すものにして、其後臺北にも府治を敷かれたるも、城市としての發達を認むる能はざるを以て茲には城市としては舊臺灣府に限るものとす。臺南市は之を六坊二按外に數段に分たれたり。各坊按段に總莊首を置き其下街境に莊首を置けり其任免、總莊首は城市有力の紳士之を推擧知府に稟請し、莊首は其街境の紳士各自に推擧し、所管の總莊首を經知縣に稟請し、共に認可を得て就任するものとせり。

其職掌。總莊首は

一、官命を承けて莊首に通知し且公約を立て、勵行を奬め
一、公安の事業を總辨し殊に保甲編成を監督し
一、管內の紛爭にして各莊首の調停し能はざる事件を處理す。

二、莊首は

一、總莊首に受けたる官命を民衆に下達し且公約の勵行に努め
二、公安の事業を處辨し、殊に保甲編成を管理す
一、管內に賜れる紛爭が一切の細故を調處すること等とす

(二) **總理及耆老**　城市以外に於ては總理之が執行機關たり、卽ち一大街或は數街庄の下に總理を置きたり。其の任免、總理は當該關係街庄の耆老卽ち地方紳士之を推擧し知縣に稟請し、認可を得て就任するものとせり公職にあらざるも公職の態を爲せり。從つて苟名舉職にして俸給なし。其の職掌は大概總莊首に等しく次の如きものなり

き。

一、管內事務の民事に關する訴訟勸解事務
一、縣廳に提出したる民事に關する訴訟の下附を受けこれを處辨する事（此場合に於て處辨の後知府に報告す）
一、人民に於て選擧したる耆老を上申する事
一、公共の事業を處辨し知縣の命を直接に受けこれを管下耆老に通知し更に人民に通知せしむ
一、保甲を編成し團練冬防を設立する事

右の外街庄社に耆老あり。文字あり名望あり或は財產を有するものに對する一般の稱呼にして官の定めたる名稱にあらざるも、街庄社中の事に與かり、總理の事務を補助す。

(三)　地　保　右の外康熙領臺の初めより下級行政に參與する名譽職にして地保と稱する公職（城市に在りては坊保、鄉村にありては鄉保と云ふ共に同じ）あり、耆老其他の推擧により官司の認可を得て就任することゝ總簽首簽首に同じきも必ずしも所轄を一にせず、鄉村の如きは便宜一里堡に一人を置くに過ぎず。創始の際は其の事務狹少ならざりしも總理の設けらるゝに及び地保は主として警察の補助的事務を遂行するに過ぎざりき。其の職責は大概次の如し

一、鄉貫名官節孝の入祠を稟請するものある時は之を證明する事
一、身元證明に關する事（考科人の證明の如き是也）
一、快役と共に犯罪者を捕ふる事
一、不良の徒を查察する事
一、未決犯罪を監禁する事
一、殺傷死屍等を官に報告する事
一、總理の事務を協辨する事
一、保甲聯庄冬防團練の成立せる間は總理の指揮を受け奔走に任する事
一、賦役調查の任に當る事

三、街庄の發生と公約　本島に於ける之等地方下級自治行政の確實なる沿革及運用に就ては詳ならざる處多し。固より街庄の設置經營に關しては官は唯其の監督に憑り民衆の自治に委ね、自治の要務たる所謂公約の如きも時宜に應じて立案するに任したるを常とせりと云ふ。公約の勵行亦各自の自制に待つを原則とするも公罰を附して違背者に制裁を加へ或は官司よりも之を强制せることなきにあらず。從て公約中の禁條の如きは自ら官諭と同一の效力を有せし感あり。名けて各屬總理鄉約約莊規約等稱せり。

四、自治機關活動の實績　而して簽首以下之等自治機關活動の實績に至りては容易に功績を認め難かりしもの、如し、卽ち表面民衆の推擧にかゝり官之を認可し且諭飭以て責任を明にするにありしを以て一見公正なるべき觀あるも、情弊の續綿甚しく之が推擧を受けたる候補者は、豫め官司に賄賂請托する所あらざれは直に否認せらるゝを免れざりし故に擧げられて任に當るものも必ずしも、淸廉公正ならず、事を處するに際しても往々陋規（公定にあらざる私收）を貪り以て自ら私腹を肥するを常とせりと云ふ。

【臺灣舊時の警察機關及警察事務】

舊時の淸國時代に於て公共安寧に關する事務卽ち警察は諸般の行政に關係し、淸國政治に於ても重なる行政なりし

なり。然れども歐洲に在ても警察事務が、先づ外交軍務と分れ次で裁判事務と分れ、財政事務と分れて、形式と實質に於て獨立を保ち得たるは畧今の制度に屬せり。されば國家道德主義を以て政務を執行するの支那に在りては素より警察事務の獨立特質を備へざるは自然の勢なり。蓋し畧今の意義に於ける警察は國家及一個人の安寧幸福に對する危害を除却する爲めに直接一個人の自由を制限するの主旨に出づれども、清國警察の目的は國家の存立を保ち國家の權力を全くするに在り。則ち國家萬能主義を實行するに在りて、外交軍務裁判財政と混同して分つ可らざるは尙ほ其行政官が同時に司法官たり財政官たり外交官たり事務官たり教育官を兼掌するが如し。一例として警察が軍務と混同せる事を擧ぐれば綠營(軍隊)の汛防(巡羅兵)が兵たると同時に保安警察及び司法警察の幾部を執行せる事なり。是れ支那軍制の特質にして、則備軍は地方警備に任す可きものたる軍政上の見解に基くものなり。斯くの如く警察は外容に於て他政務と混合するのみならず、其內容に於ても亦た分別す可らず、則ち我司法警察、保安警察、行政警察の區分は支那に於て判別せらるゝを見ず。特に衞生警察の如きは之を缺けり、疾病流行の時に當ては地方官は唯城社廟に祈る事あるのみ。從つて警察事務を施行せる機關も劃然獨立したる一制度を爲したることあらず、普通行政組織の中に混淆して存在運用せるを認むるこゝ前項(縣衞內巡檢典史の條參照)に述べたるが如し。更に之を處分の方面より見るに舊清國政府治下に於て、警察機關は警察處分として律に問ふもの、外に說諭叱責、拘禁、監視、罰金、放逐、面刺、杖枷を科し其の警察命令を遵奉せる者に對しては賞與を給せり。之れ亦支那政府の特質にして道德主義勸善懲惡に由るものと見るべし。又杖枷、面刺、放逐は刑罰の本刑又は附加刑なる事あり、故に其刑罰なるや警察處分なるや判明す可らず、是れ警察の司法事務と區分なき所以に基くものなり。卽臺灣に於ては、面刺放逐とて刑罰以外に一定の職なき無賴漢に面刺して內地に放逐したる事あり、是れ竊盜等に附加せる刑罰と異にして、警察上の嚴酷なる處戒處分と云ふ可きものなり。又監視とて、無賴漢を其宗族、長老、地保等の村役人に託し之を監督せしめ、連帶の責を有せしめたる事あり。是れ又た刑罰の附加刑なる監視と異にして、一種特別なる警察處分と云ふ可きものなり。

今舊時行はれたる律令其他より警察事務と見るべきものを摘記せば次の如し。

(一)　行政警察と認む可きもの

救失火　失火を救ふは兵房に於て取締まり、保甲に委して其救助方法を盡さしむ。甲長保正の家には每家門首に其の救火器械を備へしめ、能く救火を爲したるものには賞與を給せり。

救船生　救生船は水難の際溺水者を救助せしめんが爲め、海岸若くは江岸の地方に命じ義捐して船隻を準備せしめ、水難の際救助に從事せしめ、能く之を救ふものには賞與を給せり。

捕蝗蝻　田野に生せる蝗蟲を驅除するものにして、或は城隍廟に祈請して其掃空を求め、又は百姓に命じ火にて燒き鳴鑼して追ひ、又は人を募りて之を捕へたるものには其割に應じて糧米を給せり。兵房に於て之が取締りをなせり。

渡津　渡河場に一定の規則を設け、官渡には官田の收入により其の費を支出し、渡河者に渡錢を徵せず。民渡にも一定の限を設け、過多の渡錢を徵するを得ず、以て渡河者の便を達するに在り。若し禁を侵して强請するものあるときは枷示を科したり、工房に於て之か取り締りをなせり。

查盜賊　盜賊を弭むる爲め保甲聯庄に委して自治の警察を爲さしむるのみならず、汛防の武辨又査察の責あり。地方官廳警察に至りては又皂隸をして巡查せしめ、馬快をして暗偵せしむ刑房の司る所なり。

查賭博　保甲をして戶毎に賭博を查し、之を禁ぜしむるのみならず、巡路の捕壯（皂隷、歩快、馬快）をして地保と協力して拿獲せしむ、保甲の甲長保正は連帶の責を免る能はずとせり（捕ふるに先ち告發するものは此限に在らず）、刑房の司る所なり。

驅娼妓　娼妓は盜賊の窩家なりとし、風俗上よりも保安上の見により之を驅逐せり。通例保甲をして其責に任じ之を驅除せしむるのみならず、汎防も亦た此責あり。

地方に至りては捕壯（歩快馬快）をして之を驅除せしめたり、刑房の司る所なり。

察棍徒　地方廳は保甲に命じて戶毎に棍徒を查察せしむるのみならず、又之を監視せしめ、或は其棍徒の宗族あるものは家族に託して監視せしむ。監視の責を悉さゞるときは保甲又は宗族は連帶の責あり、監視する能はざるときは其旨を上申せしめ地方廳に於ては之を面刺し清國に放逐せり、刑房の司る所なり。

查船舶　船舶を查察するの消防警察の責なれども、茲に云ふ查察は其造船の手續を丁重にし、海外の渡航免狀を嚴徵する事にて、國初臺灣に於て臺防廳專ら其取締に任じたり、則ち地保先づ身元保證をなし、縣に於て證明の烙印を與へ、且つ船籍の證明狀を下附し、更に之を海防廳に齎らして實地に就て臨檢し、差支へなきときは更に海外渡航免狀を下附せり。是れ船舶が特に海賊の巢窟となるを以て之れが警察を嚴重にしたるものなり。

查行旅　保甲に命じて宿泊を查せしの届出を要せしむ届け出でざるときは罰あり、刑房の取締る所なり。

察渡航　臺灣に渡航するには、臺厦廳の（則ち厦門に於ける道臺衙門）證明を要したるのみならず、國初臺地に渡りたるものは家眷を招致する事を禁ぜられたり。偸渡者に就ては嚴重なる規定あり、察を失ふの所在地方官及び　防は其責に任じ、渡臺者は元より其之を渡すの船主等は又嚴刑に處せられたり。臺灣より內地に渡るも亦た然り。內地に在りては臺厦廳、臺灣に在りては臺防廳（後に至りては地方廳）之が取締をなせり。

查鹽業　鹽業は官業なるを以て、之を查察するは警察の重なる事項なり、捕壯皂隸巡羅して之を查察す。戶部の取り締る所なり。

查姦情　姦情は風俗上の取締にして、著しきものは婦女の寺廟に參して燒香するを禁じ、三姑六婆（司姑尼姑道姑賣花婇人剃頭士雇婆）の人家に出入して媒介を爲すを禁じたり、然れ共是れ多くは有名無實に屬せしこと云ふ、刑房の取締る所なり。

察奴僕　奴僕は社會的人格の權利なきものとし、主人之を凌虐する事清國及び臺灣の常慣なり。故に地方官は曉諭を示して之を禁ぜり、刑房の司る所なり。

查水利　水利堤防を破壞するものを查察す、工房に於て取締る所なり。

察路樹　道路の並木を折り刈るを禁ず、工房に於て取締る所なり。

察火器　銃器彈藥、硝藥は、臺灣に在りて製造を禁止せり、兵房に於て取締る所なり。

察竹筏　大竹輸出は、同じく禁ずる所にして、之を筏にし海賊の用たらん事を患ふるが故なり。工房に於て取締れり。

查屠牛　耕牛を屠るは、同じく禁ずる所にして中は農耕の要を爲すものなるが故なり。之が禁を犯すときは刑法上の刑罰あり兵房に於て之を取締れり。

查典當　典當商は特別の人に許可す、收稅上の關係より戶房に於て取締れり。

察證部　鍛冶屋は全臺に二十七戸と定めたり。銃器製造の恐れありたるが故なり、兵房に於て取締れり。

察米商　米六十石以上を輸出することは禁ずる所たり。或は防穀令を出して全く其の輸出を禁ずる事あり、戸房にて取締れり。

察冶工　銀細工屋は特別の人に許可す。假銀若くは私鑄の恐れあるが故なり、刑房にて取締れり。

察出板　出板に就ては官文書は凡て私に刊行するを許さず、又猥穢の書籍は出板を禁止せり、著書に就ては知縣に草按を呈し、北京禮部の認可を經て刊行するを得。

(二)　高等保安警察と認むる可きもの

禁邪教　白蓮(天主教)、無爲(老子教)、皇極(道士教)、大乘(佛教)は、儒教なる王教(國教の事なり)に反するものとなし、其集會若くは宗團を爲すを禁ずるに在り。乾隆帝の如きは嚴に佛教を禁し、人の僧となるを准ざりしと雖も有名無實に流水、實行せらる、事なし、刑房の司る所なり。

禁淫祀　五壇を除くの外(儒教の主旨による祀廟は無論除外なり)、淫祀を毀ばち、以て人心の迷を開くと云に在りと雖も亦有名無實に流れたり、刑房の司る所なり。

查會匪　會匪とは糾擾を計るを目して集會結黨する者にして嚴禁する所なり。兵房に於て司る所なり。

嚴海防　海防警察は臺灣に於ける高等保安警察の一大要款にして、常に汎防と協力し船を海岸に浮べて査察し、船舶を取り締まり、清國への旅行及び清國より臺灣に移住するものを嚴重に査察せり。蓋し國初に於て海防が臺灣の一大要務たりし事其の海島なるが爲に海賊の窺覘するを恐れたるによるものなり。之れが爲めに國初には當時臺灣唯一の海港なる安平地方に鹿耳港に海防同知廳を置き水師汎防と共力して査察せしめたり。

蕃界禁　是れ亦臺灣に於ける高等保安警察の要款にして國初蕃人の來侵を抑くには汎防を置き、後官隘民隘の制を見るに至り、劉銘傳の時に至りては隘勇の制を布けり。人民に對しては蕃界に入るを禁じ、地方官に連帶の責を帶はしむ。亦土牛紅線を作りて蕃界を限りたれども共に有名無實に屬せるもの、如し。

禁分類　是れ亦臺灣に於ける高等保安警察の一大要款たり。臺灣に在りて悍桀なる閩粵異種族の移殖せることは分類より爭鬪に、爭鬪より反亂を惹起するを常とせり。之を鎭壓するには通例地方官が說諭を加へたるもの、如し、而も既に制す可らざるに至るときは汎防と協力して鎭壓す。而るに其鎭壓に際しては何れか一方を味方とし名けて義民と呼びたり、藍鼎元が記事中に「粵民は數々亂階となり又義民たりと云ふものは是れなり。

(三)　司法警察　司法警察が保安警察と分る、處は犯罪の有無の限界に在り、然れども支那に於ては行政と司法の區別なきが故に是等の限界は全く支那に於て缺く所なり、隨て之を判別するの要なしと雖も、其の事務の如何を見んが爲に分別せるのみ。

犯罪あるときは地保及び犯罪所在地の甲長保正は之を告發するの責あり。而して被害者の親族も亦た告訴するの責あり。而して其告訴と共に犯罪者を指名するを例とせり(是れが爲に事實を捏造して誣告するもの疊見せり)又村内より盜賊を生ずるときは村内の保甲をして搜索捕縛するの責を有せしめたり。

告訴告發あるときは直に步快(輕罪を探偵す)馬快(重罪を探る)をして犯罪者を搜索し拿捕せしむ。地保も亦た協力するの責あり、地方官は又た刑律に於て債貧契約に關せる物權上の事若くは姻婚繼立に關せる人事上の事をも規定するが故に、是等私法上の事にても被告を拘引捕縛拘禁する事を得るものなり。

●保甲及壯丁團制度の沿革

【保甲制度の藍觴】　既に述へたる朱一貴の亂(八一八頁參照)は僅に一週日を以て全島を風靡し、清國政府當局をして顏色を失はしめたり。さすかに、亂後は官の威信を用ひ、又善後の經營として幾多の施設を爲したり。保甲制度の實施も其の尤も顯著なる者の一にして、又今に至る該制度の藍觴たるなり。

由來支那爲政者が政治の秘訣は、施政の大要大綱を保ち威を立て而して人民各自の事は其自治に委するにあり。若し其自治の境遇に干渉して法網を密にし、一舉一動を取締り或は監督を嚴にし、衞生に警察に殖産に興業に敎育に立ち入り過ぐる時は、却て平地に波瀾を起し煩苛の誹忽ち起る。乃ち民の自治に委して無爲にして化するさきは、仁政の碑銘忽ち興立せらる、支那には國家の組織甚だ不完全にして社會の編成は甚だ備はれり、是れ近來西風に觸接して國家の將に解體せんとする所以なり。故に此人民の社會的傾向を利用して保甲聯庄を布くは施政の妙用にして、實際支那に政治なるもの存するは實に此の一點に在りと云ふも過言にあらず、況んや亂後靖盜の手段たるに於てをや。

保甲聯庄の制度は周官制の比閭族黨の制(五家を以て一組合を組織し之を比と稱す五比を閭と爲し、四閭を族となし、五族を黨を爲し、共に相警めて不善を爲さしめず、相保ちて休戚を同ふす)に倣ひたるものにして漢唐宋明の時代弛張なきにあらずと雖も、大概名目のみたりし觀あり。明年王陽明に及んて之を地方に行ふて大に靖盜の功ありしが、清朝に至りては康熙九年聖諭十六條の中に此を奬勵する所あり、雍正元年に至り之が演義萬言を作りて之を頒布したり。此時恰も臺灣は康熙六十年朱亂の後を受け、餘族尙出沒已まざりしかば善後清盜の策として特に保甲の制度を必要ならしむるを以て當時の時務參劃者たる藍鼎元奏して保甲を實施せんことを言へり。雍正十一年(或は元年ともいふ)に至り前記聖諭廣訓十六章を布すると共に保甲を實施せり。是れ臺灣に於ける保甲實施の嚆矢なるが所謂勅諭演義の一節は次の如きものにして、所謂保甲制度の精髓なり。

聖諭十六條演義

從來民を安するは盜を弭むるに在りとす。摘發守禦の法は必ず事に先んして之れが備を爲すを要す。故に緝捕すれば賞あり、隱縱すれば罰あり、諱盜に條あり、而して最も善きは保甲に如くなし。十家を甲とし爲し十甲を保とし爲す。甲に長あり、保に正あり、簿册を設立して交察互警す。此れ卽ち井田守望の遺制なるなり、故に聖祖仁皇帝の上諭に曰く、保甲を聯ねて以て盜賊を弭めよと。誠に四海九州をして閭里も堵に安ぜしめ、本を澄し源を淸ふせんと欲するものにして聖慮は實に周切なりとす。唯た恐る遵行する事既に久しく逐に因循に至るを、吏は則ち徒らに戶籍を稽し、民は則ち徒らに門牌を置くのみ。而して聯比糾察の法に於ては未だ實心奉行するを見ず。以て勾引窩藏の弊種々にして生するに至る。隣舍失事あるも秦越の觀を爲すあり、富家劫かざれば反て指して悖出の當然とす。甚しきは且つ公を假て私を濟し、盤詰處名に藉て無厭の苛求を滋す。汎防(巡邏兵)は依て騷擾をなし、胥吏(小役人)は緣て奸を生す。保甲の名有て保甲の實無し、保甲の累有て保甲の益なし、此れ盜賊の弭め難き所以なり。夫れ良法の民に利あるは奉行の必ず其實を求むるに在り。嗣後域市鄕村に保甲を嚴行して所在各保を分ち、每保各十甲を統へ、域は坊を以て分ち鄕は圖を以て分ち、排隣比戶互に相關し一甲の中と雖も巨室大戶なるものは僮(雇人)、佃(小作人)多きは數百に至るあり、此內良と否とある本戶自ら責任を有す、若し一店一舍の村落に散布する者は業有ると業無きと、或は良なると或は不なるとは、里正及び保正に於て以て隱々に平素に窺ふを得、出入每に以て隱に其行踪を察するを得、過々恒業を務めず群飮し、聚

閧し闘雜し走狗して夜に集て曉に散し、乃至は履歷明かならず踪跡疑ふ可き者あらば皆立ころに究察を爲し暫くも甲内に容るゝことを許さず、其荒原の古廟闇肆の發祠は尤も好を藏しやすし、更に宜しく防察に緊密を加ふ可し。汎地兵丁に至ては務めて必ず日夜に巡邏し一體に査詰し、端を借て事を生ずるなく、仇を狹て害に陷るなく、賄賂を受けて狗縱するなく、情面を借て姑容するなり、力を協せ心を同ふして輪流に分派せよ、則ち盜賊は身を容るゝの地なくして軍民は安靜の樂を享けん。査するに昔人禦盜の法は村に一樓を置き樓に一皷を設け、一家失あれば皷を擊て號ぶを爲し、群起して其要害を守れり、盜賊將た安くにか逃れんや、謂ゆる兵法を保甲の中に寓するものなり。若し夫れ江海出沒の區にして保甲を以て行ふ可らざるものあらんには、舟樹往來に號を絡ね綜を聯ね彼此互相稽査して伍類も亦藏匿し難からしめ、皆實心に奉行し、事に先んじて之れが備を爲せ、若し視て具文（通常一般の文句）と爲し、怠忽に從事せば盜せらるゝ者に至つては財を失ひ、連坐するものは累を受け、惟だに朕が息盜安民の至意に背くのみならずして亦甚はだ爾等保身保家の良計にあらざるなり。

【舊時の保甲制の概略】　其後乾隆年代に至り刑部より條例を發布して中に保甲の大綱ども見るべきものを公布したり。今之を抄譯するに次の如し。

一、州縣城鄉十戶に一牌頭を立て、十牌に一甲長を立て、十甲に一保正を立て各戶に門牌を給して家族の姓名を記載し、出づる時は其行先地、入るときは其前住地を記入せしむべし。其客店亦帳簿一册を作らしめ、每夜宿客の姓名行李牲口（牛馬等の畜類）及類職業往來地等逐一記載せしめ其出入を稽査すべし。寺院亦門牌を給して僧侶の人數を記載せしめ其出入を稽査すべし。若し虛僞の報告を爲して一時を糊塗し、漫に捕官胥吏の不正の利を貪るに任せ紛議を生ずる等の事あらば當該長官は事實を取調べ免官の上處罰すべし。

一、保甲の保正甲長牌頭は正直老練の人物を擇んで之に任ずべし。若し豪橫の徒名を之に藉りて不正の利を貪るあらば當該長官は嚴重の取調を爲し其職を退けたる上尙重きに從て處罰すべし。其果して正確に盜賊を警察し實狀を報告し、捕役の獲盜が其報告の過半數以上に及ぶ時は賞を與ふべし。倘し爲盜窩竊の徒なるを知りて尙隱匿するものは杖八十に處すべく、其竊盜なるときは賊情の輕重に依りて處分を行ふべし。牌頭、保正甲長に報告し、保正甲長官に轉報せざるときは甲長は牌頭に比して罪一等を減じ保正は二等を減じ牌頭は處罰を免すべし。

戶婚田土に關する事件に至りては一切與かることを得ず。保甲は唯人命に係る重事の防衛を目的とするものとす。其區內賭博或は盜賊の淵叢たる時は尙報告すべし。又堡子村莊の住民一姓百人以上に及び保甲を編成する能はざる地方にありては族中の名望あるものを撰ひて族正と爲し匪類の情況を報告せしむべし。其情實に拘りて事實を隱匿することあらば保甲の例に依りて之を處罰すべし。

一、牌頭の所管內に盜族ある時情を知らずして警察を誤るも尙不應輕罪に照して杖四十に處す甲長保正は科罪を遞減す。

一、貴族の家亦一般人民と同列に編成し保正甲長の稽査を許す、違ふものは脫戶律に照して處分す。但貴族は保正甲長若くは夜警等の役に當ることなし、一般人民も老疾寡婦の家にして子孫未だ丁年に達せざるものは倶に役を免す。

附　鄉　約

一、凡そ各處の人民耆老を設くるときは、鄉中の年長にして德望を有し、衆の推服する所の人を選ふべし。非免の吏卒若くは有過の人は充應を許さず、違ふものは杖六十當該官吏は杖四十に處す。

其第一項に謂ふ所の門牌は左の如し

門

某府某縣爲歇奉
上諭事準　憲飭準諭旨編查保甲合行發牌飾塡爲此仰該戶卽將本戶丁口年歲田糧行業等項一々塡註明晰用木牌裱糊懸掛門首如有遷移生故婚嫁增減隨時添註繳改並告知牌甲里長於册內一體該改以憑比核抽查倘敢担混察出來便須至門牌者

計開　坊里長　甲長　牌頭
第　甲第　牌第　戶　年　歲
田地　誠　生理
祖母　氏庶　祖母　氏名　氏生母
氏庶母　氏伯母　氏叔母　氏妻
氏妾　氏子　媳　氏孫媳　氏　女
孫女　曾孫　曾孫女　曾孫媳
氏兄妻　氏妾　氏子　媳　氏　女
孫　孫媳　氏孫女　弟　妻
氏妾　氏子媳　氏　女　孫　孫媳

牌

氏孫　女　店夥　工夫　僕　婢
一造反父母尊長者治罪
一酗酒打降訛詐擾害者治罪
一結會燒香立有歃會名目妄冒糾編聚衆一把持鄉曲咬訟滋事者治罪倘一人糾衆二十以上者亦治罪
一結拜兄弟歃血爲盟者治罪
一窩聚娼賭者治罪
一窩留盜賊逋逃及往來詭秘之人者治罪
一本家容隱奸宄中隣不首一體治罪
年　月　日給
正堂

【保甲と聯莊の區別】　城市にありて保甲の制を結びたるものを聯境と稱し、地方に於ては之を聯庄と稱す。又各莊共同して匪賊を防くを聯莊と云ふ、清庄聯團と云ふも同し。卽ち保甲と聯莊との差は保甲は戶口單位の編制より成り、聯莊は町村集團の聯合より成る、もと外寇內亂あるときには保甲よりも尤も聯莊の行はるゝを見たり。又た其の冬時盜賊多きを以て、冬時にのみ行はる、聯莊の制度を施行する地方あり。又聯莊は單に保安警察を司るも保甲は行政警察の事をも掌る差あり。尙ほ參考の爲め、坊間傳ふる所の當時の聯庄保甲制度を掲記す。

聯庄保甲規約

我朝の聖訓には各明條の存するありて庶民は之れを遵奉し其の分限を恪守し安堵其業を營む事を得るも、遠隔の

村莊に至りては聖訓に違背して其分限を守らず、不正の所爲を業として同類を聚集し、或は強盜をなし或は竊盜をなして分を守るの良民を害するもの亦少しとせず、吾豈茲に感あり、各庄の村長と協議を遂げ、縣札を奉じて以て保甲聯庄の方法を設け各人民其分を守り業を勵し、患難を救ひ以て聖訓の主意に報公する爲め、公義規約を設け聯合十箇庄住民をして堅く遵守せしむ。

大糠榔堡總理（呂琳奈庶）　地保（王德成）　鄰保（王天湖）

各庄の耆老頭人等、規約書十二枚を作り一枚を縣に納め一枚を共に保存し、十枚は各莊に一枚宛を配ち、以て後日の證となす。

規約項目

一、盜賊若し炬火を點して略奪に來るあらば防近の左側の五軒右側の五軒は、高聲を發して之を左右側三軒に同して高聲叫喊すべし、若し其情況を知りて各莊民に報せず此規約に違ふ者は、罰銀として上戶は四圓、中戶は二圓、下戶は一圓を徵して以て賞與の費項に充つ。

一、竊盜の覗ふありて各家各戶其聲を聞きて直ちに出でざるが如きものあらば、罰銀として上戶は四圓、中戶は二圓、下戶は一圓を納めしめ以て賞與の費項とす。

一、各莊の公所（村役場）には各一個の太鼓を備へ置くべし、若し劫奪に來る賊勢盛なるときば太鼓を打つて號となし、其聲を聞きたるものは各自備ふる壯丁を率ひて直に應ずべし、若し應せざるの者あらば直ちに官に具申して相當の處分をとひ、決して假借することなし。

一、强盜等行人を道に要して財物を奪はんとする際、其賊を捕すること一名なれば賞金として六圓を給す、若し武器を善し其捕拿を拒むとき其賊を斃すこと一名なれば賞與として金四圓を給す、若し牛を牽き去らんとし、猪豚羊を盜まんとし墻壁等を穿つの竊盜を捕へたるものは、一名に付き二圓の賞金を給す、各者の總董頭人は其金額を即下に給して決して言を食ます、而して其捕拿したる盜賊は官署に轉送し、其斃したる盜賊は官署に報じ、其差圖を受け決して擅に私斷することなし。

一、盜賊の爲めに傷を負ふものは、醫師をして療養せしめ其費用は公所に於て負擔し、其外に賞金として毎月三圓宛を給與す、若し彼等の爲めに命を致す者へは葬祭費として金五十圓を給與す、而して總董頭人等は、卽時に支給して決して言を食まず。

一、盜賊を圍みて之を拿ふるや、其現場に於て捕を拒むときは之れを殺すも敢て差支なきも捕縛に就きたる後は概して亂りに殺戮毆打する事を許さず、若し違ふものは官署に送りて其罪を追辨す。

一、妄りに人民を誣告し、又は陷穽して强盜又は竊盜たりとし、混淆して捕拿するを許さず、違ふものは官署に送りて其罪を追辨し決して假借することなし。

一、賞與に供する費項は、已に公儀を經て支拂徵收等條款のあるありて、各庄本算に徵し猥りに之を費消するを許さず、若し如斯の輩あらば直に通知すべし、各庄の頭薰に於ても擅行するを得ず。

一、若し庄中の庄民にして賊のめに銃器を奪はるゝものあらんには、公費を以て之を支給すべし、上戶は四分、中戶は二分、下戶は一分を出金せしむべし。

一、嘉義、撲津附近の大路には常に壯丁を派して其要路を守らしめ、務めて通行の安全を保護し匪類の掠奪するを禦ぐべし。

一、各莊人民中互に仇ありと雖も互に相仇を報ずるが如きことを許さず、公道を守り官に稟申し其判決を仰ぐべし違ふものは官署に稟申すべきものとす。

一、各莊の人民は各分限を遵守し、務めて規矩を蹈み準繩に循ひ、外匪類に交通し自ら禍を貽すべからず。

一、賭博の如きは、盜ごなるの門戶なれば堅く禁止して以て其門戶を閉鎖す。

【保甲制度の始源と劉銘傳の刷新】　如是我臺灣の保甲制度は、康熙九年の勅諭に權輿し、之を實施せられたるも、支那本土に於て康熙の末以來概ね頽廢に歸せし如く名ありて實之に副はさる感あるを免れざりき。嘉慶以來道光年間に及びて、保甲の制亦較々等閑に附せられ形跡あり。閩浙總督汪志伊が保甲に關する奏疏中「閩省の牌保長は人多く承充を畏避す。皆怨を招くに易きに由る。今人犯を緝察し、錢糧を催徵する二事を將て、牌甲保長を派せず專ら責成するに、戶口を論查し匪類を稽察せしむるを以てするを擬す。凡そ匪徒の藏匿ある、それを地方官に密稟せしめて、訪聞を作爲し、怨を招くを免かれしめん」とあるを以て一班を推し得べし。而して臺灣に於ても、全臺治く保甲を實施せられたるにあらさるのみならず、其の實施も常に必ずも恒久的性質を有するものにものあらさりき。而して施設せられし保甲の組織亦必ずしも其原一定の體例に準據せざりしもの、如し。

如是、保甲制の弛張は臺灣に於ても卽ち免れざる處中道殆んど廢弛を免れざるが如かりしも、同治十三年日本が問罪師を臺灣に派遣するや、辨理臺灣海防事務を帶びて欽差せられし沈葆禎の籌議により保甲の再興をなせり。其組織は舊來の保甲制度の編制に改善を加へ一種の官民混成警察の態をなせるものにして城內に保甲局を城外に同分局を設け局に官選の委員を置き全般の管理に任せしめ、別に保營の兵勇二十名を備へ以て委員の指揮を受け日夜城市を巡警せり。然れ共之も僅に一城府の內外に限局して實施せらしに過ぎず。他の鄉村に在りては、自然に廢頽に傾きたりしを光緒十三年臺灣巡撫劉銘傳の著任するや、臺政刷新の着手して田賦清理の事業を斷行するに際し、再び保甲を振作するの方針を定め、各府廳をして特に委員を擧げ二箇月以內を限り、其管內の戶口を精查呈報せしむることゝなせり。之れ戶口を查するの傍ら、兼ねて各戶の租賦を問ひ以て清賦の基礎を爲さんとするに在りしものの如し。同年三月劉巡撫の名を以て發せし諭示は左の如し。

保甲の法は卽ち弭盜安民の要務にして久しく定例を奉じ來たり。凡そ十戶に一牌頭を立て、十牌に一甲長を立て十甲に一保正を立て每戶に印信し紙牌一枚を與へ、姓名と丁男の口數とを記入し並に其職業を明書す。若し村落の離局にして戶口の定數に充たさるものは牌中の小戶多き部分につきて適宜之を編入す。牌頭及甲長は不時に稽查し、其中死亡する者あらば、隨て牌より扣除し、續て補充を行ひ、又遷去する者は倒り、移來する者は補ふ。出外には其何れに行くかを詢ひ、入內には其何より來るかを極む、親に非ず友にあらざれば寄住するを許さず無產業なれば留するを許さず、夜に遇へば柵を守りて時間の勤務を怠ることなく、嚴密に巡查せよ、則ち盜賊は何處にかを潛めん、宵ふは何方よりか竊發すべき、管內の良民は自然に居に安んじ、其業を樂むことを得ん鄉保地甲等の者、努めて各々此規制に遵照し白日は每戶に稽查し、黑夜は輪流に常查すべし、大にして盜賊邪敎、豪惡匪類、小にして耽酒賭博打際光棍のあるあらは實際の證を擧けて稟報し以て法に照し重く處するあらしめよ。凡そ、强壯乞丐遊方僧要并拳棍異言衣服刑跡の疑ふべき人あらは概して驅逐を行ふべし、坊廢寺觀は寫留するを得す、窓密古廟は直に閉鎖すべし、一家に起事あらば、各家群起して救護し、務めて奸究の跡を潛め矯雜夫も驚くなきを期すべし、如し敢て怠惰にして安を偸み奉行に努めざれば本撫より察出して處分を加へ決して寬貸せす。

【改隷直前の保甲制一例】　大體に於て從來行はれたる保甲制度に擬せしさ雖も、更に多少の變通を加へ、保甲局は地方官の監督に屬せしめ、役員の一部を官より任命し、更に其の主管者は巡檢典史の候補者を以て任ずることに改め、汛防の兵丁を巡勇に用ふる等之を官民混成の組織さ爲せることに注目すべし。之に基き最も速に調査を進行せしは淡水縣にして成案せる施行章程の批示を請へるものは次の如きものなりき。

一、保甲組織の法は十戶を以て一牌さ爲し、牌中一人を選みて牌頭さ爲し十牌を一甲さし甲內一人を選みて甲長さ爲し、十甲を一保さし保正一人を置く、或は三四十甲乃至五六十甲を一保さし保正一人を置くも可なり、何れも年力精壯事務に明白にして謹正謹直の人を擧げて之に任す。

一、每牌十戶の組職なるも、若し奇零を生じたるさきは、其數三戶以內のものは、末牌の內に編入し、三戶以上のものは、末牌を合して之を二分し兩牌さなす。甲に於ても亦同じ。

一、鄉僅に數戶にして十戶に至らざるものは卽ち其鄉を一牌さ爲し或は數牌にして十牌に至らざるものは卽ち其鄉を一甲さす。

一、商鋪一鋪を以て一戶さ爲し、戶主の姓名より管事辛勞の數を記入するものとす。十鋪店を一牌さし、一牌頭を置き十牌を一甲さし、一甲長を設し何れも端正謹直の人を選みて之に任す。

一、牌甲內に以ては平日竊盜を爲し、各種の邪教を信じ、更に罪科を犯して本分を守らざる者は、各牌共に此等さ伍するを屑させざるべきも、要するに保甲の主義は此等を督察する爲めに設くるにあるを以て、倘し之を保甲に編入せざるさきは漏戶さなり、寧ろ彼等をして拘束を脫し、惡事を肆にせしむるの虞あり、故に此等の者に對しては戶口册に於て其名に「自新」の二字を捺し三年にして能く改過遷善せば之を刪去するものさす。

一、牌甲各戶の生死及他管內轉出入は、牌頭より五日以內に甲長保正に報告し、各牌內に記入し門牌の書換を爲すべし。

一、**他人の田を耕す**者は其**自己の收穫及大小租竝地租若干を納むるやを稟申すべく、自己の田を耕す**者は、皆自己の收穫及大小租竝に地租若干を納むるやを明白に門牌に記載すべし、若し隱匿たる者は例に照して官設するものさす。

當時規約せられたる聯境條約を一例さして示さんに次の如し。（但し地方區々にして次に揭くるものは臺南地方に行はれたるもの淡水地方に行はれたる規約さは少しく趣きを異にす）

聯境條約

一、境土既に廣き時は、人亦衆くして惡く其の性情を知り難きが故に、各境簽首爐主たるもの必らず誠實に稽查すべきものさす、家屋を所有するもの之を他人に貸與する時は其借受人の誠實なるを認めたる上に非ざれば妄に貸與すべからざるものさす、浮浪の徒妄に借家する時は境內住民は之を放逐す可し、倘し屋主、借家人之に抗し遷らざる時は官に訴へて處分するものさす。

一、地方或は不幸にして變あるに會する時は境內協同を以て每夜十人の夜警を備ひ入れ尙境內に住する誠實の人を舉げて嚴重に督卒せしむ其費用は悉く境內公費を以て支辨するものさす。

一、夜警人克く其職に勉め功勞著しきものは官に上申して賞與を請ふものさす但し其既に官の賞與を受けたるものは此限に非ず。

一、各境正副簽首缺員あるさきは直に選舉して總簽首に報告し其缺を補ひ以て少時も缺位なきを期すべきものさ

す、盜賊を捕獲する時は當該簽首爐主は總簽首の處に押送し各境の簽首一同相集まりて後協同して官廳に押送するものとす、倘盜賊の口供中境内の住民に係るものある場合は該境簽首爐主は公平の心を以て實情を取調へ其口供に相違なき時は官に送りて究治し然らざる時は聯合を以て保證の上放免を請ひ以て誣告を別つものとす。

一、各境設置の柵門破損するときは境内の義捐金を以て修繕す城邊の廣僻なる處にありては其地方の獨立經濟を支辨し能はざるを以て聯境の誼に依り後此の見を棄て聯境公費を以て支辨するものとす。

一、盜難被害者が救を喊ぶ時現場に到り其賊を捕獲したる者には銀二十元を賞給し協力賊を捕獲したるものには臨時賞を給す若し賊を追ふて負傷したる者には醫師を請ふて治療す其傷重くして其家貧なる時は快癒に至る迄毎月三元を與へて其家用を資く死者に至りては儀葬費として百元を給するものとす、以上の場合に於て被難賊品を追回するものは直に簽首に差出し總簽首會同の上賊品に依りて賞跨給す私に藏匿する時は該賊品を沒收し處罰するものとす。

一、聯境内の各境に確實なる人物一名を擧げて首とし銅鑼一簡を交付し置き盜難あるに際し被害者馳せて救を喊ぶ時は其境首は銅鑼を連打して不斷以て合圖を爲す隣境は順次一遍三聲を以て之に應じ賊を捕獲するに便にし賊をして逃るべきの處ながらしむるものとす妄り連打して他境人の被害の家を知るを妨ぐ可からず。

一、境内の住民は寡婦六十以上にして壯丁なきものを除く外簽首各境壯丁名簿を調製して之を保管し壯丁には腰牌一箇を與へて夜間追賊等の時携帶せしめ以て標識となすものとす若し盜難あるに際して故意推諉して協救せざるものは簽首處罰すべし簽首は親疎に依りて處罰に輕重あるべからず。

一、聯境は上は則ち官の爲めに地方を請んじ下は則ち民の爲めに盜賊を除かん爲め設けたるものにして廳内の匪房亦條約保護の内に在るものとす故に盜賊を捕縛し簽首之れを官廳に押送する時若し當直の差役被害者に向つて禮金を要求する等のことあらば簽首は直に訴出て推讓することを得ず又現場にて盜賊を擊殺し官の檢視を請ふ時は一切の禮金は境内の公費を以て支辨するものとす。

一、聯境の公費は前に揭げたる事項に支出する外其基本金は總簽首之を一分の利を以て貸附け毎年秋季其收利を以て公所に戲一檯酒席五筵を備へ一同集會の上協議舉行し其日を以て始めとす爲し簽首爐主は境内の戶口を按して順次に派遣し每夜巡回夜警を爲し以て不慮に備ふべし。

一、境内失火ある時は簽首爐主は壯丁を指揮して救護するものとす若し匪徒其機に乘じて掠奪を逞ふする時は卽時捕縛官廳に押送するものとす其被難財品共併せて獲たるものには賞を與ふ。

既にして、臺北、新竹を始め各地保甲編審の事終了し、各廳縣をして、齊しく田畝の清丈に著手せし他面に於て保甲の組織を將來に繼續する爲同治末年の保甲局に擬制し、先づ省會の地として臺北城内に保甲總局を設け官選の總辦を置き漸次各地方に沿及せしむる計畫を立て、先づ臺北城外なる艋舺、大稻埕の二街に各分局を創設し、分局に官選の委員を置き親辦の指揮下に任務を承辦せしめ別に總局には二十名分局には四名の巡丁を置き各營の兵勇に就きて派出し日夜市街の巡警に當らしむること、せり。他地方は經費支出の途なくして直に實行するに由なかりしが後任巡撫緊縮政策を執りし爲め、終に之を更張するに至らさりき。

劉銘傳は、保甲の改善を決行する反面、清庄聯團の組織にも完備を加へしめ官民混成警察の機關と爲せしこと保甲制度と軌を一にす。卽ち地方に在りては一里或は二里を以て一區域となし、四五箇所を以て一甲と爲し、各甲に約

首一人を置き、各庄に耆老を置く、之を總轄ずる爲めに總局を設け、清庄聯團總局と稱す、總局には、局董、副局董、各一人あり區内人民の選擧する所とす約首亦然り、官は各役員に命書一通、印章一顆を給す、其條約亦官の認可を受くるものとす、條約は地方に依て多少の相異ありと雖も、其大體は一なり、左に劉時代に行はれたる聯庄條約の梗概を揭ぐれば左の如し。

清庄聯團規約

一、設局は務て共濟を期すべし
　則ち同心協力の實を擧るが爲めに約首耆老の制あり
一、清庄は首として編甲を重すべし
　刑部條例の示す所に依りて保甲を編成し、總局より書記一名を派遣し約首耆老等と協辨せしむ
一、局費は務めて捐を簿るべし
　大家は耕水一頭に付捐金三十錢、中家は二十錢、小家は十錢とし、約首、耆老徵收して以て總局董に送付す、商賈の殷富なるものは、臨時に勇丁を備ふて公事を補助す
一、防盜は先づ布置を爲すべし
　高邱上に屋を構へて看守者を置き、事あるときは相圍等を爲す
一、賞を設けて救應を奬勵す
　聯境條約の規定と同じ
一、懲罰して弊端を勸戒すべし

人の難を救はず、或は匪徒に私通する者等を處罰す

以上は官に屆出て其許可を得たるものとす、又別に内約とも稱すべきものあり、左に其梗概を擧ぐ。

一、聯團總局の設は、唯盜賊を防禦して以て地方の安全を期するに留まり、敢て民情を聽斷して以て興訟の門を開くものに非らず、然れども鄉村の小故も自然に任せて之を制する人なきときは、遂に禍を全鄉に及ぼすも亦未だ知る可らず、故に鄉中紛議ある時は、其事件の何たるを問はず、先づ其耆老に提出して調停を請ひ、而して耆老調停し能はざるときは、約首亦能はざる時は、總局に提出すべし、而して局議尙和する能はずんば始めて官に訴ふべし、其是非曲直判明する所あらん、只何人も自ら其心を制し大事は小事に化し、小事は無に化し、共に本分に安じ順良の民たるを期すべし、若し未だ鄉中の調停を經ずして直に官に訴ふる者、或は局名を藉りて人を欺き、或は役印を亂用して健訟の風を皷舞する者は、各自直に捕縛して總局に送致すべし、其力弱くして捕縛する能はざるときは其の人を指名して屆出つるも亦可なり、總局は應に之を放逐すべし、甚しき者は官に請つて法に處すべし。

一、總局の設置は、奸徒の爲めに甚だ不利なるを以て、其浮說流言を放ちて民心を迷し其機に乘じて以て强迫を逞ふし不正の利を計る者必らず之あらん、庶民或は其威に恐れて亦後日を思ふに遑なく、直に產を傾けて投與し一時の難を免れんとす、誠に痛恨の事とす、若し耆老等是等の徒を告發するときは卽時に放逐を命じ其力足らざる時は約首と協同して之を放逐し、尙力及ばざる時は總局に屆出つべし、總局は應さに衆力を合せ斷じて放逐すべし、甚しき者は捕縛して官に送り嚴重の處分を請ふべし。

一、一切の經費は耕牛所有者捐金の外、尙各庄各自に經營し、和風一氣皆な樂で捐を致すべし、其無事の日に

集めて以て有事の日に使用し或は有事の際に當り臨時に出捐して以て其用を辨ずるが如きは、皆な各庄の隨意とす、然れども盜を捕へ、賊を追ふに至りては、各庄一齊に出て、相援助すべし、出援せざる者は處罰すべし。

一、局中の役員は地方の安全を計るを以て唯一の目的とし、此に藉りて利を漁し、懐を肥すが爲にあらざれば、各自公義心を奮つて事務を辨理すべし、敢て其分限を越えて不正の利を貪ぼる等のことなかるべし。

一、左の事項に當るものは賞す

(一) 盜賊侵入し庄民出て、之と對抗するに當り、其の一賊を斬る者には二十圓を賞與す

(二) 盜賊既に劫奪を了し去りたる後、之を追撃して其首を割取し來る者には四十圓を賞與す

(三) 盜賊に對抗し傷を受けたる者には醫藥を給し、其重傷なる者には別に金員を賞與す

(四) 盜賊途上に出沒し、劫奪を行ふに當り、附近庄民にして之を捕縛し局に送る者には二十圓を賞與す

(五) 盜賊を捕縛し來る者には三四圓を賞與す

(六) 盜賊と交鬪し死に至る者には其遺族に葬費百圓を贈與す

(七) 盜賊を追ふて其贓品を得、又は途上に於て拾ふたる者は直に被害者に返還し、被害者は贓品の半價を賞與すべし

(八) 盜賊の寇ふを知て局に報する者には、其果して事實なる時は十圓を賞與す

(九) 形跡疑ふべき流浪人あるを知る時は直に局に報ずべし、其確なる證據あらざるも亦十圓を賞與す

一、左の事項に當るものは罰す

(一) 里中警號を聞くも出で、救はず、或は衆心を阻惑する者

(二) 盜賊行人を劫かし附近の庄民之を知るも出で、救はざる者

(三) 盜賊人を劫かずに當りて現場に在りて目撃するも敢て救ばず、或は大聲救を喊ぶ事を爲さざる者

(四) 局中の會議に當り招集に當り出會せざる者

(五) 局名を假冒して強迫、又は詐欺を爲す者

(六) 約首董事等の役員其分限を越えて武斷する者、或は局議を經ずして私に役印を使用し人の訴訟を幇助する者

【保甲制に對する一批判】　嘉義知縣羅建祥は清賦の爲めの劉銘傳の保甲振作に關し、當時に在りては弊ありて益なしとて次の如き反對意見書を提出せり。當時の保甲制度に關する興味ある一批判として揭げん。

古より保甲を論査する、素より緋匪清庄の意に出つと雖も、後世力行せざるを以て、古法は遂に具文を成すに過ぎず、若し今日に於て之を前規に復せんと欲するも頗る難事たるを知る。如何となれば民俗は日に譎り、官弊は日に甚だしく、牌中に於て、生死就去、若くは匪類の藏匿するものあるも、法令に從ひ悉く之を舉報するにあらず、若し又民俗淳良にして一に法を明にし舉報する官中の丁胥差役保正甲長等必ずしも賢者たるを得ず、故に此等の輩にして萬一射利の權を弄せんが、是民をして反て民を擾さしむるのみなり。故に卑職襲に清庄緝盜の案を稟申したる内議に曰へらく保甲の編制を爲すに替へて每庄に一庄董を舉げ、五庄に一總理を設けて之を經理せしめ、各堡の團練分局に隷屬し、分局は又城内の總局に隷せしめんと。是亦從來の制度に多少の變通を加へたるに過ぎざるも、局紳互に鈐制する所あり、聊か實效を期するに庶幾から

んかを信す、若し夫れ往制に拘執して保甲を督令し以て盜賊を清くせんとするか、從來既に不清を致すか如きことなかるべし、何を苦みて今又保甲を編制するの愚をなさんや。蓋し承平無事の際に於て保甲を行ふは、聊か警戒の意を示すに過ぎず、有事の秋は民に於ても自家を重んずるを以て、保甲或は藉りて外匪の進入を杜くを得ん、是れ保甲は僅に能く盜を察するも未だ以て賦を清くするに足らざる所以なり、若し今日の編審に於て、戶口を調査し、糧賦を問ふは其事固より關聯せざるにあらざるも、之に因りて更に驚擾を滋くせんことを恐る。云々と然れ共就戶問糧は既定の方針にして亦動かすべからざりしかば爲に採用せらるゝに至らずして止みたり。

【各防警衛】　冬防とは、强盜の徘徊尤も多き冬期に於ける警備にして、大概毎年九月一日より、十二月末日或は翌年一月末日まで官民の共同を以て施行するものとし、道光の末年始めて其端を發し漸次に發達せしものなり。冬防の時期に至れば文武官衙にありては先づ保甲局を臨時に擴張して各段一局となり、毎夜巡邏を爲し知縣も亦屢々出て、巡察し鎭臺、按司道、知府の如き大官亦親ら出で、監督を加ふ。知縣は縣營に照會して兵丁の出張を要求し臨時に汎防を設けて途上の劫掠を警戒す。民間にありては聯境條約の執行此日に始り、毎夜壯丁交代を以て、境內を巡警し紳士の志ある者も亦時々自ら出て、條約執行の狀況を視察して、將に總簽首以下の當事者を監督す。地方は各庄の壯丁交替を以て順路（立番）を爲し、村外に在りて匪徒の出入を看視するものにして又清庄聯團の一要件たりしものとす。

【保甲編成の手續】　今舊時の保甲編成の手續を臺南地方に例をとり說明せんに、保甲を編成するには三年に二回或は二年に一回毎年一回なる事あり、固より一定の條規なし。唯按司道其必要を認むるに於て始めて府縣に命令するものとす。府縣は保甲編成の命を受くると同時に、門牌用紙を調製し刑房の書班之を携へて各境に到り、簽首又は總理と相携へ各戶に就き取調べ一は帳簿に一は門牌用紙に記入し、帳簿は官の備本と爲り門牌は戶主に交付手數料を徵して門頭に揭げしむるものとす門牌の記載例大概次の如し。

戶口門牌

安平縣正堂某
編查保甲事按奉
憲行戡暴安良嚴應按戶編查保甲以清奸究兩靖地方除派委員按段檢戶認眞查造外合應給發戶口牌壤註男女
爲丁口粘貼各戶門首以便稽察須至門牌者
計開

其坊某街　保正　氏　名
戶主　甲長　氏　名
男　幾丁　牌長　名
女　幾口　左隣　氏　名
傭工　右隣　氏　名
男　年齡
女

年　月　日給

調查已に終る時は縣に報告し縣は之を府に報告し府は管內各縣の報告を彙集して按司道に報告するものとす。地方に在りては總理地保と協同して取調べ其結果を縣に報告す。其牌頭甲長保正は當該書班と簽首と協議の上境內住民中の辨口の才あるものに就き決定するものとす、但し保正は地保多くは之に當るを例とせり。

今參考の爲に改隷直後舊時保甲制度に就て調査を爲せる記錄を臺南州警察沿革誌より次に轉載せん。

清國時代ニ於ケル保甲制度問答錄

問　聯庄ニハ書記會計等ノ役人アリシヤ
答　設ケナシ
問　依仁里地方ニ於テハ清國時代保甲制度ヲ實施シ居リシヤ
答　實施シ居レリ
問　聯庄ニ於テ一箇年ノ經費高及費目ノ種類ハ如何
答　創始セシハ何年頃ナリヤ
問　餘リ費用トシテ出金シタルコトナキヲ以テ判然セス
答　今ヨリ十八九年前
問　以前依仁里ノ保甲ハ如何ナル區域ヲ以テ聯庄トナシ居リシヤ
問　保甲組織ハ
答　依仁里内ニ於ケル各庄ヲ以テ聯庄トナシ居レリ
答　臺南城内ニ保甲局アリ堡及里ニ於テハ之レガ分局ヲ設ケ保甲聯庄ト稱シ聯勇ヲ以テ盜防ノ警戒ヲナスノ目的ナリ
問　附近各里トモ保甲ノ設ケアリシヤ
問　保甲聯庄ヲ組織セントスル場合ハ何所ニカ届出シモノカ
答　各里共設ケアレリ
問　聯庄局事務所ニハ何カ門標ニテモ掲ケ居リシヤ
答　臺南保甲局ヲ經テ安平縣ノ許可ヲ受ケタリ
問　何里聯勇ト大ナル赤紙ニ記シ之ヲ事務所ニ貼リ居レリ
問　各地方聯庄長ハ如何ナル人ヲ以テ之ニ充テアリシヤ
問　他聯庄ト或ハ氣脈ヲ通ジ或ハ規約等ヲ設ケアリシヤ
答　大概ハ村長ガ兼務ナリシ
答　接近セシ聯庄トハ規約ノ設ケアリテ相互應援スルコトヽナリ若シ違約セシトキハ連座ノ責ヲ以テ罰金百圓ヲ出スコトヽナリ居リマシタ
問　保甲局長及聯庄長ハ官ヨリ命令セシモノカ
答　局長及聯庄長ハ安平縣々廳ニ於テ命シタリ
問　其罰金ハ實行シ居リシヤ
問　聯勇ト云ヘル壯丁ハ如何
答　行ハレ居リマシタ
答　聯勇ハ聯庄内ノ壯丁ヲ以テ之ニ充テ別ニ命令ナクトモ義務上聯勇トナリ居レリ
問　保甲組合内ヨリ惡人ヲ出シ或ハ情ヲ知ツテ犯人ヲ潛伏セシメタルトキノ處分法アリシヤ
問　局長聯庄長又ハ聯勇等ノ報酬アリシヤ
答　義務ニシテ無報酬ナリシ
答　惡人ヲ出シ或ハ潛伏セシメタル本人ハ自然衙内ニ捉ヘラルヽ

コトニナシアリタルヲ以テ聯庄規約ニハ記シアラザリキ
問　聯勇ニシテ賊ヲ逮捕セシトキノ賞與ハ如何
答　一賊ニ付金二十圓ト規約ノ中ニ定メアリマシタ
問　然ラバ一人ニテ二賊ヲ逮捕セバ四十圓ヲ二人ニテ逮捕セバ一人金十圓ヅヽ賞金ヲ與フト云フ意ナルカ
答　然リ
問　賊ヲ殺シタルトキハ如何
答　一賊ニ付金二十圓ヲ賞與セリ
問　聯勇ガ賊ノ爲メニ終身不具者トナリタルトキハ如何
答　一時金百圓ヲ與フル規約ヲ爲セリ
問　負傷者ニ對スル處置ハ如何
答　全治スル迄藥價料ハ醫師ノ義務トシ其他ニ一日金十錢ヲ患者ニ與ヘル方法ナリ
問　賊ヲ捕ヘザルモ聯勇ニ於テ贓物ヲ取還シタルトキハ賞金アリシヤ
答　其見積額ノ二割ヲ被害者ヨリ徵シテ賞與トセリ
問　聯勇ガ逮捕セシ賊ハ悉ク官衙ニ送致セシヤ
答　鑼ヲ鳴ラシテ庄内ニ知ラシメ一面ハ戰鬪ヲ開始スルノ方法ナリキ

如是狀況を以て、我日本領臺の時に及びたるも、各地の運用狀況も齊一ならず、その運施に就ても、弛張區々たりしが、明治二十九年嘉義方面に於て之を認可復活せしめたるを始めとし、明治三十一年律令を以て保甲條例發布に至りし經緯及其後の狀況は別に記する處あるべし。

【團練卽壯丁團の前身】　團練とは所謂兵農にして、地方一旦兵亂あれば壯丁相團結して干戈を把りて軍に從ひ事なければ常業に服するものとす。本島素此制なかりしが、兵亂頻りなるに際し、挺身軍に從ふ義民なる者あり。軍其力を得ること多かりしを以て、嘉稱せしかば來り投ずる者益々多し、茲に於て、官義民主をおき之を統率せしめ、義民には餉費月三圓を支給し銃器彈藥其他一切の軍需品をも支給し、組織稍々整頓す。之れ實に康熙末年の頃なり。爾後義民の組織漸次整備するにつれ、民間の富豪亦自ら義民を募集し以て軍に從へるものあり、一切の經費を自辨し敢て國帑に賴らず。官は軍旗、製記（印章）札諭（義民首なるの指令）を與へ、事平くの後論功行賞あり以て民心を鼓舞せり。乾隆五十二年林爽文の叛亂に當り賊義民軍の白旗を見る時は戰慄して走れりと云ふ。然れ共當時尙規制する處なし。同治十三年日本征臺の役あり始めて團練總局を設け、地方の紳士に命して局首と爲し壯丁を訓練して不虞に備へしむ。一時非常の聲勢ありしも後は僅に其名を存せるのみ、光緒七年團練總局を培元總局と改め其組織を一變して平時の用と爲し、乃ち慈善に關する事、道路溝渠の修繕に關する事等も掌理せしむ。清佛役後再び團練總局と爲し組織も亦極めて整理す。卽ち次の如し

一、各縣に團練總局を置き縣下各分局を統督す。

一、總局に局紳を置き進士舉人等の名望ある者五六名を以て之に充て事務を處辨す。

一、城市各所及地方の各置に分局を設置す。

一、分局には紳士二三人を置く、城市は總簽首之に當り地方は其總理若くは名望ある者之に充つ。

一、城內各所に練勇四十名城外に百名を備へ郊外亦三百名を養設す。

一、三郊分局を除くの外各所に團勇を備へ所內の壯丁皆之に當るものとす。

一、練勇は日夜訓練を受くる義務及巡警等の職務あり。團勇は五日毎に來集して點檢を受くる義務あり。練勇は現役にして、團勇は豫備徵員の如き者とす。

一、練勇には毎月四圓八十錢を團勇には毎月八十錢を給與す。

一、地方は練勇、團勇の制なく、分局の局紳其壯丁名簿を調製して總局に報告し知縣時々各地に出張し點檢を行ふ者とす。

一、銃器彈藥其他一切の軍需品は總局より給與す。

如是して訓練に勉めたる結果、外敵に當るに足らずと雖も土匪は攝服するに足れりと云ふ。其後自然に廢滅し、光緒二十一年日清開戰の事あるや、臺灣巡撫上奏して再び團練を開始し、林維源全臺團練大臣となりたるも、捐金募集等のことなく唯紳士を地方に派遣して號補（壯丁記章）を各置の總理に下付し、置內の壯丁名簿を調製し、條約を立てしめ通迫に及ぶ時の準備を爲せしに過ぎざりき。要するに團練は一朝兵亂あるの際一時地方の壯丁を訓練して以て軍隊の及ばざる處を幇助せしむるものにして、常時存在せず、組織亦必ずしも一定の條規に據らず、大概地方官憲に於て隨時斟酌せるに過ぎざりしを、明治三十一年日本政府保甲條例を發布せる後に至り所謂壯丁團の名目の下に保甲に附置せしめ其精神及形骸の幾分を踏襲せるものと見るを得べし。

●隘勇制度起源及變革

臺灣特殊の事情に基き、他に見ること得ざる發達を遂げたるもの、防蕃の施設として見る隘勇制度を其の一に數へざるを得ざるなり。次に隘勇制度の起源及變革に就て記する處あるべし。

【領初當時に於ける蕃害狀況】　蕃人の起原、變移を考究するが如きは本書の目的にあらざるのみならず、亦他に適當の

薄書存すべければ之を省略せん。既に康熙年代清朝の臺灣を征服せる以前、多數の蕃人存在し、跳梁を逞ふし居たることは瞭なり。當時に於て歸化せし生蕃は、總督、覺羅滿路の奏文によるに、「南路生蕃山猪毛社等十社、四百四十六戶、老幼男女千三百八十五名、北路生蕃、岸裡社、四百二十二戶、老幼男女三千三百六十八名」とあり、此南北の二蕃は共に從來殺人獵頭を事としたるを以て前年之が討伐行はれたるが、此蕃社討伐の結果大に威武を輝かしたるが爲に、漸く招撫に就き歸化したるものならん。其之を處置するの法として記する所を見るに、各蕃酋の約束に任かせ、之れを羈束することなく、却つて兵民を取締りて其蕃界に入る事を嚴禁し、以て事端を擾生することを杜ぎ、從來交通せる熟蕃のみをして舊の如く貿易を爲さしめたるのみ。又其貢賦としては、毎年鹿皮五十枚、（換銀十二兩）を納めしめ、本島兵餉の歲入に供したりと云ふと雖も、是れ果して一定の賦稅なりし否や疑問なり、局に當る者、招撫手段として銀牌、衣幅、酒類を蕃人に與へ、殊に蕃酋を優待したるの事を顧みるときは、物品交換たるの狀ありて直に歸化撫育せるものと見るべきか疑問なり。恐らく名義上、歸化の美名を誇らんとするにありたるが如し、是れ以て當時の撫蕃狀態を窺知すべきものなり。

【蕃人高山に隱る】　叙上の外國初蕃人に對する經綸は殆ど簿書の徴す可きものなきが故に知る可らざると雖も、當時の時勢に因て之を察するに散漫なる當時の政治は、移住民をして獨り蕃域蠶食の慾を逞しふせしむるに止まるを以て、標悍冒險なる移住民は蕃民を驅逐して以て其地域を侵食するを事としたり、左れば蕃人は多く高地に逃れて此等侵食者を以て終生の仇とするに至り、卽ち所謂高地蕃となり、然らざるものは歸化して、熟蕃となりたるが如し。而して其熟蕃に對する國初の撫蕃の方法も又簿書の徴す可きなしと雖も、通事を置きて其中間に立て、專ら媒介の勞を取らしめ、蕃人をして蕃餉（年貢）を輸せしめしと云ふも、藤葛竹木若くは土產（新開化して耕作せるものは其米）の若干を官に納むる迄にして、而も其間專ら利益を取るものはかの媒介の通事なりしなり。之と同時に冒險なる移住民は、蕃人を山から山へと追驅して遺利を獲取し勢底止する所を知らざりしが如し。例へば當時鼎元の竹莽記事に徵するも、竹塹浦寬長百里、行竟日無人煙、野蕃出沒、伏草野以伺殺人、割首級剝、髑髏飾金、誇爲奇貨、由來久矣、行人將過此、必作熟蕃、挾弓矢爲護衞、然後敢行、亦門有失事者、以此視爲畏途、云々とあり、而るに此畏途の地は異時僅かに十年、則ち雍正九年に至りて淡水縣知の處轄となれり、以て當年移住民が蠶食の勢昌なりしを推見するに足るものあり。

【土牛紅線を創始す】　其後藍廷珍朱一貴の叛亂を平らぐるに當り、朱黨の蕃地に遁るゝを憂ひ大に諸事を配布して蕃界を警戒し土蕃を召集し賞を懸けて反徒を殺さしめたるに土蕃は良民を殺し良民の憤激を買ひたることあり。其後蕃亂平らくに當りて其善後の處置としては次年（康熙六十一年）に諸蕃地界に土牛紅線を作れり、土牛紅線とは地の蕃界に接し民の蕃人と交る處に土にて堆を作り、人民の樵採耕土するに當り此界を越えて蕃端を啓くを許さずと云ふに在り、今の地名に土牛庄、土城庄等の文字を遺せるは當時土牛紅線の存置したる示せるものなり。蕃社雜記に曰く、康熙六十一年、官の此土を築きしは凡そ生蕃に逼近する所、相去る數十里（清里）或は千餘里、石を竪て、之を限り、超えて入るものは禁あり、是れ匪類逋逃の藪根を刈りて民蕃交涉の衅端を杜くの主旨に據れりと、蓋し此朱亂後剿蕩の舉に於て蕃界への逋逃を剿するに苦しみ、退嬰なる當局者は是等姑息の雛隔方法を案出するに至りたるものと云ふ可し、而も是れ本島に於ける蕃界經綸の第一聖にして實に所謂隘勇線の根源を爲せるものなり。

【蕃界侵入を禁の勵行す】　土牛紅線を築き、人民の侵界を禁せしことは右の如くなるが、而も尙侵食の勢益甚しかりしを以て、雍正七年大ひに禁を嚴にし、之れが警戒を忘れる當該地方官民は、官一等を降だし其上長官は罰俸一年

に處し、若し賄賂を納れて之を許す如きあらば免職の上、贓罪の律に照らして處分せしめ、又三年間民蕃交渉の事なく無事平安なる時は當該官の姓名を上申せしめて褒奬し、且つ該地の民蕃に賞與を給するの例を定む。是亦た民蕃交渉の紛擾に懲りて其退嬰政治主義より姑息の手段を講ぜる者として見る可し。而して反面に於て移住民侵食の勢が益民蕃交渉を致せるを證するものなり。

【清人蕃地を鑿墾し民隘を起す】　然れ共蕃地蠶食の勢は判底是等姑息なる隔離主義にて制止す可らず、竹塹一帶蕃人出沒の地は遂に在臺の市街こなる有樣にて、蕃地拓殖の勢は駸々こして進み、襲の所謂土牛紅線は業に既に腹地こなりて又た其痕跡だに徵するに由なきに至り、是に於て蕃人の歸化附屬するものは則ち同知を設けて之を管轄せしも、其制するこ能はざるの生蕃に至りては當局有司も之を壓するこ能はず、汎防の兵も又之を征するの餘裕なし。獨り彼れ拓殖に銳なる冒險の漢人は是等官の保護に依頼するこなく、自ら民隘を設けて傍ら防蕃の法を講じつゝ蠶食專横を逞ふしたり、一例を傳説によるに暗坑内外五庄の地方は潘開鳳の開拓せし所、大嵙崁地方は謝秀川の開きし所、頂雙溪地方は連喬吳爾の移殖したる所、其餘水返脚、深坑、新店、皆乾隆年間に開拓せられたるものなりこ。彼等拓殖の法は墾戶（開墾の頭領）の股を集め（株を集めることなり）貲を合して開墾せしものあり、（例せば大嵙崁の如く）或は一有力家の貲を投じ、業主佃人を招きて拓殖せしものあり、（例せば暗坑頂、雙溪の如し）而して之等拓殖こ云ひ、開墾こ云ふも皆原住者を驅逐せる上の事なれば、其進取こ自衞この爲に、各要地に隘蕃を設け隘丁を雇ひ、日夜監視の下に於て拓殖を計りたりき、之れ所謂民隘にして後來官隘の緣源こなりしものなり。而して是等民隘の組織は、當時理蕃同知の已に蕃害を制するの威力なきが故に、施然こして其爲すまゝに放任したりしものなり。又傳説によるに乾隆五十年林本源は私財を投じ、基隆より暖々街、四腳亭、三瓜庄を經て三貂嶺を越へ頂雙溪に通ずるの道路を開きたりこ云ふ、固より鳥道、獸徑に過ぎざる可しこ雖も各所の開拓は遂に道路開業を促すに至れるを見るなり。

【官隘の起原と其組織】　乾隆五十三年、福建將軍福康安は四川官制の制に倣ひ官隘六座を設く、内山險要の地に隘寮（草屋）を設け、生蕃を防禦するが爲なり。曾て土牛紅線を作り以て定界こなし、相冐さゞらしめしも、人口日に增し土地日に開け、耕民土牛を踰するこ數里外に在り、襲きの紅線既に踪跡なきに至れるを以て、隘寮を設け生蕃の紛擾を免れんこせるなり、是れ官隘の起原なり。

如是して設置せられたる官隘五、民隘二十四計二十九箇所なり、各隘のある所、必らず隘丁あり、他に隘首一人ありて之を統ぶ、民隘の隘丁、隘首の給料は、地主四分、小作人六分の割を以て隘首に交付して支給す、毎一人一年の給料穀にて三十石、銀にて拂渡す、時は三十圓を給す、隘首の給料は隘丁の内より收入す、官隘は、募丁百二十五名にして、毎名年に銀三十圓を給せり、惟九芎林の一官隘は、官屯租を徵して凡て之を官給す、其餘の官隘は、官四分民六分の割合を以て給養せり。

參考の爲め當時總督の設丁の原議を記すに左の如し。

一、隘丁を設置して邊防を重んずるこ

一臺灣近山の地は舊に仍り隘丁を設置せんこす、但し從前は土地を與へて耕種又は口糧を給し、均しく民蕃の自辨なりしが、今や該所の土地は屯丁に歸したるが故に、官の徵收に係る地銀の内より支給し、仍ほ各隘に監督の責に任んじ、營汛こ相表裏して竭力巡防せしめば、蕃民益安堵して耕作す可しこ

一官隘民隘此の如く定めあり隘丁隘首此の如く備はれりこ雖も、拓殖の勢甚だ昌にして、愈進めば愈進み、數年な

らずして已に隘寮を更易し、隘首は卽ち蕃割（番人の利益を壟斷するの通事）となり、隘丁は半ば匪徒となり、當局も之を制するに由なく、遂に內山の衆を爲したりと云ふ。

【隘首の耕作自給を許す】　道光二年蘭境林泳春の亂後楊廷理は、蘭地（今の宜蘭方面）の生蕃擾害甚しきを以て各蕃山の入口に隘寮を設け、隘首を撰ひ、蕃丁を率ひて蕃人を防禦し以て耕作及樵薪の小民を保護せり、其隘首番丁の入費、及び報酬は總て附近の諸佃に就て田園の甲數を按し、隘首をして佃人に就き徵收せしめたり、而るに是れ已に四六の征租を收むるの佃人に取りては、輕からざるの二重稅たり。是に於て延議、山麓の瘠土を給し、隘首の佃を耕收するを准し、以て其口糧に充て、異時開墾終るを待て、丈量して之れが數を明かにす可く、以て佃民隘費を支給するを免ぜしむ、但し隘首の耕地は、官給に係るとも雖とも、其開墾の入費は隘首の負擔する所なるが故、其耕地は隘首が世襲の業たらしめたり。

【劉銘傳の隘制改革】　劉銘傳に至り淸佛平和の議成るや當時隘制既に廢れ、猖獗を極めし番人を膺懲せること數次に及びたるが同時に臺東に施設せる撫墾委員の組織を擴張して撫墾局を設けその總局及分局を各地の番界におき總辨、會辨をして事務を處理せしめ一面番人を撫慰すると共に他面武力の制壓を加ふべく、一齊に是等官隘民隘を廢して隘勇を組織せり、蓋し隘首の蕃割となり、隘丁の匪徒となりたることは嘉慶に萌し、其後該制度は益破壞し有名無實となりしこと久しかりし爲り、銘傳は勇軍を用ひて大嵙崁、三角湧地方の番人を膺懲せしに、水土に慣ずして病死するもの頗を多かりしかば、舊隘丁其他土人を招募して勇營に倣ふて兵營五營（一營五百人）を編成し且つ西洋銃を携帶せしめ洋式訓練を爲さしむるに至れり、卽ち大嵙崁方にては、五指山、三角湧、水流東等に分駐し記名提督之を統べ彰化地方には二營を設け天湖口、北港口に駐在し林朝棟之を督せり。

其他蘭澳地方に在りては、蘇箕湖、武荖坑、冬瓜山、五里亭、金面山、白米甕、零工圍、鼻仔頭、阿里史、洪邦廓、紅柴林の山麓に二十名宛を配布せり。

如是隘制の刷新も、劉巡撫の更迭と共に、諸般行政は皆縮少せられ、隘制も亦再び廢頹して運用宜しきを得ざるに至り終に官隘以外幾多民隘を生じ弊害百出せるも、斷然之を改善刷新するに至らず　以て臺灣の割讓に及びたるが、領臺の當時隘制大概廢頹、罩り臺中及新竹方面にその形骸を存じたるを以て、日本新政府之を繼續更生せしめたるは既に前章記する處の如し。

第一篇附錄

第一、臺灣總督の更迭と其薨任の訓示

●領臺當初の本島警察の首腦者　海軍大將樺山資紀明治二十八年五月十日臺灣總督を仰せ付られ辨理公使水野遵初代民政局長となり赴任したることは別章既に之を述べたり。以下歷代臺灣總督の更迭と薨任の際爲したる訓示を掲記すべし。

●樺山總督辭任桂太郎襲任　明治二十九年六月二日、樺山總督は樞密顧問官に任ぜられ、陸軍中將子爵桂太郎新に任を受く。六月十三日著任同十八日施政方針左の通り訓示せり。

太郎臺灣總督の重任に膺り親しく此地に至る、而して諸政の施設は前總督樺山伯爵と其方針を異にせざるを以て、各官擔當の事務は着々其歩武を進め萬遺算なきを信ずと雖、左に將來施行すべき政務の大要を述べて、各官の行務上に資せんとす。

一　總督は條例の明文に基き委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し諸般の政務を統理するか爲に府中に民政軍務の二局を置かれたり、而して其職務は各異なりと雖、之を究竟するに皆臺灣に於ける國防及治民の目的を達するの機關なるが故に、双互相倚り相輔け毫も相軋轢することなきを期し、文武官は今後益其交情を濃め互に相讓り、臺灣全體の利益を進捗することを勉むべし。

二　文武の政務を問はず、其事の外國政府又は外國人と交涉するものに付ては、之を處置すること最周匝確實なるここを期すべし、蓋外國政府又は外國人に交涉するものは、其事件の進行如何に依ては其關係は當府に止まらずして、帝國政府に累及することあるべく、畢竟小故の爲めに國際の問題を引起すことを欲せざると同時に、苟も帝國の威信を損傷することなきを期せざるべからず。

三　内地に於ける法律規則は、漸次之を臺灣に普及するを勉むべしと雖、人情風俗言語の異るものあるが故に、今に於て彼是の區別を撤し、同一の法律規則の下に之を律せんとするときは彼此撞突を免がれざるのみならず、人民をして生命財産の安固を保たしむるの目的を達することを能はざるべし。故に地方行政の進行と倶に各地の人情風俗言語の異同を審査し、法律規則の之に適應せざるものに就ては、勅令又は律令を以て除外例を規定し、兩々相俟つて法律規則の目的を達せざるべからず。

四　地方行政は、被治者と直接の關係あるを以て、政務の施行上寛猛其度に適するを要するか故に、一面に於ては指導教養以て皇化に服せしめ、一面に於ては刑罰嚴明以て威信を示すことを勉むべし。特に無智矇昧なる生蕃人に至りては、之に施すに恩を以てすること過ぐるときは狎れ、接するに威を以てすること過ぐるときは怖れ、俱に撫育の目的を達せざるの結果に止まることあるべし、故に地方行政の目的を達せんとせば地方官は警察と兵備とを羽翼とし以て寛猛其正を得んことを期すべし。

五　公衆衛生の人生必要に屬するは内外固より相異るなしと雖、臺灣の氣候は殆んど熱帶に接し、風雨寒暖の變化は之を内地に比するに懸隔甚だしく、之に加ふるに清國一般の風として清潔法を行ふことなきを以て、常に健康を害するものあるは免がれざる所たり。而して臺灣事情の相知られざる或は全島を擧けて瘴癘毒霧の境域と誤認するもの之なきにあらず、故に經費及事情の許す限に於て衛生的施設を實行し、以て之を内にしては現に臺灣に

居住するもの、疾病を免がれ、之を外にしては將來に移住し臺灣經營を翼贊せんとするもの、爲に畏怖心を生せしめざらんことを要す。

六　殖産興業は利用厚生の方法たり、故に之が施設を忘るべからざるは言を須たずと雖、之を施設するの當初に於て充分其施設すべき事項の利害得失を審究査覈し萬缺失なきを勉むべし、故に各地方に於て特に施設すべき殖産興業の方法に就ても、豫め目的順序を明にし將來發達の成算確定するに至て始めて着手するの方法を取るべし。

七　土人の教育は一日も輕忽に付すべからず、而して之を施行するに方りて邦語を學ばしめ主として帝國なる觀念を養成するは勿論、之と同時に智識を開發するの手段を行ふべし、而して刻下に於ては教育方法の高尚ならんよりは寧ろ普及を以て要旨とすべし。

地方行政の目的を達するには、人情風俗言語に通ぜざるべからず、故に土人に邦語を學ばしむると同時に吏員も亦事情の許す限に於て臺灣語を研究するを勉むべし。特に警察官收稅官の如き人民に直接の關係を有するものに於て然りとす。

八　運輸通信の便利を發達するの必要なるは勿論なりと雖、臺灣に於ては今僅かに電信郵便の端を開きたるに過ぎずして將來益々之が發達を圖らざるべからず、故に鐵道の敷設港灣の修築沿岸航海の保護皆臺灣の經營上緊急に屬するを以て、政府に於て已に之か目的を達するの方法を講究しつつあり、就中最緊要なるは内地と臺灣との交通の安全を保つこと、沿岸航海の發達を計るにあり、内地と臺灣との商賈上の聯絡を保つ能はざるを以てなり。

九　各官の事務を處理するは、須らく繁文褥禮を避け敏捷活達を勉め實務を進行するを期すべしと雖も、當該機關の移住を阻害し、之を將來にしては内地と臺灣との交通頻滿ならざれば、之を現在にしては内地

の責守を明にし、以て相侵犯することなく、双互能く紀律を守り其權域内に於て充分其職責を盡すべし、顧ふに秩序を保維するに切なるときは繁褥に流れ易く、敏活に進行する急なるときは放漫に陷り易きの弊あり、故に各官各其責守の範圍内に於て秩序を保つと同時に、敏活なる手段を以て事務を進行せんことを要す。

十　文武官の其職務に對する常に誠實勤勉なるべきは勿論なりと雖、各官率先して此新領地の經營に從事し、日夜勤苦せらるゝは夙に聖聽に達したり、已に屢侍臣を派して慇勞の恩典を拜したるが如き以て見るべきなり、是れ各官の榮譽に止らず臺灣全體の榮譽たり、故に各官は平素益誠實勤勉以て此聖恩に報ぜざるべからず。

以上は太郎か所思の一斑を叙したるものなり、今之を概括せは官紀は嚴肅にして其責守を明にし威信を保つべく、各般の政務は確實敏捷にして緩急を過つことなきを要すべし、各官は此意を推して他に及ぼし以て行政全體の進行を企圖すべし、而して其要目に至りては更に各局長に命じて通達せしむる所あるべし。

●桂總督辭任乃木希典襲任　明治二十九年十月十四日、桂總督在任僅か四箇月にして願に依り本官を免ぜられ、新に第二師團長陸軍中將乃木希典臺灣總督に就任し十一月九日著任す。同二十八日官紀の振肅に關し次の訓示を爲せり。

凡そ官吏は政府の機關にして治化の本源たり、其の職を行ひ身を處するの際、宜しく紀律を正くし、德義を重し、責任を明にすべし、是れ刑法の外官吏服務紀律の規定ある所以なり、顧ふに臺澎全土我か版圖に歸してより日尚ほ淺く、百般の事業概ね創始に屬し、政府の施設官吏の行爲は内外人の倶に注目する所なり、是の時に當り、職を玆の土に奉ずる者、當さに增々紀律を嚴にし、德義を重じ、責任を明かにし、以て政府の威信を宣べ、統治の實效を擧げざるべからず。

夫れ、從順、恪勤、清廉、公正、愼密は官に居るの要にして、奉公盡忠の道、卽ち亦此れに外ならず、故に長官の指揮命令には宜しく從順なるべし、若し或は其の指揮命令を穩當ならずと思惟するものあるときは、敬禮を失ふことなく具さに意見を陳して上官の採納を仰ぎ、若し聽かれざるときは己を捨て命に從ふべきのみ、職務を執行するに宜く誠實勤勉にして、責任を明かにすべし、身を奉し心を持するに宜く儉素にして清白あるべし、人を用ひ事を處するに宜しく公明にして正大なるべし、官務の機密は宜く愼重にして漏洩することの無かるべし、凡そ此の數者は職を官に奉ずる者の平生最も意を致すべきの要たり、苟も此に缺くる所あれば官吏の體面何に由て保たん、而して政府の威信亦將さに是に因て地を拂ふに至らんとす。監督の責ある長官は宜しく風紀を嚴にし節制を嚴にし常に所屬官吏を飾勵して苟も非違の行爲なからしめんことを勉むべし。若夫れ服務規律に違ふの顯狀ある者は卽ち檢擧し輕重に從ひ懲戒處分に付し毫も假借する所あるべからず。

●乃木總督辭任兒玉源太郎就任　明治三十一年二月二十六日、臺灣總督乃木希典依願本官を免ぜられ、第三師團長陸軍中將男爵兒玉源太郎臺灣總督に任せられ三月二十八日著任せり、歷代總督の恒例と爲せる澁任の訓示は之を行はず。越へて六月五日地方長官を召集して始めて次の如き施政方針を訓示す。

本島施政に關する批難は紛々擾々の有樣にて、就中司法問題なるものは大に當時の人心を喚起して或は法院問題となり、或は違憲問題なりとまで絶叫せしむるに至れり、然れども是或は感情の衝突に過ぎざるものならん。入府後、高等法院長檢察官長にも直接に面談し、又民政局長よりも是等の人々に協議を遂げ、多少の議論在りしと雖、遂に法院條例改正案憲令を草し、評議員の議決をも經て御裁可を仰ぐ迄の運に至れり。

本島に於て憲法の施行せられ居るや否やの理想問題は暫く擱き倒官の保障は必要を認めたり、然れども一に內地の構成法に據らんとするは本島の事情に照し却て過きたるは猶ほ及ばざるが如しの感なきにあらず、故に陸軍理事保障の程度に準し甲乙叅酌して以て是等に關するの律令案を定めたり。他日改正條約實施の日も何等差支を見ざるの餘地を存し、適宜進行の活動を妨げざるを期して從來蟠屈せる苦情を洗滌するの措置を施せり。

以上は事專ら司法に關するものなりと雖、地方行政官に於ても亦間接に連係あるの問題なるを以て、茲に經過の大要を陳べ置くの必要あるを思惟せり、諸君も亦各自行政上の關係に就き此意を以て措置せられんことを希望す。

牧民の業は凡そ地方の人民を安ぜしむるより切なるはなきなり、而して人民を安堵せしむるの要一に疑懼の念を愼かしめざるに在るのみ、乃ち官衙の命令する所總して一途に出て、政治の簡明を示して人民の依るべき所を知らしむるを要す、是を以て甲乙の官衙に分れ、自然命令の區々に流る、の弊を生ぜざることに力めざるべからず。今此目的を達せんと欲せば、地方制度を簡易にして事務の敏活を圖るに如かざるなり、今尙民心を得るの點に於て彼の支那流の政治に讓るあるの狀なき能はざるものは何ぞや、曰く此粗野幼稚の人民に對し我の官衙構成複雜にして其命令は動もすれば區々に分れ、彼の官衙單一にして其政令は每て一途に出づるに歸因する所あるに依るものなきにあらず。

警察又は撫墾の兩署事務を擧げて、辨務署中に一括するの制度に改正せるもの其意の一は蓋是に存するのみ、且此改正は將來望を屬するに足るも、實施の至難にして幾多の苦情を醸生するの覺悟なかるべからず、特に辨務署長の選擇に至ては一に地方長官の手中に任ぜん、望むらくは選擇を愼重にして玉石を明判せられよ。是皆、將來此制度施行の苦情を排し、良結果を收むる爲に豫め注意すべき要件たるは夙に諸君の了知せらる、所たるを信ず。

尙此任選に就て一言すべきは、吏員は務めて渡臺中の人物より推擧し已むを得ざるの場合にあらざれば他より新に

任用せざることに注意せられたし、是衆人皆悉く然るとゝ云ふにあらすと雖、渡臺者の意中を推察するときは、我が國家の爲めに盡瘁せんと欲するの希望に出たる者多きに居るものと看做さゞるを得ざればなり。

所屬吏員の昇級の如き、其已に年限に達したる者と雖、此一段落を見るの後ち宜きを得て決行するの可なるを知れり。

下級官吏の措置は冗贅を去り、精練を擧げ、彼の剩餘を以て是が不足を補ひ吏員をして生計に困難なからしめんとす。

土匪の害も亦政治の邪魔なり、然れども土匪と稱する者の中に於て其の種類あり、能く之を判別して處分すること肝要なり、一概に土匪を同視すべからず然らずんば却て政策を錯るの恐あらんか。

是等の禍害に備ふる機關として、警察及憲兵の二種あり、嘗て聞く所に依れば憲兵は警察に優れりと、今茲に實地の情況を觀察するに民政上寧ろ警察の適任なるべきを知れり、殊に三段警備の說の如き其未だ治臺に適切なる所以を知る能はず。

軍事の教育は固より警吏より憲兵の優れるあるべしと雖、禍機を未發に禦き、其禍を利して其福に化さしむるの妙味あるは警察の運用に如かざるなり、設備以來半歲にも至らざるの今日に於て、三段警備の廢止を企圖する如き朝令暮改の嫌なきにあらずと雖、其可ならざるを知て之を改めざるは快しとせざる所なり、只當さに漸を以て之を行ふべし。

兵力は國家の寧靜を維持するに於て一日も缺くべからざるものなり、然れども今日の如き制を執りて兵力を細分するは兵力の效用を奏する能はざるのみならず、寧ろ用兵の法に於て願ぶる危險の虞あり。

又兵力を要すべきの敵なるや否やを詳かにせずして、直ちに軍隊の偵察を出すが如き、或は地方官の未だ知らざるに先ち、軍隊の已に討伐を試むるが如き、皆其宜きを得たるものにあらざるなり。

現今の匪情を察するに、彼自ら唯速に歸順するの道を得んことを希望するが如きものあり、此際に在り警察の妙用を利せずして、兵力に一任するの狀況あるは得策と云ふべからず、軍隊は固より行政警察的の教育あるものにあらず、此の如き軍隊を以て警察的任務に當らしむるは既に當を失すればなり、然れども今之を急遽に制するは却て弊を釀すの恐あり、漸を以て矯正に力めざるべからず、地方官々制改正條文に於ても亦大に此點に注意を加へ置けり。

臺灣の財政は國庫に依賴せずして漸次獨立を期するの希望なり。今日の場合に於て其の實施を見るは固より容易の業にあらず。且直ちに當初の收入豫算額に達せしむるに至らざるべしと雖、今後の收入に於ては三十年度に比して大に增加の見込あり。

又舊政時代に於ける負擔範圍を以て、今茲に地方稅を徵せんと欲す、是或は更に地方官の難事を加ふるの感なきにあらずと雖、偏に盡力あらんことを乞ふものなり。

事業費は少くも五六千萬圓を要すべしと雖、是は公債に依るも可ならん、經常費は本島の自力に依つて之を支辨せんことを目的とせり、今日迄の調査上の豫報を以て之を考ふるときは、三十二年に至りて此の方針を以て一歩を進むること亦敢て至難の事に非ざるなり。

鐵道事業の如き、今や鐵道會社の成立實に望なきにあらず、理論的の議論は暫く擱き、卽ち曾て官設論者たりしも今日臺灣總督府としては、此業一日速かなれば一日の利あるを認め、平生の特論を擲ち民設急施を認可するに決せ

んとす。

教育は一日も忽諸に付し去るべからず、然れども漫に文明流を注入し、權利義務の論に走るの風を養成し、新付の人民をして不測の弊竇に陷るごとなからしめんを期せざるべからず、故に教育の方針を定むるには頗る考究を要せざるべからず、教育素より必要なれども其方針竝に程度は目下考案中にして寧ろ未定と云ふの外なし、諸君と共に今暫く熟慮を要するの問題とせん。

而して兒玉總督は在職十年に垂んとする間、內閣及陸軍の重要地位を兼職せること一再ならず、今之を示さんに明治三十三年十二月には陸軍大臣を兼任し、三十五年三月陸軍大臣は依願免官となり、翌三十六年七月十五日には內務大臣を、同十七日には文部大臣を兼ねたるが、九月二十二日先づ文部大臣を罷め、亞で十月十二日內務大臣をも罷め、參謀本部次長に補せられる。日露戰端を開くや六月陸軍大將に昇進、同月二十日滿洲軍總參謀長に補せられ、七月六日滿洲の野に出征、明治三十八年皇軍の大勝に依り休戰條約成るや、十二月七日凱旋せるも、翌三十九年四月十一日には參謀總長に補せられ、始めて臺灣總督の任を解かれたり。朝廷兒玉總督在任中の勳功を嘉賞し給ひ子爵に陞せられ給ふ。七月二十四日卒然腦溢血にて薨去す。

●兒玉總督辭任佐久間左馬太襲任　明治三十九年四月十一日、兒玉總督參謀總長に補せられ願に依り臺灣總督を免ぜられ、同日陸軍大將子爵佐久間佐馬太臺灣總督に任ぜらる。

佐久間總督は、着任匆々恒例に依る訓示は爲さず、六月地方長官を召集し地方官會議を開催せるも、其の訓示は唯前代の方針を變ぜざること、竝に官民の安堵に努力すべきを簡單に述べたるのみにて余は之を民政長官の訓示に讓れり。

●佐久間總督辭任安東貞美襲任　大正四年五月一日、臺灣總督佐久間左馬太依願免官となり陸軍大將安東貞美襲任す。佐久間前總督は豫て病氣靜養中八月三日仙臺の自邸にて薨去せらる。安東總督は愼單なる就任の訓示を爲したる外、大正五年一月二十八日地方官會議を開くに際し、始て次の如き詳細に亘る施政方針の訓示を爲したり。

凡そ官吏は、至誠盡忠の精神を以て其の職務を執行し、苟も官吏服務紀律に違背するが如きことある可からず、殊に臺灣の如き植民地に於ける官吏に在ては民を啓發し、範網を更張するに於て一層其の必要を感ずること痛切なり、故に讀嚴勉勵以て一般の儀範たらむことを期せざる可からず。今左に服務上殊に留意すべき要項を示し、以て吏僚と俱に之を遵行せんことを期す。

一、官吏は清廉潔白を旨とすべし。

廉潔以て、身を持し、清愼以て、操守を堅くし、信を民に取るは卽ち治術の要道なり、苟も貪に殉して其の守る所を喪ひ、財に臨みて其の情を奪はれ、得失によりて其の心を亂り、利害を擇ひて趨舍を爲すが如きことあらば是れ明に公器を以て私を營むものにして、啻に己人の榮辱に關するのみならず、又實に國家の威信を害ふものと謂ふべし、故に官吏たる者は、常に儉德を愼み、清苦に甘んじ、浮華を去り、質實に就き、清廉を永持して終始一貫渝ることなからむことを要す。

二、官吏は品行を端正にすべし。

義を以て事を制し、眞を以て自を養ひ、舊染の弊習を去り、日新の修德に志すは、以て官吏たるの人格を完成し國家有要の器たる所以の道なり、若し夫れ放縱不謹愼にして自ら檢束することを思はず、或は荒怠弛廢して止る所を知らざる如きは其の品位を傷け體面を害するものと謂ふべし。故に常に心術を正うして以て言行を愼み、發

憤紙礪して以て進境を開拓し、持重涵養して眞に官吏たるの威嚴品格を保たむことを期せざる可らず。

三、官吏は其の下僚の任免黜陟を愼重にすべし。

人に任ずるに各其の材を以てして始めて百職修まることを得べし、故に濫任輕用は飽まで之を避げざる可らず、況や私請を受けて徒らに推輓を爲し、私昵に依りて漫に薦引を行ふが如きは最も忌むべき所とす。苟も人を用ふるには必ず其の實を求めて其の績を考へ、能を進め否を退け、以て忠を顯し良を遂げしめむことを期せざる可からず。

四、官吏は忌憚無く其の意思を上司に輸たすべし。

上司は下僚の言路を壅閉することの無く、之をして正義讜論公言廷諍せしむべく、下僚は又法令の改廢時政の得失處分の當否等に就き苟も意見あるときは忌憚なく之を上司に開說するは實に其の本分と謂ふべし。然れども下僚の之を論ずるや一に奉公の誠意より出づるが如きことの無きを要し、又些も剛愎不遜の態ある可からざるは勿論、決して之か爲めに秩序を無視し、紀綱を紊るが如き輕擧ある可らず、而して一旦命令こして出づることあらむが直に之に服從し嚴に之を遵守し毫も背戾違反することを許さず。

五、官吏は其權力を濫用すべからず。

奸を禁じ亂に備ふるは密ならざる可らずと雖、法を持することを太た急なるは却つて民を安んずる所以に非ず。法を行ふは嚴を貴ぶこと共に運用の妙を要するが故に、常に法規の精神を體認して怨つことの無かるべし。若し、夫れ法を曲げて民の利を奪ふが如きことあらば、最も官權を濫用するの甚しきものと謂ふべし。官吏たらむ者は須く直を以て公明の政を行ひ威信を累積して治績を顯揚すべきなり。

六、官吏は民衆に接するに親切叮嚀なるべし。

政治の效果を厚くせんこと欲せば、必ずや人民を懇育敎導するの用意あるを要す、卽ち民を愛すること深く、民を憂ふること切に、無辜を哀憐し無告を唸ぐること無く以て衆庶を綏撫するに在り。苟も倨傲放慢にして民の事を輕するが如きことある可らず。然れども不逞非違の徒に對しては寸毫も假借することの無く嚴重措置せむことを要す。所謂慈愛にして能く斷じ以て斯の民をして政を樂しましむると共に、國法を嚴守せしめむことを期せざる可らず。

七、官吏は智識の砥礪に力め各自向上發展を期すべし。

民衆を撫育敎導するの任に在る者、須く內外の情勢に通じ能く治世の要を極めざる可らず。是を以て官吏は常に智識の砥礪に力め、苟も荒怠弛緩以て自ら足れりこ爲す可らず。研鑽自ら勵み究攻常に怠らず、不斷の努力を以て向上發展を圖り以て治道濟世の道を修むることに心を須ることを要す。

之を要するに爾今一層本島の民庶を誘掖し、利源を開發し以て安寧幸福を計り、上下官僚戮力奮勵私心を去り情實を排し、誠心誠意以て至公の政を敷かむことを力む可し。

●安東總督辭任明石元二郎襲任　大正七年六月六日、陸軍中將明石元二郎臺灣總督に親任せられ、同日安東總督依願免官こなり、新總督は七月二十二日著任翌二十三日府內高等官に對し左記の如き訓示を爲したり。

今回大命を拜し茲に諸君こ初めて面會するは頗る欣幸とする所である。

諸君の臺灣の地に赴任せられたる年月は各相違あるべきも、要するに臺灣に於ける諸君は充分の經驗を備へられて居る事こ信ずる、元來內地人こ臺灣古來の民族とを集めて夫れを統轄するは實に困難の事であるこ思ふ。此は獨り

臺灣のみでなく新領土竝植民地は總て然らざるはない。然るに困難は勿論困難であるに相違なきも、元來新領土に　
蒞む精神は夫れをして聊も內地と異ならぬ樣に造り上る目的に外ならぬのである。
上　聖德の赫耀たるものあり、下は諸君の熱誠あり、此を一貫して內地と違はぬ國民にする必要がある、又諸君は其
の抱負がなければならぬ。元來植民地の施政の方針も、時々變更することがある。之は其の時の狀況に依るのであ
る、又そう云ふ事を要する時代がある、然し根本は動かす可からざる基礎を確立したる軌道に依るべきものあつて、
直に日本の本土卽內地と異ならぬ領土を造るには諸君の努力に俟たねばならぬ。若し、此根本の目的に副ふ事能は
ずさせば、日本は土地を擴めても之を統治する能力の缺乏を證明するもので、見方に依つては、始めより爲さゞる
に若かずとも云はれても仕方かないと思ふ。
古來日本の歷史は到る處完全なる領土を造つて來たのである。其の時代に於ける目的は決して動かすべからざる基
礎の上に數千年來行はれ來たのである。固より時と處を異にせる今日臺灣に於て此の風土人情錯雜したる各民衆を
統御し指導する事は非常の難事と思ふ。從て之に當る諸君が、每時幾多の困難に遭遇するのである、其の結果とし
て色々の狀態や世評を生じ、或は甚だしく夫れを惡評し仕事が怠慢であるとか、官紀が振はぬとか云ふ樣なことは、
植民地で多く聞く所である。故に、此難局に當る諸君は、そう云ふ事を承知して已の一擧一動は大なる注目を以て
迎へられ、內地に於けるよりも以上に注意されて居ると云ふ事を覺悟せねばならぬ。植民地に於ける仕事は、大な
る反映を以て本國に迎へらるゝのである。事業の成敗は固より、個人の行爲に於ても多少の批評を受ける事なれば
其の十倍位に內地に喧傳さるゝのである。諸君は常に此點に留意して愼重の態度を失はざる事を切望するものであ
る。

內地と臺灣とは相互事情が通ぜず、又此土地の事情が複雜なる爲、意志の疎通を缺き上下の協力を失ふと云ふ事を
生ずる事が多い。之れ失敗の基である、諸君は何處迄も各般の方面に周到なる注意を拂ひ、充分に其の職責を盡さ
れん事を望むものである。次に臺灣の仕事は領臺以來非常に發達して居るが、未だ各種の事業は諸君の擔任せる點
に於て此上にも尙奮勵努力を求むる次第である。又精神的の相互の訓練は一日も注意を怠るを得ない。之等の點に
就いては益々鍛意進步改良を圖り、福祉を增進し、領有したる本來の精神を遂行せられん事を希望する。但し島の
內外に於ける諸種の企畫は一面には鍛意其の機を失せざる事を要するも、徒に其の功を急りて却て失敗を招かぬ樣
克く內外の形勢を考慮して確實なる發展を圖らざるべからず。
愼重を缺きて輕噪なる行動に出づるは取らざる所である。又對外關係に於ては畢意自利利他の道に外ならず能く彼
此意志の疎通を圖り、有無相通し永遠の協同親交を增進する所なくんはあらず、聯合國と今回の大戰に參加せる帝
國は直接間接共に負擔せる責任重大なり、之を離合國の各植民地が母國に對する犧牲的精神の流露に鑑み、我が臺
灣に於ても軍需品其の他經濟的方面に於て、諸君は又大なる努力と覺悟を要するものと信ずるのである。況んや臺
灣は、帝國南門の要樞たり自衞の爲にも忽にすべからざるものあるに於てをや。要するに今日は極めて邦家多端の
時であつて、悠長なる生活を許さない然し之を善用すれば、國民の氣風を一新し、禍を轉して福こなす事が出來る。
諸君は益々奮勵して、此好機會を逸せず、勤勉の道に依り、
茲に新任に際し一二所感を述べて就任の挨拶とします

●明石總督薨去田健次郎襲任

大正八年十月廿四日明石總督の薨去に依り缺任たりし臺灣總督には、十月二十
九日貴族院議員男爵田健次郎親任せらる。蓋し第一次文官總督たり。十一月一日著任同十一日府內高等官を集め新任

の訓示を爲すこと次の如し。

予は今回臺灣總督の大命を承り、任に茲土に涖むに當り、一言統治に關する方針の大綱を述べんとす。

予は文官として初めて、此の重任に膺り殊に責任の重を感ず。抑も、臺灣は帝國を構成する領土の一部にして、當然帝國憲法の統治に從屬する版圖なり。英佛諸國屬領の唯本國の政治的策源地たり、又は經濟的利源地たるに止まる植民地と同一視すべきに非ず。

隨て、其の統治の方針は、總て此の大精神を出發點とし、諸般の施設經營を爲し、本島民衆をして純然たる帝國臣民として我朝廷に忠誠ならしめ、國家に對する義務觀念を涵養すべく敎化善導せざるべからず、統治の方針此の如しと雖も、之を實地に行ふに當り、其の施行の方法に就ては愼重なる査核を遂げ、其の緩急順序を謬らざるを期するの要あり。地勢民情言語風俗を異にする臺灣民衆に向つて、急激に總て內地と同一の法律制度を實施せんとするが如きは、忽ち齟齬扞格を來し、却て之が疾苦を招くの慮なしとせず、先以て敎育の普及を努め、一面其の智能德操を啓發し、一面我朝廷蒼生撫育の精神と一視同仁の聖旨を感得せしめ、之を醇化融合して內地人と社會的接觸上何等逕庭なき地步に達せしめ、結局政治的均等の域に進ましむべく敎化善導せざるべからず。而して此目的を貫徹するの道は、官府に在ては誘掖指導を怠らず、民衆に在ては忠順勤勉に吝ならず相互に協力一般最善の力を盡すにあり。

臺灣は、由來天惠の資源に富み、領臺後二十餘年間に於ける生產力の伸展は頗る急迅にして、殆んど面目を一新せるの觀あり。彌て息まざれば、尙之を倍徙するの資質あるを疑はず。歷代總督の經營、其の效果亦著しと雖も、交通の便、水利の用、農林の法、漁鹽の利、衞生の術、其の他講究して擧行すべきもの鮮少に非ざるを感ず。若し夫れ眼を轉して海外との經濟貿易の關係を觀察せば、臺灣天與の地勢は北支會の要衝を占め、南支南洋等一葦帶水にして相隣するあり、人事の交涉亦頗る密接するものあるに依り、善く之を利用し、以て交通貿易の途を疏通せば、自他の便益を增進し、相互の慶福を伸暢すること頗る大なるものあるべし。

今や、世界の兵禍漸く戢り、平和の曙光を惟るとは雖も、思潮の動搖殊に甚だしく、歐米列國擧つて多事多難の秋に際せり。大勢の波及する所多少の影響を免れざるべしと雖も、徒に新を鶩ひ奇を衒ひ善良なる社會組織を破壞するが如き、或は腥桂守株、固陋澁滯の弊に陷るが如き、共に深く戒愼して之を避け、勉て時勢の進運に伴ひ、取捨其の宜を得、以て社會の安寧秩序を保持すべきは目下の一大要件なり、

以上は荏任匆々の時に於て、單に統治方針の大綱を諸君に訓示す。具體的施設の細目に至りては、時に隨ひ、機に臨み、更に指示する處あらんとを欲す。希くば諸君、前述の方針を服膺し、官紀を肅へ、情實を排し、忠誠精勤、朝廷負託の重任に副ふべく切偲翼贊國家の爲め努力盡瘁せられんことを望む。

●田總督轉任內田嘉吉襲任　田總督は大正十二年九月二日成立せる山本內閣の農商務大臣兼司法大臣に補任せられ、卽日貴族院議員內田嘉吉臺灣總督に親任せられ、十月十五日著任、翌十六日次の如き訓示を爲せり。

今般大命を拜し、乏を臺灣總督の職に承く、時恰も帝都震災の厄に遭ひ、上は　皇室を始め奉り、朝野擧て憂慮を深ふせざるは莫し。此時に當り、特に閫外の要職を拜す。實に、恐懼惜く能はざる所、捐軀盡職、以て恩命に奉答するの念殊に切なり、顧れば本總督、曩に佐久間大將を補佐して機務に參與すること五年有餘、今復た重ねて斯土に來る。宛も故山に歸りたるの思あり、殊に本日を以て改めて諸官に接見するは欣喜に堪へず。

惟ふに臺灣統治の方針は、夙に確立して儼然濫らざるものあり、歷代總督孰れも之に準據して、善く其の施設を爲